

平成19年9月18日 美波町議会第3回定例会を美波町役場議場に招集された。

1、 応召議員は次のとおりである。

1 番 新矢 公宏	2 番 江本 昇	3 番 寺下 博子
5 番 久保 行徳	6 番 影山 美雄	7 番 戎野 博
8 番 春田 裕計	10 番 山本 正男	11 番 丸龍 孝敏
12 番 岩瀬 公	13 番 笹田 重信	15 番 坂口 進
16 番 北山 朝彦	17 番 川尻 竹藏	

1、 不応召議員は次のとおりである。

な し

1、 出席議員は次のとおりである。

1 番 新矢 公宏	2 番 江本 昇	3 番 寺下 博子
5 番 久保 行徳	6 番 影山 美雄	7 番 戎野 博
8 番 春田 裕計	10 番 山本 正男	11 番 丸龍 孝敏
12 番 岩瀬 公	13 番 笹田 重信	15 番 坂口 進
16 番 北山 朝彦	17 番 川尻 竹藏	

1、 欠席議員は次のとおりである。

な し

1、 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 木里 茂樹

1、 地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席したものは次のとおりである。

町 長	藤井 格	副 町 長	中東 覚
収 入 役	別宮憲一郎	教 育 長	谷崎 満則
支 所 長	濱 浩治	総務企画課長	影治 信良
会 計 課 長	山田 由美	消防防災課長	寺内 康博
住民福祉課長	田川 仁重	高齢者福祉監	原 千代子
税務保険課長	山路 和秀	産業振興課長	栗林健二郎
建 設 課 長	鈴木 義勝	水 道 課 長	今津 秀貴
住 民 室 長	谷口 和江	地域振興室長	小坂 進

日和佐病院事務長	古字 直道	由岐病院事務長	木本 節
教育総務課長	丸岡 武	教育改革課長	海司 広幸
子どもセンター長	松本 晋児	国民宿舎支配人	岡本 照彦
社会教育監	岩瀬 和夫	工事検査監	草野 裕作
日和佐幼稚園園長	新開貴美代	由岐保育園園長	瀧本美佐子
木岐保育園園長	服部 園子	教育委員長	向山 篤宏
監査委員	平松 満		

1、会議事件は次のとおりである。

認定第 1号 平成18年度美波町公営企業会計決算の認定について  
 認定第 2号 平成18年度美波町歳入歳出決算の認定について  
 議案第53号 美波町地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定について  
 議案第54号 美波町地域防災拠点施設の指定管理者の指定について  
 議案第55号 平成19年度伊座利漁港沖防波堤新設工事請負契約の締結について  
 議案第56号 平成19年度美波町一般会計補正予算（第3号）  
 議案第57号 平成19年度美波町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
 議案第58号 平成19年度美波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

意見書について

常任委員会の閉会中の継続審査申出書について

9月18日(火)

(時に08時59分)

議

長 おはようございます。

本日 平成19年 第3回美波町議会定例会が、招集されましたところ、議員各位には何かとお忙しい折、ご出席下さいましてありがとうございます。また、議員各位におかれましては、日常生活、議員活動たいへんご苦労でございます。

また、先般の「ひわさうみがめトライアスロン」には、いろいろと町職員含め、ありがとうございました。選手700人余りの出席のもと、盛大に行われましたこと、本当にありがとうございました。

只今より、定足数に達しておりますので、これより平成19年第3回美波町議会定例会を開会いたします。

会議に先立ちまして諸般の報告を行います。

7月11日、市町村議会議員公務災害補償組合総会が、開催され、わたくしが出席しました。

7月21日、三豊市と友好都市調印式が行われました。

8月7日、阿佐東線連絡協議会が海陽町で開催され、議長が出席しました。

8月17日、阿南・安芸自動車道整備促進期成同盟会総会が、高知県室戸市で開催され、副議長が出席しました。

8月24日、徳島県南部地区四国横断自動車道建設促進期成同盟会総会が阿南市で開催され、議長が出席しました。

9月7日、文教厚生委員会が日和佐小学校改築及び「在宅サービス事業等について」委員会を開催いたしました。

9月8日、「四国の道を考える会」が高知県田野町で開催され、議長及び3名の議員が出席しました。

9月10日、平成19年第3回の議会運営委員会を開催し、委員6名と、委員外議員5名が出席し、提出議案等について審議いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、議長において指名いたします。

3番 寺下議員、16番 北山議員兩名を指名いたします。

日程第2 会期決定の件を議題といたします。

会期については、去る9月10日に議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長より、ご報告お願いいたします。

川尻議会運営委員長。

議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会報告を行います。去る9月10日、議会運営委員会を開催いたしました。委員全員の出席のもと理事者側から藤井町長、中東副町長、影治総務課長の出席を求め、平成19年美波町議会第3回定例会に上程予定の議案内容につきまして、慎重に審議をいたしました結果、会期は本日9月18日より9月26日までの9日間に開催することに決定いたしました。なお、一般質問の通告は、本日正午までといたしておりますので、ご承知願いたいと存じます。

以上、議会運営委員長報告を終わります。

議長 お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月26日までの9日間とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって会期は、本日から9月26日までの9日間と決定いたしました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配布の日程表により進めたいと思っておりますのでご了承願います。

日程第3 町長提案理由の説明を議題といたします。本定例会に提出されております議案は、一覧表にありますとおり、平成18年度決算認定2件及び議案第53号から第58号まで6件、計8件であります。

これを一括して議題といたします。

藤井町長。

町長 おはようございます。日増しに秋も深まってまいりました本日、平成19年美波町議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私何かとご多様の中ご出席を賜りまして、ご審議をいただきますこと大変ありがたく存じているところでございます。

さて、本定例会におきまして、ご審議をお願いする議案につきましては、平成18年度の決算認定2件と、指定管理者の指定議案2件、契約の締結について議会の議決を要するもの1件、平成19年度一般・特別会計の補正予算に関する議案3件の計8議案を提出しているところでございます。

議案説明に先立ちまして、第2回定例会以降の町政の動き、また、各事務事業の進捗状況について、それぞれご報告申し上げ、議員各位のご理解を賜りたいと存じます。

はじめに、先の第2回定例会におきまして、ご説明いたしましたいわゆ

る「平成の大合併」で未合併の14市町村の再編構想づくりを進めていた、徳島県市町村合併推進審議会は、7月19日に最終会合を行い、知事への答申案をまとめておりますが、この中で、5月の素案で示されておりました南部圏域での海部郡三町合併案につきましては、美波町及び海陽町、両町に反対意見があることなどから、現時点では、現行通りの枠組みとする方針へと修正がされております。

今回の「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」は、ご承知のように、5年間の時限立法である「新市町村合併特例法」に基づくものでありまして、答申を受けた知事が、県の構想としてまとめるものであり、その期限は、2010年（平成22年）3月末までとなっております。南部圏域につきましては、ただ今申し上げましたように、当面現行の状況が続くものと思われませんが、今回の合併論議を踏まえ、特に、一般市民から寄せられましたパブリックコメントにもあるような住民の意見等、また、脆弱な財政基盤の状況下での町の今後のあり方についてなど、当面は現状の把握と将来の見通しに努めるにいたしましても、いよいよ本格的な地方分権の時、美波町として生き残りをかけ、将来にわたって、真に分権の受け皿として、持続可能な適正規模であるのかどうか、というような幅広い議論が、今後とも必要となってくるのではないかと考えているところでもございます。

「美波町集中改革プラン」により組織機構の見直しを行い、第2回定例会におきまして、関連する条例の一部改正議案を提案し、ご承認をいただいていたところであります。

その内容につきましては、大きくは3点ございます。

本庁では「総務課」と「企画調整課」を統合し、「総務企画課」といたしました。支所では「総務室」と「住民福祉室」を統合し、「住民室」といたしました。

3点めでございますが、「教育委員会」部局の組織再編であります。支所の教育委員会分室を「由岐公民館」とし、「社会教育」のみを行うこととし、「学校教育」につきましては、本庁教育委員会に集約を図り、事務局組織を「教育総務課」・「教育改革課」の2課とし、また、併せて社会教育の総括職員を配置するなど、さまざまな教育行政の課題に総合的・機動的に対応する事務執行体制といたしております。

このことから、8月1日付で45名の人事異動を行ったところでございます。

次に、医療制度改革に伴う後期高齢者医療のシステム並びに国保の関係についてでございますが、まず、はじめに、医療制度改革に伴う電算システムの開発等につきましては、国保の電算システム改修費についても、後期高齢者医療制度改革に関連したものであることや、また、介護

保険制度との連携や、3つの制度を一体としたシステムの開発・改修・発注・契約事務等を行うのが効率的であることから、一般会計の老人福祉費と介護保険事業特別会計において、計上しているところでございます。

このため、医療制度改革に伴うシステム開発として、発注については、一般会計及び介護保険特別会計で行うこととし、電算システムの導入先である「四国情報管理センター」に8月に発注し、現在、システム開発と改修にとりかかったところでございます。

なお、後期高齢者医療制度システムにつきましては、現在、国においても最終的なシステム構築を調整しているところであり、本町においても、事務処理に支障を来さないように、それぞれの関係機関と連携して取り組んでまいります。

国保関係では、平成20年度から、国民健康保険の被保険者をはじめとして、社会保険等の全医療保険者には、40歳から74歳の被保険者、被扶養者を対象とした、特定検診・保健指導を効果的・効率的に実施するために「特定健康診査等実施計画」の策定が求められておりますので、現在、「徳島県国民健康保険団体連合会」の支援をいただきながら、保健師と連携して、計画策定に取り組んでいるところでございます。

また、平成20年度から始まる「後期高齢者医療制度」と関連し、特に国保税においては、現在の医療給付費分と介護納付金分の2本立てで算定されていたものが、20年度からは、新たに後期高齢者支援金分が加わり、いわゆる3本立てで保健税を算定することとなり、これに伴い、電算システムも改修する必要がありますので、現在、進めているところでございます。

なお、国におきましては、最終的な法整備の調整がなされており、保険税の試算等についての具体的な数値を示すには、今のところ示すには至っておりませんが、今回の制度改正に伴いまして、来年度の税率改正は避けられないものと考えております。

今後、制度改正の内容等につきましては、広報やチラシ等により、住民への周知を徹底、図りたいと考えております。

それでは、諸般の報告として、はじめに、総務企画関係でございますが、この秋以降、開催を予定しております町政懇談会に先立ちまして、要綱を制定し「出前講座制度」をスタートさせております。

この制度は、町民が主催する集会等に、町の職員が直接出向きまして、町政の説明等を行うもので、このことにより、町政に関する情報提供の一層の充実を図るとともに、町民のこのような学習機会の拡充と、意識啓発が図られるものと期待をいたしているところでございます。

次に、「美波町総合計画」の策定であります。基本構想・基本計画の策

定について、本年12月末の概要版のとりまとめ及び平成20年3月末の公表に向けて、審議会・庁内調整等の各作業を進めており、6月から8月にかけて、庁内調整で、職員ワーキングや各課ヒヤリングを、また、幹事会及び策定委員会を開催するなど、事業施策や課題についての協議を進めており、9月4日には、第1回の審議会を開催したところであります。

次に、地域イントラネット事業についての進捗状況でございます。このことにつきましては、海陽町を代表幹事として、海部郡3町で取り組んでおりますが、加入者系を視野に入れつつ、本年度は海部郡3町で、それぞれの町での公共施設間を、ケーブルで接続する工事を計画いたしております。

実施設計の入札が、去る14日に幹事町である海陽町において執行され、「ダックケーブル株式会社」が5,250千円で落札いたしております。今後は、実施設計に基づき、11月末頃を目処に「地域イントラネット基盤施設整備」の基幹工事の入札を行う予定でありまして、年度内の完成を目指しているところでございます。

なお、この事業については、いわゆる加入者系をも視野に入れていることから、施設運用については、開放して運用することといたしております。よって、放送を含むいわゆる情報通信網の運用事業者をどうするか。この選定プロポーザルを、10月に行うことといたしております。

次に、コミュニティバスの取り組みについてであります。6月20日から7月3日までの2週間、現行の「廃止路線代替バスの利用実態調査」を、実施したところであり、引き続き、先進地の調査、ルート・路線の設定とか、何よりも運営面についての検討を、行うことといたしております。

次に、友好都市、姉妹都市についてでございます。第2回定例会で決議されました「香川県三豊市との友好都市提携」調印式を、三豊市長・三豊市議会議長はじめ三豊市の関係者多数がご来町され、7月21日「うみがめまつり」の当日、「ホテル千羽」にて、両市町の関係者出席のもと、調印式を行いました。

また、オーストラリア連邦クイーンズランド州ケアンズ市との姉妹都市提携につきましては、現在、締結に向けての協定書作成の最終段階に入っており、調整が整いましたら、両市長、町長が署名をし、協定書の交換をすることと相成っております。

沖縄県恩納村との交流につきましては、8月8日及び9日に恩納村の子ども会を本町に迎えて、本町の子ども会メンバー宅での民泊や、川遊びを通して、親交を深めたところでございます。

次に、支所における総務企画関係の「まちづくり交付金事業」について

であります。

由岐西部地区において、平成18年度から繰り越しの承認をいただいております3件の工事のうち、遅れておりました東由岐・須花避難路整備工事につきましては、現在、完了いたしております。

今年度予定分の工事につきましても、去る12日に入札を行い、早期に着工すべく準備を進めております。

また、木岐の緊急貯水槽につきましても、入札を行い、着工のための地元調整を行っております。

由岐東部地区のキャンプ場管理棟改修工事につきましては、設計内容の見直しや単価更正を行っており、今月下旬に発注する予定で、今、作業を進めております。

次に、住民福祉関係でございますが、訪問介護大手「コムスン」による介護事業所指定の不正取得問題につきましては、9月7日の文教厚生委員会において、ご説明申し上げましたように、この問題におけるその後の状況につきましては、社会的批判を受け、継続困難と判断し、「コムスン」だけでなく、グループ内すべての介護事業を、同業他社への譲渡を検討していた件は、「コムスン」の事業譲渡先を選定している、いわゆる同社の第三者委員会から、都道府県ごとに分割される訪問介護事業に、延べ675件、252法人の応募があったと発表されました。

少ない県でも10件以上となり、いわゆる引き受け手が少ない「空白地」となるのを避けたいという自治体が、積極的な応募を呼びかけたこともあって、中小の介護事業者や医療法人などの企業・団体からの応募が、多数あったと仄聞いたしております。

訪問介護など在宅事業は、9月4日の第三者委員会において、各都道府県ごとに、それぞれの譲渡先がすべて決まり、徳島県は東京の「セントケア・ホールディング」に引き継がれることになっており、本町にある「日和佐ケアセンター」につきましても、この会社において、訪問介護などのサービスが引き継がれることとなっております。

次に、年金記録の問題でございますが、その後の対策として、すでに年金を受けておられる方につきましては、平成19年12月から20年5月までに、今後、年金を受け取られる予定の方につきましては、平成19年12月から20年10月までに、それぞれ加入履歴が、社会保険庁から送られて来ることとなっております。

また、年金記録照会の専用フリーダイヤル「ねんきんあんしんダイヤル」が開設され、相談体制が充実されておりますし、いわゆる約5,000万件の、基礎年金番号に結びついていない記録の名寄せ作業につきましても、コンピュータの記録と元の台帳などから、正確に転記されているかどうかの突き合わせを、今年度中を目処に完了することといたしてお



りますし、進捗状況につきましても、半年毎に公表するといったしております。

確実に、年金が支払われるための制度として、年金記録や確かな納付の記録の無い方々のために、本人の立場に立って、公平に判断され、年金額に反映されるよう、総務省に「年金記録確認第三者委員会」が設置され、全都道府県で「地方第三者委員会」が発足いたしております。

「年金時効特例法」が成立し、5年の時効が撤廃されましたので、記録の訂正による年金の増額分につきましては、それ以前の消滅した分を含めて、全額支払われることとなっております。

社会問題となった年金問題であることから、役場窓口における相談件数は、6月11日から8月末までに、139件の問い合わせがございました。

また、徳島南社会保険事務所が本町で行った臨時の年金相談には、1日で、180名もの方々が加入履歴等の相談に訪れておりました。

次に、年金保険料の着服問題につきましては、8月7日に徳島社会保険事務局から、市町村における保険料の着服事案の調査協力の依頼があり、その調査の回答するに当たり、確認いたしましたことは、平成13年度末で、現金の取り扱いが終わる時点で、すべての払い込みが終了していることと、また、社会保険庁での印紙の買い取りも終了し、通帳の残高が0円であったことを確認するなどし、「本町における着服事案は無かった」と回答をしたところでありますが、先の文教厚生委員会後の9月10日付で、再度、徳島社会保険事務局長から、徳島年金保険料の検認事務を開始した昭和36年度以降、平成13年度末までの期間について、人事処分記録等も確認するなどの再精査の依頼がありましたが、当町で、精査の結果、そのような事案は無かったことを確認し、その旨回答いたしております。

次に、「地域包括支援センター」の事務所移転であります。事務スペースが手狭なことと、相談事業におけるプライバシー保護の観点から、日和佐老人福祉センターの一画へ移転する工事を、7月下旬から進め、8月末に完成をいたしております。

9月から、新たな気持ちで住民の皆さまの介護マネジメント・地域支援の総合相談・権利擁護・虐待の早期発見と防止のための相談・ケアマネジメント支援の事業を、行っているところでございます。

次に、「美波町こども支援地域協議会」の発足についてであります。子ども達を取り巻く社会環境が、近年著しく変化しており、そのことから、子どもや家庭をめぐる問題については、複雑・多様化してきております。なかでも、児童虐待やいじめによる自殺など、悲惨な事件が多発し、大人や社会の責任が、大きく問われており、子どもたちを、社会全体で支

え、守らなければならない時代となってきました。

平成16年の児童福祉法の改正によりまして、地方公共団体は、児童虐待などを防止するために、関係機関等による地域協議会を設置できるようになりました。

本町においても、関係機関が連携し、要保護児童の早期発見、並びに要保護児童及びその家族への適切な支援を図ることはもちろん、子育て支援の推進などの目的を併せ持ち、未然防止も重視したネットワークを構築すべく、美波町こども支援地域協議会を発足し、8月21日に代表者会を開いたところでございます。

次に、美波町敬老町民の集いの開催であります。敬老月間の行事といたしまして、9月12日に、議員各位にもご臨席を賜り、平成19年度の「美波町敬老町民の集い」を開催いたしましたところでございます。

その席上に、ご長寿の節目を迎えられた百歳以上の高齢者10名、白寿2名、米寿59名、喜寿154名のお元気な方々をお招きし、当日ご参加いただき、皆さまとともに心からお祝いを申し上げたところでございます。

次に、産業振興関係でございますが、この度、環境にやさしい米づくりに取り組んでおります乙姫米栽培者54名、全員が「エコファーマー」の認定を受け、8月3日に、その認定証の伝達式が行われました。水稻栽培における化学肥料・農薬の使用を低減し、高付加価値型農業の展開と、安心・安全な農産物の提供に、栽培者が一丸となり、取り組んでいただけるものと考えているところでございます。

また、8月18日には、徳島市内などから、消費者60名を招き、稲刈り体験を通して消費者と生産者との交流を行うとともに、乙姫米の消費拡大を図ったところであります。

次に、県営中山間総合整備事業で、実施してきておりました「山河内かが谷の農村公園」についてでございますが、当施設につきましては、すでに、完成をいたしておりますが、県が事業主体でありました関係で、県有財産となっていることから、県からは、近々、美波町に譲渡する旨のお話を伺っておりますが、現在のところ、具体的な譲渡手続きに至っておりませんので、今後、具体的なお話になった時には、当町の設置条例案などを、提案することといたしております。

次に、7月14日と15日に行う予定でありました、「美波うみがめフェスティバル」であります。台風4号の接近により「海亀まつり」・「トライアスロン大会」とも延期をし、「海亀まつり」を翌週の7月21日に開催いたしました。残念ながら雨の中での進行となり、催し内容及び会場変更といった対応での開催となりました。

「トライアスロン大会」については、9月16日に開催をしたところで

あります。過去最多の707名からの応募があり、天候不順という条件下にもかかわらず、658名が参加をしてくれました。18歳から、最高齢者は78歳という幅広い年齢層の参加者の大会であったことと、また、参加者の8割以上が、570名という県外からの参加という、そして、また、参加対応として、家族・グループぐるみの参加が特徴でございます。そのようなスポーツイベントであることから、美波町内はもちろん、近隣の阿南市、あるいは海陽町まで宿泊の効果があり、我が町の自然を背景とした、大きいスポーツイベントを、行事として定着してきたものと考えているところでございます。いずれも、関係者の皆さまには、最後まで、ご協力賜り、この点、厚くお礼を申し上げる次第でございます。

次に、都市と地域の交流促進として、大阪市民との交流事業である「おおさか・帆船・あこがれ・美波」というタイトルの計画を、具体的に、進めているところでございます。来る10月6日と7日の2日間、大阪市民50名が乗った「大阪港振興協会」が所有する「帆船・あこがれ」を大浜沖に停泊させ、秋祭りを絡ませたイベントの中で、大阪の女性と地元のヤング男性による若者同士の交流や、あるいは大阪からやってくる実業家への美波町資源の売り込み、あるいは小学生を対象にした、帆船での宿泊体験等の交流事業を行う予定でございます。大阪市の幹部職員とか、実業家も多数参加されることから、この交流事業を通して、息の長い阪神間との交流を続けていくことが、我が町にとりましても、交流人口の拡大に繋がりますし、ひいては、町の活性化にもつながるものと、今は考えているところでございます。

次に、支所における産業振興関係であります。平成22年度の完成を目指しております伊座利漁港・沖防波堤については、先の議会において、県の継ぎ足し補助が削減される可能性が高まってきており、結果として、計画期間内に完成できないという危惧があり、いわゆる80トン型合掌ブロックから、100トン型の消波ブロックに変更することで、施工単価を低減し、完成に持ち込むことができないか、検討を行っているとの報告をいたしておりますが、このことから、今議会において、工事請負契約の承認議案を提案させていただいております。工事内容の詳細は、詳細な説明は、その議案説明のところに譲るといたしまして、平成19年度は、事業費の縮減と構造物の安定性向上のため、消波ブロックを100トン型シーロックといたしておりますことを申し上げます。

次に、海部郡3町で行っております「南阿波よくばり体験」についてであります。5月に広島県と滋賀県から各1校の修学旅行を受け入れてありますが、9月19日から20日にかけて、修学旅行としては、初のリピーターとなる広島県の廿日市中学校を、受け入れすることとなって

おります。

この廿日市中学校は、「南阿波よくばり体験推進協議会」が、修学旅行として、昨年初めて、受け入れた学校であり、前回は「牟岐少年自然の家」で滞在拠点として、各種の体験メニューは、分散して実施するという状態でありました。

しかし、今年5月の2つの事例にも見られるように、徐々に、体験メニューと宿泊の関係を、より良いものにする工夫が試され、今回は、郡内の10の宿舎で180名が分宿しつつ、6パターンの体験を行うこととなっております。

また、体験メニューの開発や、インストラクターの養成と併行して、修学旅行数の増加を目的とした、各種営業活動に取り組みつつ、修学旅行団が希望する「農山漁村での民泊」についても、協力者を募り、実験滞在を企画するなど、質と量ともに、活動が広がっているところでございます。

次に、宝くじ助成金で実施しております「歩き遍路サポート施設整備事業」についてでございますが、住民、町、県の関係者からなる、箇所・内容検討委員会を設置し、休憩所・案内板・誘導標の設置位置及び具体的な表示内容の検討を進めており、全体計画が固まった段階で、工事等に着手する予定といたしております。

お盆恒例のステージイベントである「ふるさと由岐まつり」を8月15日に開催し、住民と帰省客との貴重なふれあいの場として、約3,000人の来場者で賑わいました。

田井ノ浜海水浴場につきましては、7月1日から8月26日まで開設し、浴場の利用者は、前年度より500名多い、12,906名であります。期間中、ゴミの放置・施設へのイタズラ等の問題が多少ございましたけれども、事故も無く、無事終了することができました。

次に、県工事の主なものについて申し上げます。漁港事業のうち、前年度から繰り越しとなっております、港町の望篋橋につきましては、7月下旬に完成をいたしております。

また、数年前から、台風時の越波が大きくなり、台風の際に、後背地の住民が避難する事態となっております、いわゆる白浜海岸につきましては、防潮堤下部の浸食が進み、根固めブロックがむき出しになるような状態で、放置すれば、越波被害に留まらず、防潮堤そのものが破損し、民家に影響があることも、危惧されておりますので、以前から、県当局に対して、他の漁港における余剰ブロックの移転等を含めた対策を、要望してきたところでありますが、現時点では、未だ具体策が示されていないことから、この件につきましては、今後とも、引き続き、強く、議員各位と共に、協働のもと、要望活動をいたしてまいりたいと考えている

とございます。

次に、建設関係でございますが、はじめに、公共下水道及び集落排水についてご報告いたします。

本村地域の、県道日和佐小野線沿いの奥河集会所までの管渠工事第2分割については、発注いたしております。

マンホールポンプ工事につきましては、8月に完了し、これにより、厄除橋から役場側が、一部地域で、供用が可能となりました。

志和岐地区漁業集落排水事業は、管渠工事に先立って、家屋調査を実施いたしております。

河川関係については、7月の台風4号及び梅雨による豪雨により、木岐川上流で1箇所、田井の中田川の上流で4箇所、赤松の影野堰、清水堰の護岸及び堰が、また、新発口農地の3箇所が被災いたしておりますので、復旧する予定で、現在、作業を進めておるところでございます。

次に、県工事の主なものについてご報告申し上げます。

道路関係については、日和佐小野線恵比須浜字田井での、側溝・防潮堤の工事が8月に、また、西の地の山ノ神で盛土の局部改良工事が9月に、赤松由岐線では、北河内字久望でブロック積み等の局部改良と、由岐大西線の阿部で切土・盛土の局部工事が、それぞれ9月に発注されております。

河川・砂防関係では、奥潟川総合流域防災事業の千羽口橋上流の奥潟橋下部工事と護岸の工事を9月に発注し、それらの工事にかかる仮設道路と仮橋についても、9月中には発注予定と聞いております。

また、日和佐川河川特殊改良工事の工事用道路とブロック据え付け工事については、現在準備中だとお聞きしておるところでございます。

急傾斜地崩壊対策事業で実施しております、中由岐の老朽化した法面改修と、避難階段新設工事に伴う工事用の道路は、12月までかかりますので、本体工事は、12月から来年1月の発注になる予定と伺っております。

次に、港湾関係でございますが、9月に発注予定でありました日和佐港恵比須浜防波堤先端部消波工事は、11月発注になったとお聞きしておりますし、厄除け橋下流の右岸護岸の耐震調査については、秋以降の発注と伺っております。

次に、水道関係であります。恵比須浜字田井の、県道日和佐小野線の改良工事に伴う水道本管の引き替え工事については、7月末に入札を行い、現在、工事を進めているところであります。

次に、支所における水道関係であります。昨年に、断水で大変ご迷惑をおかけしておりました、破損個所の改修を含む「JAかいふ由岐支部」前の本管敷設替え工事につきましては、去る12日に入札を行い、着工

に向けて、現在、準備を進めております。

次に、消防防災関係でございますが、繰り越し事業として建設を進めておりました、日和佐浦地区津波避難タワーにつきましては、8月末に周辺整備工事を完了し、9月3日に地元住民、関係者多数参加のもと、落成式を執り行ったところであります。式典後には周辺住民を対象に、初めての避難訓練を行い、避難の状況及び施設の問題点についても、確認したところでございます。

また、当日は町内の学校、病院、福祉施設をも対象に、地震・津波による避難訓練を行いました。消防団幹部指導のもと、20箇所の施設において、参加者1,248人が避難誘導と避難場所への移動を行う中で、迅速な避難が図られているか、問題点等が無いかを確認いたしましたところであります。

次に、支所における消防防災関係でございます。田井地区における避難場所として、整備を行っておりました地域防災拠点施設整備工事が、8月3日に完了し、田井公民館が、地域の避難場所として、今後活用されることとなります。

次に、教育関係でございますが、先に申し上げました「集中改革プラン」に基づき、教育委員会の事務局組織を教育総務課、教育改革課の2課とし、様々な教育行政の課題に総合的・機動的に対応する事務執行体制といたしております。

学校関係であります。日和佐小学校改築については、9月7日の文教厚生委員会でご説明をさせていただいたとおり、設計業務については、プロポーザル方式により、設計業者の特定すべく、7月26日に選定業者7社によるヒアリングを行い、徳島市の「宮建築事務所」と設計業務の委託契約を締結し、基本設計の協議を進めているところであります。契約額につきましては、35,175千円で、履行期間を8月1日から本年度末の3月20日といたしております。

次に、由岐小学校の照明施設維持補修工事については、8月末に完成し、供用を開始いたしております。

英語教師招致事業による英語指導助手につきましては、前任者2名の契約満了に伴い、米国から2名の指導助手が、新しく着任をいたしております。

来月末に開催いたします「国民文化祭」であります。本番に向けた住民の機運の醸成を図るため、うみがめ祭りやタイアップしたイベントとか、町内の幼・小・中学校での体験教室等を開催してきたところであります。現在は、出演者並びに関係者との、具体的な調整打ち合わせを行っており、事業の目的とするところの、文化の交流・発信、ひいては地域文化の振興に資するという観点を、より効果的なものにするため、

町民の皆さまのご支援、ご協力をお願いするものでございます。  
社会教育関係につきましては、婦人会人権交流会や人権コンサート、子ども虐待防止講演会など、人権に関する研修会を行ったところでございます。

「夏休み地域学遊教室」として、子ども講座で3講座、青少年健全育成としての「キッズフェスティバル」を、由岐・日和佐両地区から多数参加して開催するなど、子どもに対する催しを行ったところでございます。体育関係では、ミックス・ソフトバレーボール、こがめ杯バレーボール、ふるさと野球、老人クラブニュースポーツ各大会を開催し、多数の町民の皆さんが楽しまれたところでございます。

また、7月6日に美波町のスポーツ環境及び実技指導・研修等について、計画的に進めていくための「総合型地域スポーツクラブ」を設立するため、設立準備運営員10名による設立準備会を立ち上げたところであります。

5月から修繕工事を行っておりました「B & G海洋センター」につきましては、7月1日よりリニューアルオープンし、夏休み期間中とも相まって、連日たくさんの利用者で賑わったところであります。

また、図書・資料館、総合体育館、うみがめ博物館についても、それぞれが工夫して催しや行事を開催するなど、社会教育施設として、町内外の皆さんに、利用いただいているところでございます。

以上「諸般の報告」といたします。

議員各位のご理解をお願い申し上げる次第であります。

続きまして本定例会に提案し、ご審議を賜ります議案につきまして、その概要を順次ご説明申し上げます。

はじめに、認定第1号は「平成18年度美波町公営企業会計決算の認定について」であります。このことにつきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づく、水道事業会計と病院事業会計の決算認定であります。

次に、認定第2号は「平成18年度美波町歳入歳出決算の認定について」であります。地方自治法第233条第3項の規定に基づく、美波町の一般会計及び11件の特別会計の歳入歳出決算認定であります。

合併して初めての年でありました、平成18年度の事務・事業の執行につきましては、地方自治を取り巻く大変厳しい環境の中であるものの、小さな町であっても、行財政事務の合理化・効率化等の改革を図りながら、地方分権時代にふさわしい行政サービスの資的向上も考慮した「まちづくり」のため、諸施策を積極的に展開してきたところであります。課題や問題点も多々あるかと思いますが、一定の成果も上がっているのではないかと確信しているところでございます。これ偏に議員各位、

関係機関、並びに町民の皆さまのお力添えのお陰と、深く感謝を申し上げます次第であります。ここに、それぞれの会計の決算書、監査委員の決算審査における意見書等を付して、決算認定をお願いするものでありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。なお、事業の成果報告につきましても、恒例の規程より添付いたしてございます。

次に、議案第53号は「美波町地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定について」であります。平成15年度から18年度までの4箇年事業として実施してきておりました「新山村振興農林漁業特別対策事業」の最終の事業として、伊座利漁協横に新築した「地域資源活用総合交流施設」の指定管理に関し、「伊座利の未来を考える推進協議会」を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第54号は「美波町地域防災拠点施設の指定管理者の指定について」であります。平成16年度から20年度までの5箇年事業として実施しております「まちづくり交付金事業」の由岐西部地区の事業において、東由岐漁協近くの通称「ネプト」と呼ばれる高台に、新設した、木造・平屋建ての「地域防災拠点施設」の指定管理に関し、「東由岐町内会」を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第55号は「平成19年度伊座利漁港沖防波堤新設工事請負契約の締結について」であります。このことについては、先ほどの諸般の報告でもご説明いたしましたように、漁村再生交付金事業として、平成18年度から22年度までの5箇年で、総事業費585,000千円、完成天端高DL+8.4メートル、天端延長50メートルの防波堤の完成を目指す事業でございます。

平成19年度事業として、去る12日、県の港湾・漁港の指定を受けております町内外の13業者により、指名競争入札によって執行いたしましたもので、「美波町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」により、請負契約を締結するにあたり、議会の議決を求めるものでございます。「契約の目的は、平成19年度伊座利漁港沖防波堤新設工事」「契約の方法は、指名競争入札」「契約の金額は、78,750千円」「契約の相手方は、株式会社大竹組、代表取締役 戎谷一平」であります。

工期につきましては、議会の議決のあった日の翌日から、平成20年3月21日までであります。この工事の全体計画は、昨年、木岐で製作し、存置してある80トン型合掌ブロック7個を据え付けるとともに、新たに、100トン型シーロックという消波ブロックを51個製作し、据え付けることで、沖防波堤の港内側で水中にある、現在の天端高暫定DL



- 5 mの部分を、陸上の暫定天端高DL + 3 mまでとし、延長では28.5 m施工することを予定するものであります。なお、今回の入札での請負率は93.16%でございました。

次に、議案第56号は「平成19年度美波町一般会計補正予算」であります。歳入・歳出予算の総額に、それぞれ272,569千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を4,784,384千円といたしております。なお、今回の補正での大きな歳出は、地域イントラネット基盤施設整備事業負担金159,359千円の追加と農業・土木施設の災害復旧費の追加65,830千円であります。

それでは、歳出についての主なものを中心にご説明いたします。

14ページの総務・企画費で、地域イントラネット基盤施設整備事業負担金の追加159,359千円。

16ページの民生・老人福祉費で、海部老人ホーム負担金の追加3,637千円。

17ページの衛生・清掃総務費で、ストックヤード建設工事の追加2,800千円。

18ページの農林水産業・林業振興費で、森林情報管理システム整備事業委託金の追加2,500千円。

19ページの商工・観光費で、うみがめフェスティバル補助金1,374千円と、都市と田舎の交流事業補助金の追加900千円。土木・道路維持費で、路面補修等の追加5,000千円。

20ページの土木・道路新設改良費で、志和岐9号線外の道路改修の追加1,700千円。

21ページの消防・緊急津波対策事業費で、防犯灯の設置費追加2,640千円。

22ページの教育・公民館費で、地区公民館の修繕費追加2,606千円と、日和佐公民館前駐車場の整備工事の追加2,000千円。

23ページの災害復旧・農業施設災害復旧費で、台風4号の被害による復旧費として、16,905千円と、土木施設災害復旧費の追加48,922千円。

24ページの諸支出金・医療対策援助基金費で、積立金として3,000千円などを計上いたしております。

なお、人件費に係る増減につきましては、8月の人事異動に伴うものでございます。

以上が、今回の補正予算における主な歳出でございます。

なお、これらの歳出に充てる主な財源といたしましては、特定財源では国・県の支出金で43,772千円、地方債167,100千円、その他財源7,050千円、一般財源として54,647千円を

充てることといたしております。

次に、議案第57号は「平成19年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算」であります。歳入・歳出予算の総額にそれぞれ16,986千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を1,313,973千円といたしております。

歳入では、7月に国保税の第1期分の賦課が終わり、調定額が確定したことによる増減の調整でございまして、歳出につきましては、前年度精査による国庫への返還金の追加等の補正予算であります。

次に、議案第58号は「平成19年度美波町介護保険事業特別会計補正予算」であります。歳入・歳出予算の総額に、それぞれ27,441千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を1,061,020千円といたしております。前年度精査による、国・県・支払基金に対する返還金及び一般会計への繰出金等の補正予算であります。

以上、提案いたしております。議案の主だったものの概要をご説明申し上げましたが、国と地方の格差の問題が、大きくクローズアップされ、ようやく議論がなされようとした矢先の政局の混迷は、地域の足腰を強くする政策を期待していた地方にとりまして、政府の地域経済の活性化戦略の策定が遅れることは、なかでも特に、経済財政諮問会議が選挙結果を受けて、これから地域経済の活性化策を中心課題に据え、地方間でも、格差が目立ちはじめた、零細・中小企業対策とか、農業問題、公共投資についての重点施策として、取り上げてくれる予定だったことから、少なからず、今後の地方自治の運営の影響があるものと思っているところでございます。

しかし、どのような状況の中にあっても、日々、行政として、住民の福祉の向上と、安心・安全についての対応をしていかなければなりませんので、政策・課題等については、申し上げておりますように、「選択と集中」という視点に立って、重点的に対応できる、簡素で効率的な行政の実現に努めると同時に、小さくても地域の特色を活かす、創意と工夫を持って取り組む所存であります。

どうか混迷の時でございますが、議員各位におかれましても、さまざまな角度からの、ご意見・ご提言・ご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、簡単でございますが、諸般の報告及び提案説明といたします。なお、議案の詳細につきましては、担当課長から説明をいたささせていただきますので、ご審議の上、なにとぞ原案どおりご承認を賜りますようお願いを申し上げます。町長提案理由の説明といたします。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

議

長 町長の提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。ただ今、議

題になっております、認定第1号及び第2号の2件につきましては、委員14人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審議することにしたいと思っております。なお、構成委員は、お手元に配布しております名簿通り指名したいと思っております。  
ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 それではご異議なしと認めます。  
したがって、認定第1号・第2号の2件につきましては、委員14人で構成する「決算特別委員会」を設置し、これに付託して審議することに決定いたしました。
- 議 長 日程第4 委員会報告を議題といたします。  
閉会中の所管事務等の調査について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。北山文教厚生常任委員長。
- 文教厚生委員長 それでは、議長の許しを得ましたので、文教厚生常任委員会報告をさせていただきます。最初に、議員の皆様、議会閉会中の委員会活動についてご報告申し上げ、併せて住民の皆様、ご報告申し上げたことにしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。  
去る9月7日、委員出席のもと、理事者より、藤井町長はじめ中東副町長、別宮収入役、谷崎教育長、丸岡教育総務課長、田川住民福祉課長、原高齢福祉監、藤井包括センター長、及び担当二名が出席。また、多数の委員外議員の出席を受け、文教厚生委員会を開催しました。  
今回、付議した事件は、日和佐小学校改築工事について、在宅サービス(コムスン関係)事業について、その他、3点を議題としました。  
議題 については、6月の議会運営委員会で「特別委員会を設置しては」との意見がありましたが、最終、文教厚生常任委員会で協議をすることになりました。また、8月10日に設計業者との契約が結ばれたことを受け、教育委員会より経緯などの説明を受け、より良い改築が成されるよう協議したいと思っております。  
丸岡教育総務課長より、改築に至った経緯として、平成17年12月議会(旧日和佐町)で耐震診断の委託料が計上され、平成18年6月の判定結果は、管理教室棟(南校舎)及び体育館は建て替え可能な数値で、特別教室棟(北校舎)は微妙な数値となったが、現状はコンクリートの破裂による劣化が著しいことから、建て替えを視野に入れ、県教育委員会と事務的協議を進めた。  
また、建て替え用地については、平成18年8月定例教育委員会で、新たな用地取得はできない旨の方針が示され、現在地での建て替えか、旧

中学校跡地に絞って、検討していくこととなり、最終、現在地に建て替えることになり、保護者へのアンケートを実施、対象者は、日和佐小学校に在学する児童の保護者153人に実施し、回答率89.5%（137人）の意見を受け、基本構想を作成した。

次に、設計業者の選定について、プロポーザル方式を導入、並びに設計業者選定の経緯については、よい建築を実現のためには、最適な設計者の選定が必要であり、高性能・高品質の建物を実現する上で、最も適した設計者の選定方法として、望ましいプロポーザル方式を導入した。設計者の選定は、平成19年5月に、プロポーザル方式による審査委員会を設置し、プロポーザル実施要領、業者の選定基準及び特定基準、基本構想に基づき、8業者の選定をし、ヒアリングを実施した結果、「株式会社宮建築設計」を設計依頼業者に特定した。

設計委託契約委託料35,175,000円、履行期間平成19年8月1日より平成20年3月20日、また、設計と管理については、別の業者を選定する方向で検討しているとの事でした。基本設計の概要は、校舎の主たる構造を鉄骨造りとし、間柱・間仕切り壁は木造（予定面積2,400平方メートル）体育館については、鉄骨・平屋建て、延べ面積800平方メートル、津波対策のため1階の腰壁まではRC造りとする。事業計画の予定は、基本設計は、平成19年10月初め、実施計画は平成20年3月10日の予定、改築工事は平成20年8月上旬から平成22年3月中旬予定、供用開始は平成22年4月予定、事業費は10億円を目標とするとの報告がありました。

委員からは、現在地に建て替えることについて、現在地は、駐車場があまりなく、2年間も仮校舎に移らなければならないことについて、保護者からの異存はなかったのか、旧中学校跡地でできなかったのか、裏山が急傾斜地に指定されているが、問題ないのかとの質問があり、現在地は、文教と行政の伝統のある場所であり、すでにボーリングなどの調査も終わっている。駐車場については、別に確保したい。急傾斜については、対策工事をしているので心配は無いが、安全安心のための周辺整備などを含めた検討を行う。中学校跡地については、将来の都市計画にそなえて確保しておきたい。また、現在地は、災害時の避難場所として想定しているので、飲料水のタンク設置を計画しているとの答弁がありました。

また、改築に係る保護者へのアンケートについて、他の学校（赤松小学校）にもアンケートを実施したのかとの質問には、校区外はしていないが、将来を見据えた建物・施設として検討しているとの答弁があり、委員からは、「赤松地域の保護者の方は、日和佐小学校改築に合わせ、統合を望んでいる。今後、地域懇談会などで保護者及び地域住民と話し合っ

ては」との提言がありました。

当委員会としては、今後、随時開催する委員会で、改築の進捗状況について説明を求めていくとともに、将来の学校のあり方についても、議論していきたいと思っています。

次に、議題 については、6月の委員会で報告がありました「コムスンの譲渡計画」について、現在、売却先が決まったと新聞報道がなされていますので、その内容について。また、検討課題であった「夜間の訪問介護について」の報告を求めました。

原高齢福祉監より、現在までの経緯について説明があり、7月31日、「株式会社コムスン」から、厚生省に対し、「株式会社コムスン事業移行計画」が提出され、事業移行のための事業者公募を開始。8月17日、公募状況について、最終発表があり、居住系サービス52件、在宅系サービス675件の応募が報告され、8月28日の居住系サービスのグループホーム、有料老人ホームの譲渡先を正式に発表。9月4日、厚生省に在宅系サービスの譲渡先について、徳島県は「セントケアホールディングス株式会社」が選定され、事業継承について、協議に入ることになり、県及び本町の取り組みについては、相談窓口の相談件数（8月31日現在）は、徳島県27件、美波町2件で、相談内容は「今後も引き続き、サービスが受けられるかどうか」との相談がありました。譲渡までは、「コムスン」が責任を持って、サービスを提供し、その後についても、分かり次第連絡しますと説明をしているとの報告がありました。

当委員会としては、住民の不安を解消するため、迅速に対処するとともに速やかに情報提供することを再度要望しました。

次に、議題 については、現在新聞報道などで問題になっている、公的年金の保険料着服及び年金記録の訂正について、美波町ではどうなのかという観点から、年金相談の件数と、内容について、説明を求めました。

原高齢福祉監より、年金相談件数について、6月11日から8月までの相談件数は、支所で52件、本庁で75件、社会保険事務所受付分12件、計139件。相談内容は、加入期間と納付期間の確認。窓口相談に来られた方の国民年金納付記録の送付は、社会保険事務所へ電話で依頼し、回答については、直接、相談者個人に郵送にて送付される。

また、徳島社会保険事務所が、美波町庁舎で行った臨時年金記録相談には、約180件の相談があったとの報告がありました。

委員からは、美波町での記録の不備・保険料の着服などの不正問題はないかとの質問に対し、問題は無。県も報告しているので、確認していきたいとの答弁であり、本日の提案理由の説明の中で、報告がありました。

当委員会としても、町民が、「不利益を被らないように対処すること」

を要望しました。今後とも、迅速な対応を、再度要望します。  
最後に、次回の委員会の議題は、「後期高齢者（75歳以上）保健事業  
について、医療制度改革に伴う保健事業（特定健康診断など）について」  
開催することを確認し、委員会を閉じました。以上で、文教厚生委員会  
報告を終わります。

議

長 委員長報告が終わりました。以上で、本日の日程は終了しました。本日は、これにて散会いたします。ご苦労でした。

（時に10時25分）

9月21日(金)

(時に09時00分)

議

長 おはようございます。

只今の出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、休会前に引き続き会議を開きます。

日程第1 「一般質問」を行います。

一般質問の通告者は8名です。通告順に発言を許可いたします。

2番 江本議員の一般質問を許可いたします。江本議員。

2番議員

2番 江本。おはようございます。前回にも関連された質問があった件でございますが、イントラネットの整備基盤と、もう一つは海部3町で運営している老人ホーム、この中に「特別老人ホーム」とありますが、「特別養護老人ホーム」でございますので、訂正願います。

では、イントラネット基盤整備でございますが、町民の多くが2011年のデジタル放送に、いろいろと心配されておるところであると思いますので、それに基づき、基盤整備について、今現在3町で進められておるところの状況について、説明をお願いしたいと思います。今回の補正予算の中にも組まれておりますように、もうすでに整備の計画進んでおるところでないかと思われますので、どのような形式で行われていくのか、まあ、有線でいくのか、アンテナの中継方式でいくのか、それとも、インターネット等を併用できる光ケーブルとか、そういうふうな回線を利用するのかという点でございます。それについて、どのような計画を持っているのか、お聞きしたいと思います。

それと次に、今現在アナログのテレビで、みな受信されておる放送でございますが、これ、デジタル式になれば、まあ、今現在のテレビでも、デジタルチューナーをつければ見れるということは、まあ、何回も説明され、また、テレビ等でも放送されておりますのでわかると思いますが、今度これ、デジタル化になって、新しく回線ができるとなれば、今現在、各テレビ組合が持っておられる放送も利用しておられる組合等、次にかかるデジタル放送の整備基盤、そういう回線との、どうなっていくのか。それと、これからの維持運営テレビの組合の維持運営等でいけるのか、それとも、新しくケーブルテレビとかいう民間の会社、そういう諸々との兼ね合いってというのはどういうふうな方向にいくのか、お聞きしたいと思います。

次に、整備、基盤整備ができるとしたら、所信表明の中でもございましたように、まあ、本庁・支所・各学校・公民館・病院等の公共施設を先

に整備していくというようなお話のあったと思いますが、それについて、どのような運営の方法をとられるのか。町の広報とか、いろいろな利用方法があると思います。また、その中に、できれば、議会の中継も含めた、そういうふうなものができるのか、そここのところをお聞きしたいと思います。

次に、老人ホーム、また、特別養護老人ホームについて でございますが、ちょうど1年前にもこれに関連して質問させていただきました。その中に、平成7年度より、海陽町の特別養護老人ホームについては、利用者が無いと。そういう現状でありながら、維持運営の負担をしておる。まあ、年間何百万単位でございますが、ずっとそれをしておると。また、牟岐の老人ホームにしても、近年の7年間、多いところで最高4人。まあ、去年今年にしても、2名というような状況の中で、施設の維持運営に対して負担金として、かなり出ております。また、今回の補正の中にも出されて、また、金額が出されてますように、300万の補正がなされております。そういうふうな、利用者が少ない状況の中でも、こういうふうな負担を強いられてるといのは、どういう割合でこうなっておるのか。そここのところも、十分にお聞きしていきたいと思ひます。

幸いにも上灘においては、由岐地区には「ねんりん」、日和佐地区には「ヒワサ荘」、牟岐地区には「緑風荘」と民間の施設が充実しておる中で、まだ、公共的な自治体が運営する必要があるのか。これからどういうふうな取り組みをしていくのかをお伺ひして、質問に代えさせていただきます。よろしくお願ひします。

議 長  
総務企画課長

総務企画課長。

それでは、わたくしの方からイントラネットの基盤整備について、お答えをさせていただきます。

まず、海部郡3町で進めております、地域イントラネットの進捗状況ではありますが、去る8月24日に総務省より補助金の交付決定があり、9月14日に、幹事町である海陽町におきまして、実施設計業者の指名競争入札を執行いたしまして、広島市に本社のある「ダックケーブル株式会社」が、5,250,000円で落札いたしております。

今後につきましては、実施設計に基づき、11月中に「地域イントラネット基盤施設整備」の工事請負業者の入札を予定しておりまして、年度内の完成を目指しております。

次に、2011年のデジタル放送を対象とした、今後の計画、見通しではありますが、美波町内には、NHK徳島放送局と四国放送の中継局が、明神山と玉厨子山の2箇所にあります。そのうち、明神山につきましては、現在デジタル放送を開始いたしております。玉厨子山中継局につきましては、早ければ平成20年3月頃に、デジタル放送を開始予定と伺



っております。その他の民放デジタル放送につきましては、和歌山県御坊市の中継局からの電波を受信しておりますが、その中継局のデジタル対応につきましても、平成20年の初めを予定しているというふうに伺っております。

町といたしましては、この和歌山県御坊市の中継局からのデジタル波については、安定して受信することができないだろうというスタンスで、検討をしております。徳島県におきましても、全県ケーブルテレビ網構想を策定しているところございまして、本町をはじめ、海部郡におきましても、ケーブルテレビの整備がいちばん現実的ではないかというふうに考えております。

それから、イントラの基盤整備後の利用でございますが、公民館や図書館、学校等を、光ファイバーでネットワーク化することによりまして、行政情報提供システムや、学校間の交流システム等を構築いたしまして、住民サービスの向上を図ることといたしております。

議員がおっしゃられました議会の中継等につきましても、できるというふうになるかと思えます。

それから、既存のテレビ組合がどうなるのかというようなご質問ですが、ケーブルテレビでやるというふうに決まりましたら、既存のテレビ組合の施設につきましては、使用することなく、整備を進めるということになるかと思えます。以上です。

議長  
高年齢者福祉監

高年齢者福祉監。

江本議員さんからのご質問であります、海部郡3町で運営している老人ホーム、特別養護老人ホームについて、当町からの利用者が無い、または、減少している中で、負担等を含めた施設の取り組みはについて、ご質問にお答えをいたします。

「海部老人ホーム町村組合」、「海部特別養護老人ホーム事務組合」につきましては、郡内3町の負担金により運営されております。

まず、施設の概要ですが、牟岐町にございます「海部老人ホーム町村組合」は、介護保険に該当しませんが、在宅で生活できない方を入所措置する養護施設で、昭和31年の開設と古く、鉄筋コンクリート造平屋建て、入居定員は、50人であり、現在は、45人ほどの入所があります。この6年間となる14年度から今年度までの、旧日和佐町と旧由岐町合わせた利用者は、14年度から17年度まで各4人、18年度は3人、今年度は2人、現在は1人となっております。

また、14年度から今年度までの負担金は、14年度から16年度までは、それぞれ 21,173,000円ずつ。17年度は、16,050,000円。18年度は、11,597,000円。今年度は、15,234,000円となっております。

また一方、海陽町にございます「海部郡特別養護老人ホーム事務組合」は、介護保険施設で、昭和53年に開設し、鉄筋コンクリート造平屋建て入居定員は、50人です。ショートステイ5人で、現在の利用は、50人となっています。この施設に、現在美波町からの利用者はありません。

14年度から今年度までの負担金は、14年度と、15年度は、6,809,000円ずつ。16年度 6,711,000円。17年度 5,338,000円。18年度 5,686,000円。今年度は、5,678,000円となっています。

老人ホームの維持管理運営につきましても、問題意識を持ちながら、今日に至っているところでございます。今後は、負担割合の見直しなども含め、広く議論を高めていき、海部郡町村会においても、すでに課題として取り上げておりました、今後、負担割合の見直しに取り組んでまいりたいと思います。終わります。

議長  
2番議員

江本議員。

自席から失礼いたします。イントラネットの基盤整備について、まあ、着々と契約状況も説明していただきました。この中でですね、今後、どのようにしていくかっていうところにつきまして、今現在、共同アンテナも通ってないような所も、まあ、難聴地域って言うたらなんですが、不便な所の放送ですね、これは、どのようなかたちで指導されていくのか。先日も、徳島新聞の中で、県内でも2500世帯というような、放送が受信できないというような内容のことが書かれておりました。今現在、こういうふうな中で、インターネット関係にいたしますと、ワンセグですね、ワンセグって、携帯電話でもテレビが視聴可能ってというような、まあ、都市部ですけど、そういうふうなかたちのが出てきており、また、衛星放送は、まあ、番組は違いますけど、まあ、常套手段としてそれも使えるのではなかろうかと。そういう時に、中心部だけカバーできて、ちょっと地区内から外れた所の方のケアはどうしていくのか。同じように、整備基盤の中に入らないっていう所のカバーを、どういうふうに考えておるのか。そこのところをお聞きしたいと思います。

それともう一つは、今現在でも、テレビ組合に関して、加入してある人は、やっぱり、維持費・運営費の負担金は出しておりますよね、そして、これはほやけん、次に新しく、まあ仮に、会社、民間会社と契約して、民間会社に委託するとなれば、また、負担金の割合もどういうふうになっていくのか。まあ、NHKとかの受信料は、また別だと思っておりますが、直接的にそういうふうなところは、どういうふうなことになっていくのかっていうところ、それをちょっとお聞きしたいのと。

それともう一つ、老人ホームの件でございますが、今、説明受けました

が、実際問題として、これ、いつまで、このようなかたちの運営方法をとられるのか。そのまあ、特別養護に関しては、まあ、いろいろ問題あると思いますが、老人ホームに関して、もう、県も結局民間に委託して、やられるという中で、これから、ほういうふうな施設が、いつまで自治体の中で運営していかれるのか。もう、ほとんど民間に委託っていうことが、もう、定例となってきたおと思うんですよ。それを、いつまでも今年に関しても、これ、総額で補正に360万というかたちの金額が出てきております。これを合計すると、今年で1,500万。牟岐町の場合は、30人の収容で1,200万。海陽町の場合は13人で2,000万ちょっと、というような金額の査定でございますが、これ、どういうふうなかたちの振り割りになっておるのか。できれば、これ、普通で考えれば、入所者に対して比例ってというのが、当り前やと思うんですが。この点について、どのように感じておるのか、お聞きしたいと思います。

議  
町

長 町長。

長 2点、お尋ねがございました。基本的なことをわたくしからお答えして、詳細にあたっては、先ほど答弁した両課長から、補足させていただきます。

まず、1点は、テレビ受信組合の件ですけれども、このIT基盤を進めるにあたって、地上はデジタルを整備するにあたりましては、まあ、各県とも、そのテレビ受信組合ですね、難視区域をお互いが銭を出し合って、アンテナを作って、それぞれ難視を解消するっていうことで、当時の電波事情を、当時の地形事情を勘案して、当町におきまして、あるいは旧由岐町におかれまして、当町におきまして、それぞれあります。

実は、今度、デジタル波に向かっては、各県ともそうですけれども、実はテレビ受信組合は、平たい言葉で言うたらもうお引取り願ってですね、円満解消していただくということによって、構築をしていきたいと。すでに、当町のテレビ受信組合についても、われわれが、負担金みなそれぞれの皆さん方からいただいた受信組合としての、受信の方々から、組合として徴収して、当てておるんですけども、その運営は今後どうなるか。それには、もうはっきりした言葉として、ひとつ解消していただきたいと。円満なご理解と、ご承認をいただいた上で、新しい構築をしていきたい。こういうことで、臨んでおるところでございます。

ちなみに、お隣の香川県につきましても、沿岸部は非常に受信組合が多かったんですが、それぞれの主張があったら、統一的なことはできないということ、円満解決した事例もございますので、本町につきましても、そのように受信組合の代表者、で、受信組合といっても、それは

みんなが出し合ったお金でございますので、独立して存在するものではないと。是非ご理解を。それが1点でございます。

2点めの、特に、海部郡牟岐町に所在する旧6町村で運営してきた、「海部老人ホーム」についての将来の見通しについてのお尋ねでございます。ご多分にもれず、昭和30年当時っていうのは、やや高齢化があって、高度成長に向かおうっていう時でありまして。一方、やっぱり在宅では難しいって、やっぱり老人ホームということで、老人に安心と安全な自助ある人についての措置をするということ、時の要請として、6町足並み揃えてスタートしたのは、ご存知のとおりであります。

実は、この運営につきましては、当時、古い話ですが、その人口割でいこうと。6町のそれぞれの総人口、総費用を人口で、費用を全部の人口で割るといって、単純なことでスタートして、今日に至っておるのであります。で、その後、実際、それは地域の人口、0歳児から生存者の全人口に比例して、入所してくる、老人ホームに入所してくる老人も、人口に比例した一定の割合で、まあ、老人ホームに入るだろうと。まあ、それも一つの方法かもしれませんが、しかし、現実には、入所をしとるのは、個人としてのサービスがだいぶ多い。だから、入所者割というのは当然で、その議論が相成らなければならないと思うんで、それは今日的な判断で。

実は、手短に、もう、お答えを申し上げますと、最早、当町にありました県立の老人ホームでさえ、もう、民設、民間が設備を作って、民設民営、民間の施設で運営していただくと。こういうようになってきている時代であります。そういうことで、海部郡としての、組合としての老人ホームのあり方も、実は、わたくし就任して、すぐ問題提起をさしていただきまして、それで、まあ、当時、牟岐町長が任期満了に伴って、その去就が、まだ、はっきりしてない段階での、わたしの提案でありまして、で、そこで、じゃあ牟岐町政が、町長が、首長がかたまり、議会が選任された状態で、もう一度、議論しようということ、その1年前はわかれておったんですが。

過日、先月でした、海部郡町村会の集まりがありましたところで、わたしは、実は、その海部郡の3町のお世話をする当番になっておるものですから、やりにくかったんですが、ぜひ、この問題についても、それぞれ見直すべき時期にきたと。で、過般、牟岐町の首長、あるいは議会が組成した段階で、議論しようということであったので、あえてこの場で提案するがということで申し上げた。で、その時に、実は、ざっくばらんに、これ、申し上げときませんと、審議の方向が誤ってもなりませんので、ちょっと時間いただきまして。

その時に、旧6町当時、実は、「今、美波町から、そういうご発言をいた

だくとは思わん。それはなぜかっていうと、美波町には、県立の老人ホームというものがあって、そして、今になって、そういうことを言われても困るんだ」と。で、その時に、牟岐以外の「特別養護老人ホーム」についても、旧日和佐町の首長から、そういうご意見があったので、特養については、単純に人口割というものではなからうと。まあ、その言い分もあると。ということで、特養については、いわゆる人口割に加えて入所者割、入ってサービスを受けてる人は何人あるかによって、比重を高めるという負担割合に、改正をしてきたことであると。いや、実は、今は、牟岐町の老人ホームについて、問題提起をしているんだけども。こう申し上げたところで。

そこで、その牟岐町の老人ホームについても、実は、その、人口割をすべてであったんだけども、2年程前に、その1割部分だけを入所者割にしたと。その結果がですね、先ほど、原老人福祉監からお答えしましたように、本年度で1,500万という負担になってると。

で、結論的に申し上げますと、最早、民設民営の時代にあって、廃止を前提とするという頭で、問題を投げかけたんですが、海陽町の方の特養を守るというご意見が一つと。牟岐町自身は、ご発声は無かったんですが、わたくしも、取りまとめる立場上、まあ、問題意識としては、そういうことがあるとして、当面は、もう少し負担割合について、早急に見直してもらわなければ困るということで、監が答えたように、実は、もう問題提起して。

どう考えましても、その人口割に應ずるっていうのは、ちょっといただけないなと。ただ、その時に、もう一つの議論として、やっぱり海部郡は、協働して生きてきた問題があると。消防行政と、ゴミの問題であります。で、まあ、ゴミにつきましては、まあ、言葉は悪いですが、嫌悪施設は、牟岐町が一手に受けてると。その問題もある。消防も然りであると。だから、協働してお互いが、その臨むという、出るという一衣帯水の共同体は、やっぱり、これは基本として崩せないと。

そこで、ある町についてだけ、不利益の部分だけ言い、じゃあ、ゴミはどうするんだってなってきたら、また、問題が起きると。これは、みな、言葉にしながらも、非常に3町を思い合いながらのご発声でございました。で、そういう中でございますので、総合的に勘案した時に、老人ホームについて、たった一人の。言葉は悪いですよ、わたし。たった一人の老人の措置のために、1,500万なる負担金ということになりますと、相当なものであると。

実は、職員も20名おいでます。施設も古いです。そこへもってきて、その年々と、その徘徊老人がおるもんですから、マンツーマン、今3対1でやっております。3対1っていうのは、保健婦さんとか、そのマン

ツーマンでサービスを、3・1のサービスを、さらに濃厚にすると。いろいろ、そうでなくても、今の負担が耐えないのに、制度改正と、老人の、収容老人に対する安全安心の確保のために、制度改正がどんどんくるといふ負担増もあると。最近では、もう一つは、その端末を付けてのですね、24時間体制に、また、これも金がかかると。

まあ、こういういろんな議論がある中で、海部3町として、当町にとっては、海部の老人ホームに対する、この負担についてだけは、主張したんでは、3町が、これはもう分解すると。その折に、当町も、ゴミの明日の問題、こういうようなこともありましたもんですから。で、いつまでというか、あの廃止とか、あるいは施設の運営の主体を変えるということはいえませんが、当面は、負担割合については、持ち帰った議会でも、町民の、なかなか、ご理解が得にくい状況になってると。協働して生きていくという、海部の精神は伸ばすとしても、やはり、これはぜひ見直すべきだと。で、ありますので、おそらく、もう一つの下の方の首長さんも。そういうこともあったから、特養については、見直してきたということでありまして、それでも、500万ですね。0でも、500万。

ですから、本件に関しまして、今、美波町だけが、自己の利益を主張することについてだけ、公平の観点から理論を言うと、ゴミ・消防の問題がどうなるかっていうことで、実は、他に、ごしないような主張をしたいと思いつつも、なかなかしにくかった。今後、結論的に申し上げます。海部老人ホームは、おそらくこのまま続けることは、困難だという認識は持っております。

もう一つは、所在しておる、その牟岐町のご自身が、どのように譲っていくかと。職員の20名を、どのようにするかということを見極めをつけた上で、一定の期間、そういう、将来は廃止する方向で。すでに、旧由岐町においても「ねんりん」があるし、「ヒワサ荘」もあるし、「緑風」もあり、いろいろあるわけですので。時間が経過することによって、非常に民間的施設が充実したっていうことを背景として、ぜひとも、これは、近いうちに問題解決をしとかんと、あとに困ると。こう思っております。

当面は、今、1割だけを入所者割では、とてもこれは他の特養の負担割合、あるいは消防組合の負担割合に比して、極めて問題があると。こう思っておりますので、議員が、極めて、先年、今回と重ねてのご質問を受けてですね、これは、負担割合の見直しは、少なくとも、この19、20年の間にですね、申し上げたいと思っております。

しかし、その分が結局は所在しておる牟岐町の負担にかぶっていく。例えば1,500万を入所者割にしますと、1人だのに1,500万。牟

岐町は、30人おいでで1,200万という非合理性があります。牟岐町が、おそらく倍ぐらい跳ね上がっていきだろうと。で、牟岐町も財政がたいへんで、脆弱町村ということで、この間も合併ですね、レッテルが貼られてるという状況にあります。そういうことも思わなきゃならない。そう、そこを老人ホームの負担だけを、牟岐町に理解を求めると、今度は、ゴミの施設の負担金に跳ね返ってくると。まあ、そういう苦境がありますけども、そこはひとつ、結論的に、負担割合は少なくても、もう少し、均等割と人口割と入所者割を、せめて、まあ見解ではございますが、まあ、特養並か、もう少し、2割か3割は入所者割ぐらいが、望ましい。当面はと。

で、将来的には。将来的っても、もう10年20年も、もたないと思いますね。ですから、一度、3町さんの首長、あるいは議長さんのお考えも、もちろん、その代表者だけのお考えもいかんでしょう。町民の反発もあるでしょうし。まあ、そういうこともありますので、ぜひこれは、あのう、本議場だけでなく、いろんな他2町の議員各位とも、いろいろ接触する場面が、議員各位におかれてもあるだろうと思いますので、そういう、連帯して生きるにしても、負担割がひどすぎると。こういうふうにしてるところでございます。

2つお答えさせていただきました。1つは、受信組合については、ひとつ円満に解消していただきたいと。で、鉄塔も、今の貯金があるんであれば、それで鉄塔も整理して。それは、ひとつ円満に。それはひとつ、デジタル化に備えて、円満に2011.7月24日前までに、渾身の努力をします。

2点めは、たいへん厳しい中で、なかなか首長同士だけでは難しい面がありますけども、まあ、短期的な間に施設のあり方を考えると。そして、当面は、そのあり方までの手前は、これ20年度以降、この負担割合で臨むわけにはいかないという気持ちで、交渉をしておりますので。

長くなりましたけども、非常に難しい2点のご質問でございました。今後ともひとつ、そういうやり方では困るのではないかと。受信組合についてはこうでないかと。また、ご意見賜りたいと思っております。長くなりました。

議 長 総務企画課長。

総務企画課長 わたくしのほうから、今後のスケジュールでありますとか、それから、難聴地域といわれている所をどのように考えているのかということについて、お答えしたいと思います。

基本方針といたしまして、情報過疎を解消するというような、大きな方針がございます。今回のデジタル化につきましては、大きくは、テレビと、それからインターネット、それと防災っていう、3つの視点といい

ますか、を考えております。

防災のこともございますが、全戸にケーブルテレビ、これは、また、地元説明会とかも、来月からテレビ組合も含めまして、行っていく予定にしておりますけれども。その中で、一応その防災デジタル化のこともありまして、いわゆる告知端末を、今の防災無線に代わって入れるとかというようなことも、併せて考えておりました。今、平成19年度に、海部郡3町でやっておりますイントラネットの整備は、まあ、基幹の公共施設を、まあ、つないでおくと。で、20年度、21年度をかけた、加入者系の工事に進んでいくようになるんですけども、わたしどもとしては、町内各戸につなぐという方針で、説明会の方をしていきたいなというふうに思っております。

それから、あと、まあ費用の面がってというようなこともございましたけれども、住民の方が、どれくらい負担をするのかということにつきましては、まだ、あの、細かいことは決まっておりますが、方法としては、テレビとインターネットを、両方一緒に、まあ引くという方式と、そういうふうにとっておられる自治体もございます。それからまた、テレビとインターネットは別々に、結局、まあ、先ほど言った防災のデジタル化の方がありますといえますか、ので、告知端末をいくというと、テレビは、まあ全戸にいけますと。インターネットは選択性にするとかいうような、まあ、選択肢があるかなと。いろんなパターンがあるかと思っておりますので、そのあたりについても、今後、いろいろ検討いたしまして、住民の方に説明をしていくというようなことで、理解を賜りたいなというふうに、まあ、考えております。以上です。

議 長 江本議員。

2 番 議 員 今のお話ですが、まあ、多分一般の方は、共同アンテナ、いわゆる各テレビ組合のアンテナが、どうなるかっていうことも、ほとんどわかってないとは思ってるんですよ。だからそれを、いろいろ、今言われたようなことも踏まえて、全部わかっていただけるように、説明会なり、十分進めていただきたいということでございます。

それと、もう1点の、老人ホームの件でございますが、この福祉を後退さすとか何とかいうんじゃないし、今、入所してる方々のことも、最大に考えてあげて、できるだけ、バランスのとれた維持運営の方向で持っていただきたいと思います。いつまでも、たいへん厳しい行政の中で、運営していくのに、まあ、いろいろその各自治体に関係して、いろいろ問題あると思いますが、できる限り、みな納得できるような方向で、取り組んでいただきたいと思いますので、これ、お願いいたしまして、わたしの質問終わります。

議 長 江本議員の一般質問が終わりました。



続いて、通告2番 11番 丸龍議員の一般質問を許可いたします。  
丸龍議員。

- 17番議員 おはようございます。本日は、大きく分けまして3点質問いたします。  
1点めは、防災関係でございます。2点めが、公共事業への地元企業の活用問題でございます。3点めが、玉厨子農村公園の活用・運営・管理でございます。言っていきます。答弁のほど、よろしくお願ひしたいと思います。
- まず、最初に、防災でございますが、防災時における地元リーダーの人材育成を図ってはいかがということでございます。
- さて、「1年の計画なら穀物を植えよ。10年の計画なら木を植えよ。一生涯の計画なら人材を育成せよ。」ということわざがございます。これは、人材を育てることが、いかに重要であるかという意味でございます。本町でも、同僚議員から、この防災対策につきましては、いろいろと質問も出ております。しかし、災害時における被災地となる場で、リーダーとなる住民の育成を目的とし、防災リーダーをいかに育成していくか、そのような問題が無かったので、今回はその問題につきまして、質問したいと思います。ここでいうリーダーとは、地元の若い力、また、中高生に防災に対する関心を持たせ、自分が自分の地域を守るという教訓を、しっかり教え、身に付けることだとわたしは思っております。また、それと同時に災害時における要援護者に対する、人の対応ができる人がいるのか。もし、いなければ、今後、人材の育成をしてはどうかということでございます。
- 続きまして、災害時、避難所における受け入れについてでございますが、現在、美波町には避難所の数はいくらあるのか。
- また、災害時、また、地震時においても、避難場所が違ってくると思いますが、その数はいくらあるのか。
- また、避難所の非難住民の数を把握しておられるのか。
- また、同僚議員、この質問もでございますが、食料の確保はできているのか。それも、併せてお聞きしたいと思います。
- また、美波町全体で、その避難所の耐震診断はできているのか。併せてお聞きしたいと思います。
- それと、続きまして、本町桜町地区にある日和佐公民館の耐震診断、また、補強工事はどうなっているのか。現在、あそこ自主避難地の指定にもされておまして、台風4号5号におきまして、数多くの方が自主避難をされたと聞いておりますので、その問題につきましても、併せてお聞きしたいと思います。
- 続きまして、2点めでございます。2点めは、公共事業への地元企業活用についてであります。町内の経済の活性化、雇用機関の拡大といった

観点で、国費・県費・町費による、町内で行われている公共事業は、地元企業を活用されるように、町は努力すべきではないかということでございます。

ここで、1点め、国費・県費による公共事業が、本年度、町内でも数箇所、施行されたと聞いておりますが、町内業者だけで手におえないのは、多々あります。しかし、施行能力につきまして、十分町内でも可能だ、そのように思うところもあるわけでございます。もちろん、国費・町費によりましては、発注者が町長であるというのは、とやかく申し上げられません。今後、町費、地元業者をいかに活用し、また、発注の機会を得られるのか、お聞きしたいと思えます。

町発注の行事につきましては、町内業者はもちろんのこと、町外業者であっても、労務者を雇用する場合は、町内の人を優先し、また、資材を購入する際にもですね、町内業者から購入すると。また、あるいは規定の割合を定め、それ以上は町内から、また、といった契約の条件を指導することはできないのか、お聞きしたいと思えます。

また、議案第55号、平成19年度伊座利漁協沖防波堤新設工事請負契約の締結についてと、これも出されておりますが、入札前に地元業者を、まあ、入札、これによりまして、まあ、提案によりましてですね、牟岐町の大竹組、戎谷一平氏が取ったようになっておりますが、入札前に、地元の業者を使うようにと指導されたのか。それも、併せてお聞きしたいと思えます。

それから、3点めでございます。「玉厨子農村公園」の管理・運営・活用についてであります。いよいよ、10月下旬に、県より玉厨子農村公園が本町に譲渡予定と聞いております。今後、どのように管理し、運営し、活用していかれるのか、お聞きしたいと思えます。この件につきまして、現在、ゲートがございますが、その分、公園として十分活用されていかれるのか。そのゲートが有って、良いのか、悪いのか。また、その他いろいろ、この公園を管理するにあたって、指定管理をおかれと思えますが、どのように維持管理活用をしていくのか、併せてお聞きしたいと思えます。答弁のほどよろしくお願ひいたします。

議 長  
消防防災課長

消防防災課長。

わたくしからは、防災につきまして、お答えさせていただきます。災害時要援護者のための地元リーダーに関しましてですが、本町の災害時、要援護者と把握できる方々は、平成18年3月31日時点で、1,887人おいでます。重複して計上されている方がございますので、実数としては、これよりも少なくなります。大きくは変わらない人数と考えております。

災害時要援護者は、心身的に、あるいは何らかのハンディにより、災害

時に、迅速な避難行動がとれない方々ですので、支援体制の整備が急務となっているところでございます。避難行動の支援や、避難所での生活介護などは、要援護者に対する十分な知識を持つ者が対応することが望まれております。現状では、まだ、人材の育成には至っておりません。今後は、地域の自主防災会、町内会の皆様にも、ご協力をいただくべき課題と考えておりますので、地元リーダーの育成に向けて、取り組むことが必要と考えております。中高生という若いリーダーにつきましても、防災教育などの機会を設けるなど、取り組むべき課題であると考えております。

2点めの、災害時の避難所についてでございますが、避難所につきましても、災害により家屋の損壊・損失が生じた場合、あるいは避難の勧告・指示が出され、住民が避難を行う場合、宿泊、給食等の一時的収容保護を実施するため、開設することとしております。

避難所数で、38箇所、収容可能人数は概数ですが、6,850人と見込んでおります。津波時におきましては、16箇所3,180人と見込んでおります。可能な限り、多くの避難所を開設することが望まれておりますが、被災状況、避難者の状況に応じて、開設運営することになると考えております。

収容人数の多い施設としましては、学校施設を除きますと「日和佐総合体育館」1,000人、「日和佐公民館」400人、「基幹集落センター」210人という状況でございます。

食糧の確保についてでございますが、非常食等での確保が、今、十分にできておりません。災害時におきましては、生産者に、お米の購入をお願いするというような取り組みが、これ必要でないかとは考えております。そのようなかたちで、対応できればとは考えております。

続きまして、避難所の耐震診断は、できているのかという点でございますが、避難所の耐震診断につきましても、学校施設を除きまして、実施できておりません。対応する災害の種別、長期避難への対応など、施設の持つ利用特性を検討して、今後は、順次計画的に取り組むことと考えております。

続きまして、日和佐公民館の耐震診断や、補強工事についてでございますが、日和佐公民館は、津波と風水害の避難所に位置付けておりますが、災害時に限らず、平時においても、一般利用が多く、稼働率の大変高い施設でありますので、耐震対策に早急に取り組むべき施設と認識しております。危機管理上からも、可能な限り、既存施設は有効に利用すべきと考えておりますので、平成20年度を目標に、耐震診断、結果を踏まえての耐震対策に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

議 長 地域振興室長。

地域振興室長 わたくしの方からは、丸龍議員の2点めの質問であります「公共事業への地元企業の活用」という項目につきまして、地域振興室で所管し、伊座利地区で実施しております、漁村再生交付金事業が関係ございますので、その件について答弁をさせていただきます。

まず、入札前に地元企業を使うように指導したのかというご質問がございましたが、今回の入札につきましては、県外大手、前年度までは、旧由岐町時代も含めまして、県外大手が、多数指名業者に入っております。今回につきましては、その県外大手を外しまして、県内の大手、それと町内業者につきましても、港湾あるいは水産関係の事業で、実績のある業者を多数指名してございます。

今回受注しました、大竹組につきましては、ご承知のとおり、労務者につきましても、町内の方がたくさんおられますし、わたくしといたしましては、まあ、地元の大手というふうな認識でございまして、基本的には資材類につきましても、できる限り、地元のものを使っただけというふうにご考えているところでございます。ただ、あのう最も大きな資材としまして生コンがございしますが、この件につきましては、いろいろ特殊な事情がございまして、これから、若干時間がかかりますけれども、説明をさせていただこうと思っております。

具体的には、町長の提案説明の方でもございましたが、今年度の伊座利漁港沖防波堤新設工事で製作するブロックにつきましては、前年度までの80トン型の合掌ブロックから、100トン型シーロックというブロックに変更いたしております。

この変更につきましては、去る6月議会でも、県からの補助金が削減されるというふうな情報があることに対応いたしまして、検討をしている旨の報告を、させて頂いておったところでございますが、この変更に際しまして、積算上、ブロックをつくる製作ヤードを、まあ、現在は、木岐の港の方で行っておりますけれども、この美波町内か、ら阿南市の辰巳岸壁の方へ移すと、いうふうなことが関係しているのではないかと、いうふうにご受け止めております。

ここで、漁村再生交付金事業におきます、沖防波堤新設事業の全体計画を申し上げますと、平成18年度から、平成22年度の5か年に、高比重コンクリートを用いた80トン型合掌ブロックを293個。これ、厳密に言いますと、303個が本来必要個数だったんですけれども、過去の書類上、まあ、293個という数字がございましたので、293個というので、今まで、来させていただいております。293個、もしくは303個ということになるんですが、を製作、据え付けいたしまして、完成天端高、まあ、DLという表現を使いますけれども、8.4メートル

ル、延長50メートルの防波堤を構築するという事業でございまして、総事業費といたしましては、5億8千万円、財源内訳といたしましては、その2分の1が国費、4分の1が県費の継ぎ足し補助金、残り4分の1が町の負担でありまして、その一定額につきましては、受益者であります伊座利漁協に負担をお願いしているところでございます。

予算査定の段階で、町の厳しい財政状況を考えまして、全事業にわたりまして、コストを削減するという町の方針に則りまして、さらに、まあ、先ほども触れましたけれども、県の継ぎ足し補助金が、削減されるという情報が入るようになりまして、事業費を削減する何らかの方法を考える必要に迫られておりました。これは、もう今年度に入ってということではなくて、前年度の早い段階からということでございますけれども、その具体的な方法としまして、どうしても、そのブロックに使用する高比重コンクリートをですね、製造する段階で、通常の生コンの単価から考えますと、倍近い金額になると。それがために、総事業費が、非常に高くなるというような状況が生じておりますので、総事業費を減らすためには、この生コン単価を、いかに軽減するかというのが大きなポイントでございました。

この、現在、80トン型のブロックに使っております、まあ、高比重にするための材料っていいますのは、いわゆる砂鉄ですね、砂鉄を混入して、比重を上げておるわけなんですけれども、これが非常に高くつくということがありますので、これに代わるいい材料が無いかということ、種々調査をいたしておりましたが、なかなかこの80トン型のブロックを使って、必要な重量、約86トンまで高めていくといういい方法が見つかりませんで、この3月ぐらいまで、非常に頭を悩ましておりました。で、その3月の下旬頃に、県の水産課の方から、これは18年度事業で、県が行った事業であったんですけども、「伊島で100トン型のブロックに切り替えた」と。その結果「かなり事業費が軽減できたんだ」という情報をいただきまして、具体的に、まあ、資料を取り寄せたり、あるいは作っている現地の方へ足を運んだりもしながら、4月から5月にかけて、種々の調査を行いました。

その結果、確かに100トン型にすることによって、かなり安くできそうだという感触は得たところではあったんですけども、改めて、この沖防波堤の箇所に、計算式を当てはめまして計算したところ、通常の生コンのままでは、ちょっと使えないと。やはり、わずかではありますけれども、比重を高める必要があるというふうなことで、この、少しだけ比重を上げるというふうなことで、砂鉄にこだわらず、さまざまな方法を提案して欲しいというふうなことで、まあ、町内を含めまして、生コン業者4社に、方法の提案と見積書の提出を依頼をいたしました。

しかしながら、まあ、町内の業者の方は、最も丁寧に答えていただいたんですけども、まあ骨材をですね、「比重の高い骨材を使うことによって、高比重コンクリートを作ることはできるんだけど、どうしても、今一般的に使われている骨材が北海道であったり、あるいは高知県の山の中であったりするっていうことで、なかなか、その輸送費用の見積もりが立たない」と。それがために、「プラントとしても見積書を提出できないんだ」というふうな回答をいただいて、他の所からは、結果的に見積書は出てまいりませんでしたので、結局、見積書自体は1件も提出されないという状況でございました。

その後、自分達が知っているいろんなルートで、話をしておる中でですね、5月の中頃に、阿南市の方で産出しております石灰石、あれは比重が高いわけで、あれを使って過去に生コンを練った時に、比重が高くなったっていうことがありますよという連絡をいただきました。それに基づきまして、実際にこのプラントで、確か作ったはずだというふうな、それは、記憶に基づくような話であったんですけども、そのプラントの方に、問い合わせをしましたところ、実際に作ったこともあるし、今でもやろうと思えばできると。見積もりも出せるし、そんなに高くはならんだろうということでありましたので、見積もりをお願いしたところ、まあ、単独のプラントとしては出すわけにはいかんから、組合として出しますわということ、見積りをいただいて、まあ、やっと積算作業にかかっていけるという状態になったわけです。

この生コン単価が、大体わかってきて、それに型枠の脱型でありますとか、あるいはブロックの転置、これは、まあ、型枠外して動かすんですね、それとか、運搬して現地へ据え付ける。そういったさまざまな機材類が必要になりますので、この100トン型のブロックに対応する、そういった諸元的な検討を行いまして、さらに、それが安全にできるヤード、まあ、無理矢理作ろうと思えば、木岐でも作れると思うんですけども、ただ、どうしても作業の仕方がかなり難しいのではないかというふうなこともありまして、やはり、ある程度、安全性を考慮する必要もありましたので、そういうヤードが無いか。で、ヤードがあったとして、実際に空いているかというのを調べていきますと、結果的に阿南市の辰巳岸壁が空いていそうだとということで、積算上のヤードとして、選定をいたしました。

そういうふうな作業を経まして、積算を行いましたところ、結果としてですね、ブロックの製作に用いる1立方メートル当たりの生コン単価っていいのですが、前年度まで、砂鋳を用いてこっちで作っておりました生コン単価に比べて、1万円以上安くなるという結果がありまして、さらに、さまざまな部分をひっくるめまして、考えますと、残りの事業費

で、1億円近い事業費の削減効果が期待できると。これ、あのう、県の方の継ぎ足しの補助金が、現在25%あるのが、来年度以降10%になるという連絡が、実は、つい先日入ったんですけど、ほぼ確定したという連絡が入ったんですけども、その減額分を吸収して余りある額であるというふうなことでございますので、もう、それで進めていかざるを得ないなというところで、設計書を回しまして、印刷し、現在の議案に至っているわけです。

まあ、議員のご指摘のとおり、公共事業に用いる資材ですね、これを地元資材を活用することってというのは、もう、当然地域内で、資金循環が起こりますし、地域経済の活性化に一定の効果が期待できると。これは、もう、自明の理でございます。で、現在は地域経済が疲弊しており、公共事業が、非常に貴重な事業になっておりますので、公共事業に関わる一員といたしまして、それを考えることは、当然のことであろうと思っております。

他方、地方自治法におきましては、「最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない」という定めがございますので、ずっと、町長の方が強調しておられますように、美波町自身も財源不足に喘いでいる状況下でございます。

そういうふうなことでございますので、説明が長くなりましたけれども、まあ、安易にヤードを変更したり、あるいはブロックを変更したりしたものではないという点で、ご理解を賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

議長 建設課長

建設課長 わたくしからは、一般的なことについて申し上げます。地元企業、地元資材の活用であります。地元企業は、当町にとりまして、雇用面、また、税財源面においても、たいへんありがたい存在であります。しかしながら、現在、地域経済は非常に厳しい状況に直面しており、今後とも、地元企業の参入機会が増えるよう、また、地元資材の活用が図られるよう、可能な限り努力してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長 産業振興課長

産業振興課長 わたくしの方からは、「玉厨子農村公園」について、お答えをいたします。ご質問の農村公園につきましては、町長、諸般の報告どおり、現在施設は完成をいたしてございます。しかしながら、県からの譲渡手続きが、完了しておりませんので、現在は、県の施設でございます。今後、具体的な話になってきましたら、設置条例等、議会にご提案を申し上げたいと考えております。

また、その後の管理運営につきましてもですね、指定管理者制度により

まして、地元を念頭において検討を加え、その上で議会に上程させていただいたらというふうに考えてございます。

次に、今後の施設の活用でございますが、事業の趣旨に、あるいは目的にふさわしい農村公園ということで、各種交流事業の活動拠点として、あるいは、地域文化の伝承の場として、また、地域住民の憩いの場として、大いに利用していただけるよう努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長  
産業振興課長

産業振興課長。

1点申し上げますと、もう1点につきましては、ゲート、入口進入路についておりますゲートの点でございます。このゲートにつきましてはですね、この事業でまあ、設置をしたゲートではございませんで、いわゆる高規格道路の残土処理の搬入の時から、設置しているゲートでございます。残土処理のために、いろいろ理由があったためにです、ゲートを設置しているものと思えますけれども、補助事業で、今回行います、農村公園につきましてはですね、いわゆる、まあ、広くまあ、住民の方々に利用していただくのが、これ、事業の趣旨だろうと思えます。そういったことから考えますとですね、これはあの、せっかく公園を作ったんだから、その入口に、ゲートで出入りを規制するというようなことは、これは、ちょっとこう疑問に思う点でございます。

しかしながらですね、まあ、あとの管理を考えてみますと、いろいろ一抹の不安もございます。今後ですね、本格的に供与するまでの間にですね、夜間のみを、このゲートを活用させていただくとかですね、そういったことを、いろいろ、まあ、検討をいたしたいというふうに考えております。どうぞよろしく願いをいたします。

議長  
11番議員

丸龍議員。

自席から失礼いたします。答弁をいただきました。まあ、災害防災の件の地元リーダーを育成をしてはどうかと、担当課長からも返事をいただきました。やはりですね、地元には、やはり、子どもは宝でございますで、その中で、いかに人材を育てていくのか。それは、たいへん重要な問題だと、わたくし自身も認識をしておりますので、必要であるというふうな答弁もいただきましたので、今後とも、各地域につきましては、各種団体、また、社協、PTA、教育委員会も含めてですね、そういうふうな人材育成をするというふうにお願ひしたいと思います。

また、食糧確保でございますが、まあ、非常時になったらですね、農家からいただくと、まあ、それも一つの案なんですけど、やはりですね、町内、役場なり、そういうふうな避難所に、少数でもいいんで、食糧の備蓄と、これ金額的にもですね、まあ、何千万もかかるというふうなお話も聞いております。しかし、やはり、食べ物が無かったら、人間は生き



ていけません。また、そういうふうな中で、やはり、パニックに陥るといふふうに、わたし自身も考えておりますので、その分も急遽、急いで、対応をしていただきたいと思いますと思っております。

また、日和佐地区におかれる、公民館も行っていないといふふうにお聞きしております。これも、急速にですね、耐震診断を行って、もし、必要であれば、補強工事を行うといふふうにお願ひしたいと思います。

2番めでございますが、小坂地域振興室長のご苦勞もお話を聞かせていただきまして、十分わかりました。しかしですね、やはり、まあ、今回特殊な事業というお話も聞いております。まあ、比重、そういうふうな、骨材も入れて、単価的に高くなるよといふふうなお話もお聞きしました。しかしですね、やはり、毎年公共事業は削減されております。ご存知のとおり、土建屋に関しましても、また、地元資材業者におきましても、本当に悲鳴を上げているのが現状でございます。安ければ、やはり、わたし自身もそうなんです、まあ、みなさんもそうと思いますが、やはり、阿南市、小松島市内に買いに行くのが、まあ、常でございますが。

やはり、大きい金額になってまいりますと、今回もですね、7,800万という金額提示されております。やはり、ほういふふうな中で、やはり、わたしも商売をしておりまして、隣りで買われるのはいかがなもんかなあ、腹立つもんでございます。ほこのところもですね、十分鑑みて。また、今後ですね、町長が、地元業者を指導していかれるのか。お聞きしたいと思います。そういうふうな面でお願ひをしたいと思います。それから、3点めの「玉厨子農村公園」、今後どのように活用していく、答弁をいただきましたが、わたくしが一番心配しているのは、やはり、ゴミ問題でございます。やはり、夜間管理ができないで、家電のゴミを捨てるとか、また、ほの辺のですね、不法投棄とか。そういうふうなものを一番、わたし自身心配しておるところでございます。まあ、指定管理で、どこが、まあ、管理するのは、まだ、決まっておりますが、今後、決まり次第、また、そういうふうな問題、また、ゴミ箱を設置するのか、管理者を置くのか。等々いろいろ問題も出てくると思いますが、そのところ、また、議会の方で諮っていただきまして、また、ご報告なりをお願いしたいと。全協でも結構でございますので、また、ご報告をしていただきたいと思います。

まあ、とりあえず、あと、まあ、1点、町長にその点だけお聞きして、質問を終わりたいと思ひます。

議  
町

長 町長。

長 まあ、あのう公共事業に、今、依存して、まあ、暮らしているというのが、大体この農山村抱える市町村、あるいは都道府県はご多分にもれないところでありまして。しかし、もう、かつての公共事業の日本の国

全体の総額がもう半減しとるんでね。で、例えば、10、20年度の概算要求も、今、示されておりますが、それも、対前年度比3%枠の減ということ。で、そういう中であって、町村役場が、発注する公共事業のうちゅうのは、単独、自分の一般財源だけでできる事業は一つもありません。制約されておる、その国庫の予算3%の枠の中で、下りてきて、受けた県が、また、下りてきて、それを財源の一部にして、足らん前は、起債を起こし、あるいは一般、まあ、そういう事情であります。

えー、それでは、まあ、都市で議論されてるように、もう、公共事業はもう、行きわたったとか。もう、道路はこれ以上要らないとかいうご議論もありますが、わたし達周辺見ましても、まだまだ危険がいっぱい。あるいは、改良しなければ、時間経済コストから、ものすごい、繁栄を阻害してるような、もう、もう、ご承知のとおりであります。

お尋ねは、町長は、今後、公共事業施行にあたり、地元事業者の活用について、どのように考えているかというこであります。いわずもがな、市町村は、地域のやっぱり福祉や安寧、経済の振興をねらって、成り立っている役場でありますから、そういうふうなことはもう、一番の念頭にしております。具体的には、実は、その公共事業のあり方もですね、もう、国の段階でも、その価格が、予定価格が、1,000万以上の競争、公共事業の発注にあたっては、指名競争ではなくて、一般競争入札にすべしと。こういうような方針が出ております。

次に、県におきましても、この間までは、5,000万以上とか。一定の億円以上でありましたんですが、国のそういうふうな、方針に基づいた都道府県においても、我が徳島県においても、1,000万以上の公共事業は一般競争入札と。つまり、地域枠が飛ぶということであります。で、そういうようなことと。それと併せて、ただ単に、一般競争入札しますと、まあ、本当にその施設を完遂する意図をもって、詳細な積算のもとに、落札を目指していく業者もあれば、ひょっとして、言葉は悪いですが、札さえ安く取ってしまっって、それをやればいいと、こういうようなことの防止も、考えなきゃならないことから、その原則に加えて、事業評価制度ということも併せて行うということで、いわば、国・県・市町村の末端にいたるまで、公共事業の発注のあり方について、一般競争化と、もう1つは、事業を評価制度、その事業の、もちろん、経営のノウハウ、あるいは技術充足度、あるいは過去の達成度、そして、また、地域貢献度というようなことを、大体、項目として評価する。

で、それは、入札をしましたら、すぐ開札するのではなくて、その事業評価をするということで、今、当町においても、10月からか、11月からか、少なくとも19年度中に1件以上は、必ずそれを実施せいと。こういう制約の中にあります。そこで、わたくしは、知事と市町村長の

連絡会議でも、実は、お手を上げさせていただいて、県におかれても、おそらくこの秋には、一般競争入札。で、そのことと、地域経済との接点についてお尋ねしたわけですが、知事さんの答弁でなくて、副知事のご答弁だったんで、それは、まあまあ、聞かなくてもいいわと思って、もう、答弁いらぬということにしてしまったんですね。で、それは、どういうことかと。

その後、もう1つは、国主催の市町村長の会議がございまして、じゃあ、一般競争入札っていうのは、まあ、神戸から来て、あるいは松山から来てですね、というようなことは、どうなんだと。地域経済との接点と。で、これもですね、ただ、もう、短絡な答弁ではご理解がいきませんので、やり取りの議論の詳細を言えば、ご理解がいくと思います。

つまり、一般競争入札するということというのは、いわゆる談合が、しにくい状況。つまり、高値で安定をしていってね、上手くやっついこうよという談合の世界を排除するのが、それがねらいであることから、談合のしにくい状況ということ。こういうの、本会議でお答えしていいのかどうか、まあ、ほれでまあ、ほういう議論。

で、そこで、その、そういう高値安定に吊り上げる、話し合いのことができない母集団。で、そのときには具体的にはそれは、どういうことかかっていいますと、最低限でも30社以上、あるいは50社ぐらいになりますと、お互いが連絡とりにくいだらうと。なぜ、30か、なぜ、50か。いくら50になったって、やろうと思えば、相談できるかも知れませんが、で、わたくしは、そのことも、もちろん大事なんだけど、一般納税者から見たら、「安くできるのに相談しおって、高値で落札してしまう」と、というようなことを、住民の視点に立つという、その競争入札の、その透明性・公明性・競争性というのはわかるとしても、一方、地域が、これだけ格差が起こってる。特に、公共事業依存として、雇用があり、納税があり、その納税の中で、われわれ役場が回ると。そのことを無視することと、もう一つ、もちろん、その公明性でなければならぬという接点はどこなんだって。町村長は、その、通達では生きていけないと。わたしは、明日からどうするんだということ、まあ、問い上げたところですね、わたくしは管内の技術的にですね、パテントを有さなきゃできない、あるいは施行工法について、新案が、実用新案が絡んでるとかいう、特殊なものであってさえもですね、あってさえもですね、それは、その部分で地元が付与してくれてやったら、できるでないかというようなことまで考えております。

今のところ、まあ、ほういう背景のある中で、今後、町長はどうするかといえますので、なかなか高度成長でですね、毎年、10%、20%ですね、あの道路もやれって、なんぼでも公共事業消化せえっていう時代

と、ちょっと違って、たいへん、あのう、やり方が、えらい、町長が代わったから、変わり方が変わったのではなくて、まあ、ほういう背景は、一般町民の方もよく知っていただいて。

そこで、わたくしは思いますのは、もう、これ以上ですね、地域経済が疲弊したらやっていけんと。過日も、この補正予算に臨んで、ヒアリングの中で、税の担当課長は、実は、この18年度の管内のこの美波町管内の所得法人税にかかる所得ちゅうのは、べた減りなんですね。6億から落ちとんですね、もう。それはみなさん方が物売れなくなった、もう、本は売れないわ、何も売れないというのが、実態だと思います。一方、雇用の面についても、そう。で、そのことは、もう何のことよりも、もう、念頭にしております、役場の職員の末端に至るまで。

ほんで、ここで、今度の発注につきましては、公共事業について、まあ、国・県も、まあ、先ほど小坂室長も答弁しましたように、県もですね、公共事業について、県管理、例えばですね、県管理漁港の25%さえも、「20年度は廃止する」言よんです。そういう実状があるんですね。で、そこでね、やっぱり、まあ、できたら。技術的な可能なもの。それからもう一つは、地場の企業も、地場の企業も、よそ様に負けないように、研修をしてですね、技術力を高めることです。受けたら、よその技術雇うてくるっていう依存型でなくて、自らが技術を高めてですね、そして、研磨をしていく、あるいは研鑽に努めていくという前提で、ほれは前提にしとんですが、それを前提で、できるならば、わたくしは、管内の建築とか、いろいろあるだろうけども、一般的には、町内を一つのかたまりとして、一般競争、それを一般競争だと思っておるんで。いわば、わたくしの考えていることは、まあ、限定的な、限定的一般競争、要するに、美波町で、を中心で、臨んでまいりたいと。このように考えているところでありますので、是非、ご理解を賜りたいと思います。長くなりましたけれどもね。

その代わり、地元の業者も、ぜひ、その暇があれば、技術研鑽とか、研修とか、あのう、その工事施工にあたっての、モラルハザード的なもの、地域貢献度にも、よく、まあやって、それが、実は評価制度もありますんで。わたくしは、発注にあたっては、そういうふうに、町内業者の19を中心としたものを一般競争と、今、考えております。で、国とか、県の、まあ、ご指導はどのようにくるかは知らんけど、わたくしはその考えと。

併せて、事業評価制度を加えないかんです。それで、札が落ちたって、安いとこ、ぼーんといけませんので。事業評価制度。本当にこの業者は、やれるのかやれないのかというのは、後でやる。そういう仕組みが、実は、この19年度後半、実施せよとこういうようなことは、なってきた

おりますので。

いささか、内容の説明にまで入りましたけども、そういう背景の中でやる公共事業の発注にあたっては、もちろん、資機材につきましても、当然、お隣りの単価をかうてきて、ここで、利益を運送費を乗せて、自分の利潤を乗せて、やったんでは競争勝てません。したがって、資材の調達方法につきましても、Aさん、Bさん、Cさんは、お互いは競争相手であるけども、そういうことについては、あの、もし誰、Aさんが落ちても、Bさんが落ちても、我々海部の美波町の中では、近隣に負けない素材単価を作ろうよという、いわゆる情報と、市場開拓をして、自己努力をしないと。お隣りの市で売っとるものを買うてきて、それに自分の利益を乗せ、運送費をしたんでは、納税者はたまったもんじゃないという側面もありますことで、実は、事業評価制度につきましても、ありますもんですから、その10何ほか、まあ、数はあんまり言うたらいかんが、管内の業者を優先しますが、それだけでしたではいけない。その次に、事業評価制度が、今度、19年後半からあるという前提を頭にしていただきまして、わたくしは発注にあたってはですね、もう、地元を優先していくという考え方で、臨みたいと思っております。

議長 丸龍議員。

11番議員 町長からの答弁いただきました。ありがとうございます。

まあ、やはり、町長おっしゃるとおり、地元の企業も、企業努力が足りないということも、わたし自身も思っております。まあ、しかしまあ、法人税も下がっているという町長の答弁でございました。実際、売上が下がってるから、法人税が、結局できない、まあ6億余って下がってる、というふうなお話もございました。今後ですね、まあ、地元企業努力も含めまして、やはり、理事者側もですね、地元の業者を使うんだ、育成をしていくんだという、やはり、考えもお持ちいただきまして、今後を進めていっていただきたいと思えます。これで、質問を終わります。

議長 長 時間の都合で、議場の時計で、10時35分まで小休いたします。

(時に10時21分)

(時に10時35分)

議長 長 再開いたします。続いて、寺下議員の一般質問を許可いたします。寺下議員。

3番議員 わたしの方からは、大きく2点質問させていただきます。

まず、1点め後期高齢者医療制度について ですが、国の構造改革により、医療費の適正化を推進する名目のもと、平成20年、来年4月から、

75歳以上の高齢者については、現行の老人保健制度が、後期高齢者医療制度に変わります。全ての75歳以上の高齢者から、保険料徴収を行うということで、これまで負担のなかった社会保険の扶養家族、厚労省の統計では、全国で約200万人と言われていたのですが、その個々について徴収となることになることから、今まで負担ゼロだった人にも、新たに金額の大なり小なりはあっても、保険料負担が発生することになります。医療費の財源確保は、とても重要なことではありますが、高齢化のますます進む美波町においては、今後、大きな課題となると考えるのですが、どのように捉えられているのでしょうか。

想定されている保険料は、全国平均で月額6200円。徳島県の保険料平均額は、これより高くなると推測されていますが、平均的な試算で考えてみると、介護保険料と合わせ、高齢者にとって、月1万以上、年間12万以上の負担は、大きくはないのでしょうか。全国展開される制度ですが、都会の大企業を定年退職した高齢者の平均受け取り年金額と、地方に多い、第一次産業に従事している高齢者の年金額は、果たして同じようなものなのでしょうか。

また、この制度が施行されると、75歳以上の高齢者は、特定健診・特定保健指導の対象外となり、健診も受けられなくなると聞きますが、その内容についてもお伺いしたいと思います。

そして、この制度の財政運営は、都道府県単位で、全ての市町村が加入する「広域連合」が行うこととなっていますが、情報量が少なく、不安を抱える高齢者も多いので、「広域連合」内の現況を、お伺いしたいと思います。

確かに、目まぐるしく変化するさまざまな制度に、市町村行政も、対応に苦慮しているのは周知の事実であり、わたし自身も、十分にわかっているつもりです。しかし、住民の立場から考えると、本当にこの制度が、高齢者にスムーズに受け入れられるのだろうかと不安もありますし、初日の町長の説明にもありましたように、この制度ができることで、国保の税率改正がなされるということは、高齢者だけの問題ではなく、それを支える、全ての住民の課題であるように思えますので、より具体的にご説明願えたらと思います。

2点めは、教育行政についてですが、本年4月24日に小学6年生と中学3年生に行われた全国学力・学習状況調査に関し、美波町において、結果は、もう提供されているのでしょうか。

もし、ただだとしても、今後提供された場合、結果の公表等については、それぞれの教育委員会・学校に任されているようですが、公表する意向はあるのでしょうか。そして、今後、その結果を、どのような方向性を持って活用していくのかお伺いしたいと思います。

次に、2011年を目処に、小学校高学年に、英語教育の導入が検討されていますが、教育委員会においては、どのように受け止め、どのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。以上、答弁をよろしくお願いいたします。

議 長  
高齡者福祉監

高齡者福祉監。

寺下議員からのご質問の後期高齡者医療制度について。

1 平成20年4月から75歳以上の高齡者については、現行の老人保険制度が、後期高齡者医療制度に変わるが、制度の内容について伺いたいということ。

2 番めに、制度が施行されると、75歳以上の高齡者は、特定健診・特定保健指導の対象外となり、健診も受けられなくなるということで、その内容について伺いたいということと、制度の財政運営は、都道府県単位ですが、すべて市町村が加入する「広域連合」が行うことになっておりますが、情報量が少なく、不安を抱える高齡者が多いので、「広域連合」の現況を伺いたいということについて、お答えをいたします。

まず、はじめに、後期高齡者医療制度についてご説明をいたします。

後期高齡者医療制度の運営については、徳島県内全市町村で構成する「徳島県後期高齡者医療広域連合」が、保険料率の決定、保険料の賦課決定、医療費の支給の事務を行います。後期高齡者医療制度の運営の財源は、公費、国・県・市町村が5割を負担、現役世代からの支援、若年者保険料が4割を負担し、残りの1割を、高齡者のみなさんに納めていただく保険料で負担いたします。

対象者については、徳島県内に居住する75歳以上の方と、65歳以上75歳未満の一定の障害を有する方で、広域連合長が認定した者となります。一定の障害のある方とは、身体障害者1級～3級と、4級の一部、障害基礎年金受給者、療育手帳「A」、精神障害者保健福祉手帳1級・2級に該当する方でございます。

自己負担割合については、一般の方は、1割負担、現役並所得のある方については、3割負担となります。この点は、現行老人保健制度と同様でございます。

保険料については、広域連合ごとに決められます。徳島県で一律の保険料率となります。今まで、自分で保険料を払っていなかった健康保険組合などの被扶養者の方も保険料を負担していただくこととなります。

保険料については、19年11月頃に決定予定と聞いております。

保険料徴収については、特別徴収と、普通徴収があります。特別徴収の保険料徴収は、原則として、年金から引かれることとなります。介護保険と同様、年額18万円以上の年金受給者が対象者となります。ただし、介護保険料と合わせた保険料額が、年金の2分の1を超える場合は、特

別徴収されず、普通徴収となります。普通徴収は、特別徴収の対象者にならない方や、その他の事情により、特別徴収できない方については、市町村に納めます。

保険料の減免制度については、低所得者の方は、世帯の所得に応じて2割から7割を軽減されるほか、これまで、被用者保険の被扶養者であった者に対して、激変緩和措置として、2年間にわたり、均等割部分の5割軽減と、所得割部分の全額免除が、制度化されておりますが、均等割額、所得割額等については、広域連合議会で、まだ、決定されておられません。

次に、2の75歳以上の高齢者の特定健診・特定保健指導の対象外となり、健診も受けられなくなるのではということについて、お答えをいたします。75歳以上の高齢者につきましては、「後期高齢者医療広域連合」が健康診査、健康教育、健康相談、その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならないとされておりまして、基本的には、広域連合が行うこととなります。

次に、3の「広域連合」の現況でございますが、ただ今、各被保険者の保険料額算定に向けて、試算作業を行っているところでございます。また、広報の検討、ホームページ等の作成を行っている聞いております。新たなこの後期高齢者医療制度の周知のために、広報活動につきましましては、「広域連合」と、連携協力体制のもと、町の広報誌への掲載、啓発用のパンフレットの作成など、広く、特に75歳以上の後期高齢者に、できる限り、情報がいきわたるようにしていきたいと考えております。

20年4月の制度スタートまでには、「広域連合」との連携のもとに、今後、詰めてまいりたいと思っております。説明を終わります。

議 長  
税務保険課長

税務保険課長。

わたくしからは、2項目めのご質問に関連をいたしまして、「特定健診・特定保健指導の内容について」お答えをさせていただきます。

平成17年12月に政府・与党医療改革協議会が示しました「医療制度改革大綱」に基づく医療制度改革の目的といたしまして、国民皆保険制度を持続可能なものとするため、将来の医療費の伸びを抑えることが重要とされ、その具体的な対策といたしまして、糖尿病等の生活習慣病予防を徹底する方向性が示されており、その対策のポイントといたしまして、1つめが、メタボリックシンドロームの概念を導入した検診・保健指導の実施。2つめに、糖尿病等の生活習慣病有病者・予備群を25%削減する目標の設定。3つめに、医療保険者に検診・保健指導の実施、データの管理と実施計画の作成の義務化の、3つが掲げられておりまして、平成20年度から国民健康保険の保険者をはじめとして、社会保険や共済組合等の全医療保険者に、40歳から74歳までの被保険者、



被扶養者を対象とした特定健診・保健指導の実施が義務づけられたものでございます。

特定健診とは、毎年度、計画的に実施する、内臓脂肪型肥満に着目した検査項目での健康診査を「特定健康診査」といって、具体的な検査項目は、問診から始まって、身長、体重、腹囲等の計測、血液検査等18の必須項目と、医師の判断により行われます、心電図検査等の選択項目がございます。

現在、美波町における特定健診等実施計画書を策定中でございますが、この実施計画書に基づいて、特定健診を実施することとなります。

次に、特定保健指導でございますが、新たに内臓脂肪症候群、いわゆるメタボリックシンドロームに着目して、特定健康診査で明らかになりましたリスク要因の数に応じて、対象者を選定・階層化した上で、対象者が身体のメカニズムと生活習慣の関係を理解し、生活習慣の改善を自ら選択し、行動変容につなげることを支援することを目的とするのが特定保健指導でございます。

なお、この特定健診、保健指導は、ただ、漫然と行えばよいのではなく、国保の場合ですと、平成24年度の特定健診受診率の目標値は65%、特定保健指導の実施率は45%、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率が10%減少、という3項目の目標値が設定されておりまして、この目標値の達成状況により、プラスマイナス10%の範囲内で、政令で定められた方法によりまして、平成25年度からの後期高齢者支援金が、加算・減算されることとなり、成果の追求を行うことが求められていると共に、国保財政の運営にも影響が出る仕組みとなっております、あくまで現段階での試算でございますが、約2,300万円程の影響が出る見込みでございます。

なお、特定健診の費用負担がいくらになるのか、受診機関はどこになるのか、あるいは国保以外の被保険者の取扱いとか費用負担を、どのようにするのかなどについては、現在、徳島県保険者協議会及び国保連合会等の関係機関で調整中でありまして、具体的にお示しできるようになるまでには、今しばらく時間を要しますが、明らかになった時点におきまして、住民の皆様には、広報等により情報提供をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

議 長  
教 育 長

教育長。

寺下議員のご質問にお答えいたします。

全国的な義務教育の機会均等と、その水準の維持向上の観点から、児童生徒の学力学習状況を把握分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを主たる目的に「平成19年度全国学力・学習状況調査」が、小学校6年と中学校3年生を対象に行わ

れましたが、その結果につきましては、文科省より、まだ、その結果は提供されてはおりません。が、公表につきましては、市町村教育委員会は、町内の学校の状況について、「個々の学校名を明らかにした公表は行わない」ということになっておりますけれども、おそらく情報によりますと、国の平均、県の平均、町の平均等は、あのう、提供されてくると思います。それと、各それぞれの学校の平均等について、また、「こういうところが今回の結果ではちょっと悪いですよ」とかというような結果については、各校については出てくると思います。情報によりますと、個人的な分析については無いのではないかなという情報が入っております。まあ、その中で、公表できるものについては、公表を考えております。各校、結果が出次第、各学校共にその結果を踏まえて、それぞれに取り組んでいってもらうつもりであります。

また、公表につきましては、保護者等にも、各校の保護者等には、まあ、公表を求められた場合とか、PTAの会とかそういうような時には、例えば、この、「うちの学校では、今回の結果は、こういうところがちょっと苦手だったようですよ」とかというようなことにつきましては、毎月行っております、園・校長会において、校長先生方のご意見をいただきながら、今言ったようなことも、お話をさせてもらおうかなあと思っております。

なお、ご質問の趣旨は、学習状況調査における項目に関する事項についてかと存じますが、この調査は該当する児童・生徒に対して、学校や家における勉強や生活の様子について今回尋ねたものであり、児童生徒の学びの状況や、子ども達を取り巻く社会環境の急激な変化への対応策等を講じるための資料を得るべく、実施されてあるものであると理解いたしております。

内容の一部には、ご指摘のとおり、家庭のプライバシーに関わると考えられる部分もあろうかと存じますが、学校教育・家庭教育・社会教育に係わる子ども達の実態や、動態を捉え、諸要因を分析して、その結果をもとに、子ども達の生きる力を育んでいくために行われたものと認識をいたしております。

学校におきましては、該当する児童生徒への適切かつ十分な配慮と指導のもとに実施し、必要に応じて保護者への説明等を実施して、理解がいただけるようにしておるところでございます。

2つめのご質問の小学校における英語教育に関しましては、現行の学習指導要領では、総合的な学習時間において、各学校の判断により、国際理解に関する学習の一環として実施することになっておりますが、教育改革の進捗によっては、教科として定着することも予測しておかなければならない現状であろうかと存じております。教育委員会といたしまし

ては、現在、管内小学校において、実施いたしております英語教育活動の目的を基本に、導入が現実となった場合への対応について検討を続けていくべく考えております。

ちなみに、現行の英語教育活動につきましては、子ども達の「生きる力」を育てる上で、「言葉」や「体験」等の基盤づくりが重要であるとの認識のもと、1つに、他国を理解し、自己を表現するための言語能力の育成。2つめに、英語を用いて活動することの楽しさを、実感として体験させる。3つめに、世界の英語圏を知ることによって、我が国の文化や国際社会について自覚させる、ことを目的に教育実践をいたしております。

何はともあれ、正確な日本語の習得を、語学教育の最重点といたすことは申すまでもなく、その上に立って、児童ひとりひとりが、英語に慣れ親しみ、「聞いてわかる」ということに力点を置くなど、いたずらに英語嫌いの子どもの増やすような指導がなされぬよう、十分な配慮が必要であると考えております。

新しい時代の国際人として、幅広い視野と柔軟な思考力を備え、我が国と異なる価値観や文化に敬意をはらい、互いに協調しながら、世界の舞台へはばたく若人の育成へ貢献できる英語教育の実現が理想であり、また、それに向けての教育行政としての真価が、試されることであろうと認識いたしておりますことを申し添え、答弁とさせていただきます。

議 長  
3 番 議 員

寺下議員。

自席から失礼いたします。

先ほどいただいたご説明で、医療制度については、その複雑なこととか、その大まかな概要ってというのはわかったんですけども、もちろん、後期高齢者医療制度は、国が決めた制度であり、それを遂行するのが行政の役割であることは、わたし自身も承知しております。ただ、保険料を滞納した場合、現行の老人保健制度では、高齢者に対しては、保険証の取り上げは対象外とされてきたことと比較すると、この制度では、保険証の取り上げが義務化されており、お金を払わなければ、病院にもかかれない状況が発生し、ますます医療機関から離れ、重篤な状況に陥る高齢者が増えることも予測されます。そういう課題に備え、先ほど低所得者等に対する減免措置の答弁もありましたが、今後とも、そういう対応策を、ぜひ、継続して考えていただきたいと思います。

次に、財源内訳に関してなんですけれども、先ほど、公費から5割、若者世代の支援金が4割、これが、国保の方とか被用者保険の方、健保や健保組合のものになると思うんですけども、それと自己負担の保険料1割となっておりますが、この支援金部分については、特定健診、特定保健指導の説明にもありましたように、5年ごと、その結果検証による成

果次第で、負担割合が追加されたり、削減されたりというのを、ただ今も聞きました。5年後の目標としては、特定健診が65%、指導が45%、メタボリックの分が、-10%って聞いたんですけども、国保に限らず、企業等においても、成果を出そうとして、片寄った健康づくりになってしまわないか。わたし自身としては危惧するんですけども。それに関しては、どうなのでしょう。

また、後期高齢者医療制度について、広域連合による県下統一保険料になるということは、市内部と過疎地域の医療体制の違いは、絶対的にあるはずですから、医療サービスの格差、公平性に欠けるように思うんですが、そういうことは心配ないのでしょうか。

続いて、学力状況調査に関してなんですけれども、今、手元に、わたしの子どもが受けた学力調査の現物があります。今回の調査は、記名式で行われています。学力状況調査、学習状況調査に関しては、それぞれの家庭のプライバシーにかかわる内容もあり、学習状況等に関しては、地域特性が必ずあるはずであり、市町村単位、県単位で行った方が、把握検証しやすいように思います。これだけ個人情報の保護が叫ばれている社会の中で、全国的な把握が必要であったとしても、それは、記名式でなく、無記名であっても構わないと思うんですけども、どう捉えられているのか、お聞きしたいと思います。

そして、英語教育の導入に関しては、現在の教科数でも、現場の先生方は非常に忙しく余裕のある配分ではないように思います。もし、新たに英語の授業という学習内容が増えた場合、学力低下が不安視されている子どもたちに、最も重要である基礎基本の国語力や計算力を、しっかりと身につけさせることが本当にできるのか。とても不安なのですが、どうなのでしょう。

また、今以上に現場の先生方の負担増につながることはないのかについても、お伺いしたいと思います。

答弁よろしく申し上げます。

議  
町

長  
町長。

長 後期高齢者にかかる医療の問題の中で、一番ポイントはですね、まあ、年18万未満の高齢者、これは普通徴収になるんですね。それを超える人は年金から取れるっていうのは、もう、ご承知。今、後期高齢にかかる連合で、今、一番ポイントになっておりますのは、その各市町村において、今でも、国民健康保険財政が、まあ、税のですね、未納があって、いろんな時に、後期高齢の人はみな連合になるんですけども、一定の18万未満に至っては、普通徴収。そうすると、市町村長が、徴収に行かないけません。で、実は、これが20%ぐらいあるんです。で、その方は、おそらく、たいへんな状況にある方でしょうから、まあ、有病に

なった時にどうなるかと。資格証明は、まあ、1年間やる、2年めには止めると。もう、持ってきても使えないと。いわゆる治療を受けられない難民になると。そのことは、広域連合議会でも、たいへん大きい問題になっております。

で、それは、財政運営は広域連合がやり、そのようなことも含めて、税の徴収は市町村とあるが、そういう、その弱者って言いますか、その受診難民に陥るのを、小さい市町村もあれば、20万都市もあると。それを互いの共同負担において行うんだから、そこで何とかならんもんだらうかと。まあ、こういうような議論も、今、最中であります。

ただ、今、寺下議員がご心配は、そのことについては、今後ですね、詰めなきゃならないんですが、おそらく、おそらくですよ、やはり、原則は、やっぱり保険、保険ですから。やはり、制度としては、これを厳守すると。例外として、どのように、まあ、例外ちゅうのは、本当に受診できない難民の層をどうするかと。広域連合で少々負担できないかと。各市町村ベースでやっぱりやるのかと。ちょっと、まだ、INGということで。今後とも、広域連合を、まあ、当町の場合は、わたくしが議員になつとるわけであって、且つまた、監査もやっておりますので、その主張はやっていきたいと思っております。

話は逸れるんですが、実は、徳島県の、今手元に、徳島県のいわゆる老人医療受給者対照表っていうのが、市町村別あるんですが、都市間、市町村間によって、ばらつきという、その根っこの数字として、申し上げます。

老人医療受給者対照者が、徳島県下市町村24市町村で、19年度の予算算定の数字として、把握してる時点で、106,649人です。これに該当する当美波町は、1,801人であります。で、その県下全体の106,649人にかかる総医療費がですね、878億円。一人当りで見ますと、徳島県は、年、お一人の総医療費です。823,711円。これの、市町村別の分布しますと、わたしどものような過疎の町村は、ようけ医療費が要っとなじゃないかと。徳島とか、都市部は若い人がおるから、元気で係わってないかというようなこともあるだろうと思えますが。それを見ますと、一番高いのは、957,120円で北島町。鳴門市が940,000とか。徳島市が870,000であります。このように比較的都市部で、若い層がと思う、そういうとこだけど。やっぱり、65以上はですね、それとは関係なく、やっぱり一人当りの療養費は高いということでございまして、必ずしも、わたしどもの過疎町村については。

で、さて、そこで、もう一つ申し上げますと、美波町は、823,711円の県平均に対して、775,000と低い水準にございます。海部

郡で、ちなみに言いますと、お隣りの海陽町は651,000。これはご存じのように、海陽町を構成してある海部町がですね、非常に健康にですね、地域ぐるみで取り組んでるってことは有名でした。介護の保険料でも非常に最低で。そのように地域の方々が、ある程度、その健康とか食育とか、ほんとに自分のことだけでなく、地域の問題だよということで、実践的にやっているところが、この総医療費一つを見てもですね、出ているということでもあります。

で、もうひとつ、一つだけ、今のは高い方で。一番低いのは、上勝であります。527,716。これは、あの80になってもマウスをつかんで、「彩」を一生懸命やってる。一生懸命やってる。地域が必死になって、やってる所は。

それともう一つ、ご議論をいただく前に必要なこととさせていただきます。旧村単位で、今、特定健診、あるいは18項目にわたってって言われましたけど、実は、美波町は非常にレセプトの分析からよりますと、医療費の総額では、そのように、まあまあ所でございますが、内容を見ますと、旧町ベースで申し上げます、これは、11年で、旧由岐町では、非常に男性が、糖尿病が多い。ちょっと数字言うん差し支えがありますから。日和佐においては、女性が、糖尿病の多い。それはいろいろ。で、実は、そこは、どこいがかかっておるかということ、これは話は逸れますが、南部医療圏域、小松島とか、よそへ出て行っきょんですが、実は、あのを、まあ、自動車、あるいは、それから辛いもんが多い。お寿司にしても、うどんにしても、みんな砂糖使いよる。そういうようなことが、保険負担等々のレセプト見ても、これ。

で、こういう結果がございすもんですから、先ほど、2点めのいわゆる、まあ、1点めは答えしましたのは、普通徴収にかかる医療受診難民にならんように、今後どうするかについては、きめ細かい配慮があると。で、それは市町村でやるか、「広域連合」かちゅうのは、まあ議論して。なるべく。でも、原則はやっぱり、わたし達の町民であるから、今の国保から、出す。そして、別になっとんだけでも、普通徴収にかかる分については、これはひとつ、やっぱり、当面、我々のこととして、やっていかなきゃいかんと思っております。まあ、制度改善やって、広域連合とどういうふう、あるいは国と県がどうするかと。

こういうようなことも、今後、この後期高齢者にかかる医療制度の中で、いわゆる収入の無い、普通徴収にかかって、税金払えない、保険証資格証明、1年経ったら終わり。と。病院行ったら、お医者さん診てくれんと。こういうことの無いようにはね、努力していきたいと思っております。

2点めは、今、途中でご説明しましたように、保険者に義務付けられて

る特定健診ちゅうんが、形骸化しないようにしてくれと。ただ、それで、その健診率が65とか、20%割ると、ペナルティっていいですか、まあ、2千数百万円の財政影響があるからと。まあ、だからといって、形骸化しないように、やはりこう、全町民がですね、もうここで、90センチも1メートルもある人はですね、これは、もう、常日頃、自分のことであると同時に、やっぱり、まず、あのう、地域全体。日常生活で、食べること、健康、それをみんなが取り組むっていう姿勢が大事であって。

だから、ただ、保険者に対して、義務付けられた、その18項目ないし20項目にわたる特定健診を形骸化しないように、町挙げてですね、やっぱり、運動とか、食事とか、味付けとか、「男だから台所立たん」のなくて、どのようになるかっていうメカニックっちゅうのは、もう小学校の栄養の本に書いてあるわけですから。ぜひ、この際は。ご質問は形骸化しないようにするためには、役場が何ぼ言うても、行政が何ぼ言うても、健康は自分のことですから、自分が苦労するわけですから。まず、そういう意識を持つことと、食育と、生活習慣を改めていく、地域ぐるみ全体が、取り組んでいって、いくようにしたいと。

ただ、そのためには、その我々も保険者でございますから、ただ、検査せえよ、検査せえよ、言うだけでなく、そういう食育とか、一般地域NPOあるいは町内会にも、ともどもですね、そういうことをする場合には、どうしたらいいんだろうかという、みんなが、元気で健やかにいける整備について、形骸化しないように、町内会でもいい、老人会でもいいと。お祭症候群で、お祭の時に飲めや食えで腹いっぱい食ってですね、笛や太鼓でやるんでなく、そういう中にもですね、考えると。これはお祭、ご存じのように、「お祭食の症候群」ちゅうんで、これ、なりよんですから。

まあ、そういうようなことで、形骸化しないために、保険者である役場も、あるいは省等々につきましても、連携のもとで。そのためにどうするかと。いわば抽象的ですけど、「美波町町民健康センター」的なんつくって、そこにヘルシクもあるし、常日頃、義務付けられる前にね、そういうことをやっていくちゅう基盤づくりには、まだ、具体的ではないんですけど、そのことは、やっぱり、国からあるいは県から、我々自らも、言っております。

ただ、あとこれからは、あと、今度はケースをどうするかです。いろんな制度で、保健婦さんとか、そういう指導のスタッフもですね、育成して、そういうふうにして、努めてまいりたいと思っております。

ちょっと、こう、あの具体的なご質問と、ちょっと方針的なことであつたんで、わたしは、「広域連合」で入ってる議会の雰囲気をお伝えした

ことと、今の後段については、今後、担当も、まだ、個別に、いろいろまたがるものですから、わたくしから。長くなりましたけど、答弁させていただきます。

ぜひ、この際、健康を宣言をしていくと。みんなが元気であると。早い話が、上勝では50万。徳島県平均が80万。日和佐は70と。こういうことですから、みんなが気づけることによって、ほんだけ違ってくる。こういう実態でありますので、こういうメカニックは、わかっておりますので、全体が取り組んでいくという基盤づくりをします。そのためにも、先生方のいろんな立場から、ご指導願いたいと。

で、特に今、注意しなきゃいかんのは幼児って言われております。幼児の食育ということを言われておるところでございます。

議 長  
教 育 長

教育長。

寺下議員にお答えさせていただきたいと思えます。

まず、学力調査の件についてですけれども、ご指摘のとおり、わたし自身も、実際に問題を読ませさせていただきました。まあ、そういう中で、確かに、個人のプライバシー等に関することとか、議員がご指摘のとおり、番号・組・名前等を、こう記入するようになっている。こういうことに対して、まあ、わたし個人的にも、やはり、ちょっと疑問に感ずる面は多々ございます。

まあ、そういう中で、この調査が行われる前にも、この問題についての検討がありまして、例えば、あのう、今回には入っておりません、削除されたような部分でも、「家の人から大切にされていると思えますか」とか、「家に何冊本がありますか」とか、というような項目も実際にあったようです。しかし、まあ、事前のいろんなこう検討会の中で、「こういうんはいかんやないか」ということで、まあ、削除した部分もあるんですけれども。やはり、今回、中にもやはり、子どもが辛い思いをせないかん、せこい思いをせないかん、ていうような部分もあります。

まあ、先ほど言いましたように、そういうようなプライバシーに関わると考える部分があるんですけれども。まあ、今後、今、日本の子ども達の学力低下っていうことが、どこに原因があるのか。どういう、子どもを取り巻いている環境の中で、どういう原因があって、低下しているのか。そういうようなことをまあ、いろいろとこう知るために、こう、やられたと思うんですけれども。議員もご指摘のとおり、わたし自身も、そういう点では、あのう、いろいろ疑問に感ずる点があったことは事実です。

まあ、そういうようなことで、わたし自身も、情報が、まだ、十分に、こう、把握されていない部分もありますし、ちょうどまた、10月の確か、6日だったと思うんですけれども、徳島市の方に、犬山市の教育長



さんが来られて、まあ、講演会をすると。ここは、全国でも唯一の学力テストを、まあ、一応「ノー」と、言って、独自の学力テストをやられた市と聞いておるんですけれども。いろんなところの、そういうような情報も、わたし自身も勉強さしてもらくなり、学校現場の、町内の学校現場の声も、今のところ、いろいろな報告は入ってきていないんですけれども、学校現場の声、また、郡内の声、ほれから、県内の教育長会等でのいろんな会合で、いろいろと、こう、吸収をしていって、今後、しっかりと取り組んでいきたいなあと考えております。

それから、英語教育に関する件なんですけれども、これもご指摘のとおり、やはり、あの、英語が入ってくることによって、他の一番肝心な国語力とか、算数力とか、そういうようなものが、すごく影響を受けるようでは困ると、いうようなことで、まあ、教育委員会といたしましては、現状、今年から取り組んでいるかたちとしましては、まあ、今年、去年、一昨年なんかも、こう取り組んできたと思うんですけれども、今、取り組んでいるのは、AETの、外国からおいでている先生と、担任の先生が、いろいろ協力をして、低学年・中学年・高学年の、まあ、英語指導をやってくれているんですけれども、まあ、2人で、こう、話し合いを持ちながら、子どもにどのように持っていったら、興味を持ってもらえるかなあというように、事前いろいろな、教材研究等もやりまして、今、実際に取り組んでいるところでございます。

まあ、そういう中で、まあ、時間的には、大体、各学校、小学校の場合には、月1時間程度の時間帯です。まあ、そういうような中で、まあ、今後、予想されることといたしましては、やはり、英語の授業というのが、小学校で入ってくるんじゃないかということは、やっぱり、考えとかないかんと思うんです。そのために、県教委の方では、本年度から、各小学校に英語担当教員をおきました。まあ、そういう中で、この英語担当教員が、年間6回か7回、はっきりした回数は覚えていないんですけれども、6回か7回の研修会を行って、まあ、県に一同に集まって、いろいろ、英語についての研修を重ねていっているということでございます。ただし、英語専門の教員となりますと、小学校には、すべての学校に配置されているわけでありません。というように、これが正式になってきますと、やはり、先生方の大きな負担になってくるということで、いろんなこれからクリアせないかんことは、たくさんあるんじゃないかなあと考えております。

まあ、そこで、教育委員会としては、こう、思うことは、例えば、あのう、国語、ひらがなを覚えることにしましても、幼稚園や保育園の段階では、やっぱり「話すこと・聞くこと」これが主で、こうやっているような言葉を、子ども達は覚えていきます。ほんで、小学校に入って初めて

「あいうえおの あ」という字は、どんな字かっていうことを学んでいきよるように思うんです。だから、英語もおんなじように、「話す・聞く」そういうようなことから、小学校の段階で力をつけていって、楽しく、こう、やってくれたらいいのになあ。そして、中学校に入って初めて、単語とかスペルですね、こういうことを覚えていけばいいんじゃないかなあ。荷のかかるような、小学校の英語教育ではあっては困るなあ。そんなことを考えております。十分なお答えにはなっていないと思うんですけれども、以上でございます。

議 長  
3 番 議 員

寺下議員。

英語教育に関しては、わたしも同じような意見を持っておりますので、今後ともまた、真剣な議論をお願いしたいと思います。

次に、学力調査に関してなんですけれども、学力調査の方については、それをもとに学校評価を行われるということもありました。全国一律の物差しで学校評価となれば、それこそ、地域の良さや学校の創意工夫は、必要無いとなってくる可能性も出てきます。

わたしは、義務教育においては、教育をする側に競争と民営化の原理は入れてはならないと考えておりますが、そのあたりどのように思われているか、お伺いできたらと思います。

議 長  
教 育 長

教育長。

おっしゃるように、いろんな角度で、ランクをつけてしまうとか、そういうようなことによって、過剰な、こう、競争が各学校間で起こるやいうことで、子どもが犠牲になっていくことになってはならないと思います。東京都の或る何区か忘れたんですけれども、この学力調査に当たってですね、ランクをつけて、ほして、もう順番によって、予算を多くするというところで、現実にトップになったところには、他の学校よりも、予算が多くいったというようなことがございます。その学校については、あのう、まあ、教室に、試験をやっておる教室に入ってきた校長とか、担任なんかが、横に立ってですね、実際にあのう指を差して、回答を正解になるまで、こう、じっと立って答えを教えていってというようなこと。もう、非常に曲がったようなことも、実際には起こっております。そういうような過剰な競争が、この競争が教育現場の中に入って行って、子どもの自由とか、いろんなことで、束縛されて、そればかりに、こう、行ってしまうっていうようなことになってはならないと、わたし自身も、そう思っております。

議 長  
3 番 議 員

寺下議員。

学校教育については、わたし達の未来を担う大切な子ども達の将来を、左右するものでもありますので、今後とも、どうぞよろしく願いいたします。

医療制度に関しましては、制度も複雑で、住民への周知もたいへんだと思いますが、しっかりと地域への説明会、広報等もお願いしたいと思います。

最後に、健康づくりに関しては、個々の努力、地域ぐるみの取り組みというのが、とても重要になってくると思いますし、わたし自身も、真剣に取り組んでまいりたいと思いますが、高齢者はいろいろな面で不安や心配を抱えています。「広域連合」は、各市町村選出の議員によって、構成組織されていることから、対象となる高齢者の個々の意見や実態は届きにくいと思われます。3月の定例議会において、その議員に選出された町長は、多忙な公務の中ではあるかとは思いますが、会合にも参加され、いろいろな場で発言をする機会があると思います。ぜひ、高齢化の進む地域の現状や問題点、将来の課題をどんどん届けて欲しいと思います。最後にそれを強くお願い申し上げまして、わたしの質問は終わります。

議長 寺下議員の質問は終了しました。

続いて、笹田議員の一般質問を許可いたします。笹田議員。

1 3 番 議員 わたしから、質問事項3点をお願いしたいと思います。

第1番めの日和佐・由岐病院計画。これは、美波町として、第1目標でありました、日和佐・由岐病院建設について、双方の懸案事項でありましたが、町として、その後、どのような方向に進展があるのか。これまで、町は、徳島大学の医師を含め、日和佐・由岐地域からも委員を選任して、医療体制検討委員会を発足させておりますが、その委員会では、何回会議を開き、どのような協議事項を決めて、町に提出しているのか。そのこのところ、ご答弁をお願い申し上げます。

それと、2番めの医師確保について。徳島県でも医師が非常に手薄になってきているが、美波町として、医師確保はどのようになっているのか。町は、医師確保のために、徳島大学へ500万円の金を出し、医師を養成し、手助けして、医師の誘致ができやすいようにとの努力は認めますが、その成果は出ているのかどうか、お聞きいたします。

3番めの医師の診療報酬について。これは、美波町の病院での医師の診療報酬は、どのように支払っているのか。これは、現在、各医師の診療に対しての格差が生じておりますが、その手当などを、どのような方法で講じているのでしょうかと。以上、大きく3点をお聞きしたいと思います。よろしくお聞きいたします。

議長 日和佐病院事務長。

日和佐病院事務長 わたしの方からは、1番めの日和佐・由岐の病院計画、2番めの医師確保についてご答弁申し上げます。

平成18年3月31日の2町合併により、美波町内に公的機関として、

2病院が存在することとなりましたが、日和佐、由岐両病院とも、診療施設等が手狭、入院患者の療養環境の悪化かつ施設の老朽化が深刻であるため、建て替えとともに、診療施設機能の編成が急務であることから、町の最重要課題として位置付け、取り組んでまいっております。

ハード面においてはもちろんのこと、ソフト面においても、医師の確保、運営面、経営面での課題も多く、早急な対応が必要となっていることから、美波町内における日和佐・由岐両病院の体制の在り方について、調査・審議していただくために、有識者・住民代表・病院部局・町部局の委員15名からなる、「美波町医療体制整備検討委員会」を立ち上げ、本年6月12日に「第1回美波町医療体制整備検討委員会」を開催したところでございます。

今後の会の運営につきましては、平成19年内に第1回検討委員会で協議された各委員の意見をベースにして、2回ないし3回、検討委員会を開催し、議論を煮詰め、19年度を目処に、答申的なものを出していただき、将来において持続可能な医療体制の方向性を見極めた上で、順次整備を行っていく計画といたしております。

2番めの、医師確保でございますが、医師不足は、産婦人科、小児科が診療科の特殊性からクロ・ズアップされがちでございますが、最も不足しているのは、内科の医師であり、以下整形外科、小児科、精神科、麻酔科の順で続くと言われており、医師不足の原因として、よく言われるのが、大都市への医師の偏在であり、2004年から始まった「卒後臨床研修制度」で、研修医の半数が東京、神奈川、愛知、大阪、福岡の5都道府県に集中し、この傾向を加速させております。

しかし、東京や大阪の病院でも、産婦人科をはじめとして各科で、医師不足が深刻になっており、病院間で医師の奪い合いが目立つようになってきております。

全国的に地方の医師不足が問題とされる中、徳島県においても「卒後臨床研修制度」とともない、徳島大学医学部医局における医局員が減少し、地方の医療機関に向けての医師派遣が困難となり、県立病院を含め、地方の各自治体において、医師の確保は非常に厳しく困難になっております。美波町日和佐、由岐病院においても、徳島大学各講座医局に医師派遣を全面的に依存していることから、医師の確保は更に厳しくなるものと思っております。

このため医師確保のための施策の一つとして、18年度より「美波町医療対策援助基金条例」を制定し、徳島大学医学部医局との共同研究、また、国内外大学での研修・研究時等の経費援助措置を行うことにより、関係機関とのよりよい関係を築くとともに、地域医療の確保に取り組んでおります。

現状の医療現場において、新しく医師を確保することは至難の業でもあることから、現在、勤務されている医師の勤務環境の改善策を図ることが必須であり、わたし達自治体も、医師はじめ医療関係職員のいわゆる医療資源を、地域の人々がはぐくみ育てる気持ちになって、医師確保においては、物心両面からなる配慮を行い、各病院の経営に当たっては、単に目先の経営係数のみにとらわれることなく、安全・安心な地域づくりのための必須の定住条件と位置付け、医師定着のための処遇改善や、環境整備を図ることが、今、最も肝要なことだと痛感しております。医師不足という構造的な問題を取り除くことなしに、ビジョンを実現することはできませんが、医師を確保するためにも、魅力のあるビジョンの策定が必要でもあります。医師がいないとあきらめていては、前に進むことはできません。問題のひとつひとつを着実に解決しながら、意欲のある医師を惹きつける病院づくりを目指すことが、今後の医師の確保にもつながり、持続可能な医療の確保ができるものと考え、努力してまいります。そのためにも、議員各位の全面的なバックアップが、不可欠であることから、ご協力ご支援賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長  
由岐病院事務長

由岐病院事務長。

わたしの方から、美波町の病院での医師の診療報酬はどのように支払われているか、について答弁をさせていただきます。

今、古字事務長の方からも、医師の地域間の偏在による医師不足の話がありますが、原因といたしましては、勤務地の便利さや、また、給与や勤務時間数の過大などがあり、大規模病院などへの勤務医の集中が進んでいる状況であります。

このような状況の中、本町の職員である医師に対する給与につきましては、「美波町職員の給与に関する条例及び美波町職員の給料等の支給に関する規則」により、支給をいたしております。厳しい経営環境の中ではありますが、今後、持続して医師確保を図り、地域医療を守る上で、近々検討すべき課題であると認識しているところです。十分検討した上で、対応してまいりたいと考えていますので、ご理解を賜りたいと思います。次に、勤務時間数の過大の件ですが、このことは、現在、宿直勤務は月に4回から5回程度、また、日直勤務を4回程度を、外部の医師に、お願いをして行っております。残りの日数を、当院の医師が、行っています。

由岐病院の医師は、平均して週に2回の宿直勤務をしており、外来での診察をし、そのまま宿直勤務をした後、引き続いて昼間の診察を行っている状況であり、医師の労働条件が過酷となっているところです。外部への宿直勤務をする医師の要請も限界となっており、医師の増員をしな

ければならないと考えており、徳島大学へ紹介をお願いしているところ  
です。

また、診療報酬制度でも、現在の外来患者数に対する医師数では、最低  
限の医師数であり、安定した診療を続けるためには、医師の確保、増員  
が必要であると考えております。今後とも、議員各位におかれましては、  
医師の確保などにつきまして、ご協力、ご支援をお願いしたいと思いま  
す。以上です。

議 長  
1 3 番 議 員

笹田議員。

自席から、質問させていただきます。先ほど、日和佐・由岐病院の計画  
についてでございますが、これは、いろいろと努力してくれているの  
は、わかりますが、なんととっても、この由岐の日和佐、小さな病院を  
いかにして、今の医師で維持していくかということは、いちばん大事で  
なかろうかとわたしは思います。

総合的に、誰が考えても、この近辺にはやね、総合的な病院は、ほら、  
これからは必要でございます。しかし、そういった事柄にとらわれず、  
まず、自分達の小さな町を、日和佐・由岐や病院を、どうして維持して  
いくかということは、大事でなかろうでしょうか。そういった、町民は  
地域に必要なんです。病院は、小さなけれども、現在の病院よりも、少  
し小さめにしても、町民は早く望んでおります。そういった点から、  
町は早く決断をしてやね、町民に、安全安心を与えていただきたいと思  
います。

いろいろな、あの広域的な観点から、病院の医療体制検討委員会を発足  
させておりますが、大きなことばかりで、きれいごとばかり言うとな  
っても、なかなか埒があきません。この医師の少ない時にやね、この近辺  
に大きな病院を建てて、ほら、専門的な医師がそこに寄っていて、専門  
的な手術をしいということは、これ、今たいへん必要なわけございま  
すが、やはり、自分達のこの高齢者の町で、即、自分達が安心して、初  
期の手当をしてくれるということが、いちばん、わたしは大事なことで  
なかろうかと思えます。ほういう悪い時には、専門的に、じきに搬送し  
て、その病院で手術するわけで、それはそれなりのことで送り出したら  
いいんです。

そういうことで、藤井町長さんには、この任期中に、そういった点を十  
分考慮して、早く町民に小さな病院、双方の町に見合うような病院建設  
をお願いしたいと思います。

それと、医師確保について。これは、いろいろ、わたしも入院する機会  
がございまして、いろいろな先生方にも、いろいろ聞きして、しとりま  
す。しかし、やはり、あのう、この美波町の理事者が、一生懸命徳大へ  
向いて、努力してくれているのはよくわかります。ほんとに医師不足で

ございます。この、先ほど、まあ、おっしゃってございましたけれども、やはり、医者同士の信頼関係を持っていただいて、また、ほいて、それなりの事柄を、診察する時には、町民に、十分信頼を与えるような説明をしていただいて、説明不足ということをちょこちょこ聞いております。そうした事柄も含めてね、やはり、医師に、一生懸命、町民の健康管理を守っていただくのと同時に、やはり、気安うに、この、患者さんに接していただきたい。やはり、あのう、いろいろお年寄りから、また、いろいろ聞くんですけども、あのう、ほの患者さんに、説明がどうも中途半端で、まあ、いうことで、聞きます。

やはり、わたしもそうやって、病院、ちょっと行った関係で、1人の医師が、あのう4へんぐらい、まあ病室に回ってきて、入ってくるなり、「まあ、どうですか」「もう、良うなりよるですか」というようにね、優しい言葉かけてくれると。また、ほの看護師さんでも、また、それに準じて、みな笑顔で、まあ、各病室に行き接しとると。ほんで、大きなところいほど、また、優しいと。そういうような、何かからでも、ね、もっと地域を密着していただいて、患者さんとの話し合いをね、十分していただきたいと思います。それに、また、医師の確保の方にはつながってこようかと思えます。

それと、また、3番めの医師の診療報酬について。これは特にまあ、日和佐では、医師2名、内科2名、まあ、徳大から、また、派遣されているというようなお話を聞きます。しかし、わたしは、いろいろと由岐病院の、を利用している方々の、ちょっとまあ、資料をちょっと取り寄せさせていただいて、まあ、この場でお願ひするんでございます。

まあ、平成18年度からでは、由岐の病院では、まあ、7, 8...、6, 7, 8が、まあ、国民健康保険を利用している方が、846名。ほいて、また、あのう建設保険やら、社会保険を利用している方が含めて、まあ、1, 200、月に1, 200名余りが、由岐病院を利用していると。そしてまた、平成19年度には、あ、これにも18年度には、阿南市からも多数の方が、月に25名から26名ぐらいは来ております。牟岐町からも来ております。ほいて、また、この平成19年度からには、まあ、この地域高規格道路が開通してからも、また、海部病院の医師不足ということで、牟岐町からも、また、おいでております。阿南市からもたくさんの方が、これ23名、5月には23名の方が、月、来ております。そういった中でやね、美波町では、あのう、由岐病院では、8月、ずうっと、もう、あのまあ、健康保険の人たちばかりですけども、800人を超えております。ほいて、7月、8月には841名という方でございます。そういった中で、建設保険や社会保険の方含めると、やはり、1, 200人余りの方が利用していると。順次、利用しているということで、

ほの、特に今の南の方に整形外科の先生ございません。そういったことで、まあ、由岐の方にまあ、整形外科の先生が、いてくださると。それと、また、内科の先生が特にまあ、片寄ってしめて、まあ、この場で言うのもなんですけども。まあ、ほの先生の時には、昼ご飯抜きで、4時頃までかかって、もう、ほの自分の診療日には、あの、やっとります。まあ、いろいろ内科の先生も、外科の先生もおりますけれども、あのう、まあ、暇な言うたら暇なんですけど。そういったところがね、もう少し、どないぞしてならんもんかと。そして、先生も「もう、わしも体がくたぶれてしまう、もう、次から次もう、ほういう時には、ほんだけの大勢の方が寄って来て、来てくれて。もう、ありがたいんですけども、体がちょっと持ちにくい」と。維持がしにくいということで、まあ、ほの患者さんには、あのう10分なり、休憩いただいて、診ているそうです。

そいて、ほういったことで、わたしは、あのう、こんだけの医者があれば、よそに抜かれると。ほんで、やっぱり、この、最初言よるような、ほの手当、なんか給料上げれんのだったらやね、手当。なんぞ、また、町の方が考えていただいてやね、議員の方も、また、議員さんの方も、理事者も、この際、もっと考えていただければやね、また、引き抜きがあると思うんやね。ほれを、向こうは先生も、ほういう、口走って、こう、言よる中で、まあ、わたしも感じたんですけど。もっと、みな今のうちに、真剣にこういった手当を十分考えていただいてやね、まあ、先生をおってもらおうと。

ほいてまた、あのう、医師間でも、まあ、疎通が十分できとらんようなんよ。よその場合は、1人の患者に、カルテ見て、いろいろフィルム見て、あのう、時間かけて、ほの病院への、ほの人の容態をみな検討しよるけんどね。由岐の場合は、ほれができんらしい。ほんでまあ、1人の判断で、そういった診療の良し悪しをつけよるということも、お話も聞きます。こういったまあ、改善方法もね、まあ、肩を軽うにするとか、そういうことも、医者の方も考えていただいて、取り組んでいただきたいと。わたしは、かように思います。そういうことで、わたしの質問は終わりますけど、まあ、町長はんのまた、今後の取り組みをちょっと聞かしてください。

議  
町

長 町長。

長 医療体制を整備しておる。そして、まあ、小・中、まあ、高等学校まで言いたいですが、教育環境を整えとるちゅうのは、もうこれはもう、地域のね、定住条件のもう、基礎です。さっき、事務長から、お答えしたとおりであります。で、元気な笹田先生は、我が身の闘病を通じて、ほんとに腹の底から、なんか語った面があります。



さて、まあ、合併云々の話は別としまして、ただ、小さい町で、それぞれが、国保の直営診療として、公益法を包括適用する病院2つと。これは、今後の人口動態考えて、これは維持できるかどうかちゅうことになってきますと、町立病院として、現行の医療制度の改革、人口の衰退。定住条件で、医療体制守ることは絶対必須ではあるが、かつての由岐町立病院、そして、かつての日和佐町立病院を、そのままの状態、もうひとつ、どっちもが、まっさら建ててというわけには、簡単にはまいらないと。こういうのは、もう、先生方もご承知いただいております。

そこで、どういうふうにするかというようなことなんですが、この病院の建設は、公民館とか、学校とか、ある程度、予測のつけやすい自己の意思で決定できる分野と違って、本当に、その医師という、そして、医術という、それからまた、そのいろんなあのう、側面を持っております。で、これは、自己で、価額が決定できない。つまり、医療法の改正の問題もありますし、そういう諸々の問題のあることは前提としまして、省略して、そして、実は、その決断の時、これは、もう全町民の決断です。町民が、決断することでありまして、町長1人の決断ではないと思っております。

わたしは、その時に、いろいろ高度医療は別として、高齢化が進んでいって、少子ではあっても、生まれてくる赤ちゃんが、地域で安心して育てる環境は、どんな時代にも必要だろうと。こういう信念は、持っております。

で、そこで、ただ2つの病院はどうするかとなりますと、ご質問のお言葉にもありましたが、やはり、スケールダウンをして、規模をですね、なんか小さくしてでも。しかし、今の50床、30床の病院の機能と劣らんような工夫はできないかとか。あるいは、あのう、その他の医師の確保は、その点はどうかとか。こういうようなことを、結論付けるべく、実は、検討委員会も、ただ、きれいごとで逃げよんではありません。腹の底から、もう、語り合ってもらおうと。こういうようなことでしております。いずれにしても、19年度中に方向を決めたいと思っております。

決めた暁に、どっちかを無くするという体系は、考えていないつもりでおります。これは、やっぱり、細長くてですね、人口密度は希薄なんです。やはり、まあ、診療所、阿部にもありますし、まあ、それはもうそういう体系を。あと、由岐と、日和佐のやつをどうするかと。

これについては、で、もう医療法のこと、お詳しいと思いますが、そいじゃあまあ、あの病院は2つで、町立で2つできませんから、どっちかをどうかしなきゃいけない時があるんですが、その時の方法としては、

やっぱり、その、入院に答えられる、いわゆる有床の診療所っていても、それは、まあ、19ベッドですから。じゃあ、経営上はですね、じゃあ、病院でなくして、診療所にして、まあ、ベッド数はちょっと落ちるけど、入院は応じる、できると。こういうような形にしても、経営上は非常にマイナスなんですね。看護師とかその他は、あんまり変わらない。そうすると、まあ、そういうようなことで、どうなるかと。その時に、まあ人口の多い日和佐の方を中心にするのか、人口の少ない由岐の方はどうか。しかし、今は、由岐が大きいと。そして、人の流れはどうか。まあ、いろんなことから、ご議論をいただくという場面でございます。で、それは、19年中に結論をしていきたい。

ところがですね、今の問題は、いろんな、わたしもいろんなこの三役トップで、トップ外交やってるんですが、まっさらの病院建てても、お医者さん来るかちゅう問題になってきたら、来ないと。箱を建てたって、その医者が来なけりゃ、どないにもならないという問題があります。で、実は、まあ、そのことで、県もですね、必死になって、県立病院を、3つをどうするかと。特に南部はどうするかというご議論が、今、展開しております。一方、厚生労働省に示さなきゃならない、19年度中に、徳島県の医療計画もつくらなきゃいかん、知事自身が。で、その中で、美波はどうするんだという議論もある。そういう中で、実は、今、わたし達は、合併して、1年半が来ようとしとんですけども、これは逢着しておると。

で、実はまあ、由岐におかれても、日和佐におかれても5年...程前から、病院問題は、それぞれ委員会で議論して、揉んどんですけども。ただ、「病院が無いから建てようよ」という議論だけに、言葉は悪いですけどね、十分なご議論をなさってないと。で、そこで、お受けした、わたくしとしたり、ただ、民間が無い由岐の方が先だと、日和佐は後だ、というぐらいのまあ、合併協議の協議であります。で、それは、それとして、大事に尊重しなければいけないことだと。

もう少し方向性というか、医療制度を十分ご議論を。だから、議論しとかなんだらいかんと。ただ、その、それは誰も欲しいんです。誰でも欲しいんです。学校も欲しければ、病院も欲しいし、百貨店も欲しい。だけれども、それは、地域と地域の町立として、やっていけるかと、いうことの議論は、合併前は、たいへんそれは。別に非難でない。それはもう、あの忙しい合併でしたから、その程度のご議論だったんかも知れませんが、もう少しですね、町の税金で、あとあとを見通した議論という意味では、まあ、忙しかったからできないのを、今、やってるわけでありまして。もたもたするようですけども、慎重な配慮を。しかし、急いでるということで、っております。

で、結論的には、まあ、これまだ、あのうひとつ、考え方を、ひとつお聞かせ願いたいということで、識者を集めて委員を構成してるのに、わたくしが先走ることいかなのですが、医療体制は確保したい。それは抽象的に言えばきれいなこと、で、具体的にどないする、例えば2つの病院は相成らない。1つの病院にして、あとを診療所体制をする。その時に、有床か無床のベッドに。で、どうするかということ具体的に、まあ、これはもう結論付けたいと思っております。

ただ、その場合に、それじゃあ、今、どちらも看護師以下何十名のスタッフがおります。理学療法士まで。そういった議論はある。そういうこともありますから。じゃあ、病院は、2つを1つにしたとして、じゃあ労働問題どうする、ということもあります。で、そういうことを、実は南部の医療圏域の方でも、「日和佐どうするどうする」と言われとんですが、自分の意思で、町民の意識として、2つある、2つ持つことになってしまったんだけど、合併で。それを1つでやっていけるかどうかを、いろいろ審議会の方で検討を...やって、ある程度に方向性が出たら、住民の代表である委員の先生方に、こういう方向が出たんだ、どうだろうかということで、わたしは、じっくり時間をかけて、入り口で、十分な議論をした上で、決断をしたいと思っております。

ですから、町長の決断についても、そんなワンマンな決断はあかん。だから、いろんな今のよこを見て、先に立って、まあ10年も20年も先は要りませんが、ここ10年ぐらいは、合併にあたって十分議論すると。財源も、見通しも。そういうことを、そしりを免れないために、今の町民の皆さんと、住民のみなさん方が、短時間ではあるが、19年度中に、審議会だけの意見でなしに、議会の意見も、町民も、老人も、子どもも、意見を結集してですね、みんなの意見で決めたというかたちで、わたしは進めたいということだと思っております。でありますんで、あのう、おたおたしてるようでございますが、なかなか、県だって県立病院建てる建てんで、30年もきました。それでも、まだ、結論が出てないぐらい難しい問題であります。

長くなりましたが、もう、この病院の問題についてはですね、それは、もう、言葉は悪いですけども、今でもひやひやしなながら、ここに立つとるわけです。日和佐病院も、ほんとに大変なんです。そういうことで、医療体制の確保は、絶対に、あったものが無くなって...、診てくれるものが診てくれなくなったという状態は作らない方法で、病院をどうするかということで、思っております。

次に、医師ですけど、これは、今、とりあえずのお医者さんはですね、ひょっとして、今、お言葉で、「もう、このままの待遇だったら、抜かれる可能性があるよ」というのは、わたし知ってます。抜きに来よる人

おりますから。ですから、言いにくいことを、ほんとに、議員は、よう言うてくれたと思います。しかし、公務員である医師は、いわゆる条例に基づきまして、今の医師の医療の体系を平たく言いますと、医師免許を取ってから、10年経ったら20万、15年経ったら25万、30年経ったら30万ぐらい。ここにおいでる医師の免許を持つとらん人に変わらんのです。その中で、普通の一般職と変わらん。その中で、医師が足らんで、もう、引き抜き合いなんて、現実です。もう、すでに、もう、高松あたりでは、もう、3,000万が相場だと言われてますね、院長あたり。3,000万出しても医師が来ない。そこに住んでる環境条件が悪かったら行かない。こういうことになつとる状況であるところで、由岐でも一生懸命頑張ってくれるお医者さんがある、日和佐も院長が命かけてやってくれる、こういう実態でありますので、ここから、あの、両事務長とも、先生方のご理解賜りたいと言って、という言葉は、わたくしも今日の答弁にあたって、事務長のその答弁に、裏を...つもりでおります。

それはどういうことかといいますと、今の公務員である医師、一般職さえも5%切らないかんいかんけど、ほの職がなくてはならないわけですから。地域の安全のために、安心のために。得がたい先生。そこで引き抜きされるとしたら、これは、とりあえずは、「待遇改善のほか無い」と決断して、今日のわたしの答弁では、ぜひ、それで、答弁しとるということで、臨んでおる。ぜひ、その点について、待遇改善については、ひとつぜひ、この場でございますが。

これは、そうかといって、行政改革の進む中であります。聖域無きっちゃう言葉だけど、しかし、うちは、今、美波町は、由岐にしたって、日和佐にしたって、医師が無かったらやっていけん。今の現行体制では、到底おそらく、医師の移動が起こるっていうことは必須であります。こういう公の本会議で、わたくしは、ほんとにそういう自治体間の、あるいは病院間の引き抜き合戦の中で、従事しとるもんとして、ではあっても、こういうときに言葉は、ほんとに「経費は最小で最大」と言うけど。絶対、その、医師でなかったら困るんです、病院は。けども、それを改革の中でやっていくとどうしようもない、というんで、ぜひ、実は、医師の確保につきましては、近々、これは由岐におかれても、今、立派な先生がおいでるんですが、そういう波にあるというのは事実です。当、こちらの方日和佐の方もですね、院長も命がけでやってくれておりますけれども、そのあとが、また、大変なんです。で、そういうような意味も兼ねて、医師の確保、今おる医者を、言葉は悪いんですが、継続して居ていただくための、これはどうしてもやらなきゃいかん。ただ、それは待遇改善だけでなくて。

もう1点は、その環境ですね、物理的な。もう医局行ったらって、飯食うところも無い。この前、県立病院の川端院長が言いました、いろいろ。「わたくしは、どんな待遇よりも、ラーメンが食いたい。ゆっくり飯を食うところさえない。」「病院だけ、きっちりしてくれたっていったって、わたしは働けない。もう少し地域がね、働きやすくなるようにね、医者育ててくれ。医療を。自分の健康を育ててくれ。」って言って、感涙をもった発言がありました。だから、自分が困ったから、お医者さんを探して来いったって、無いわけなんです。無いのを無理して持って来るには、待遇改善しかない。ぜひ、これは、お願いしたい。で、環境改善についてもやらなきゃいかん。

それと、もう一つ、先生が、医師が、よう居てくれる先生があっても、「わしの所見で、いけるかどうか」ってなると。確かにいいお医者さんが、たまたま由岐におる、たまたま日和佐におっても、おれる人でも、やっぱり、お医者さんていうのはね、やっぱり、...技術を...適用するというのは、ものすごく難しいですね。で、その場合には、ご存知のように、いわゆる昔からやってる診断の処置についてはどうするかっていう、いわゆるセカンドコメンターですね。あの、背後にお医者さん。そういう連携。由岐病院にA先生が来て、その人の診療で処置を...というときにコメントが...。セカンドコメンター。そういう背景も。そういうことも、まあ、非常に、専門的な、あのう、お尋ねでありましたんで。医師の確保に待遇改善、物理的環境。それともう一つ、その「セカンドオピニオン」立てという医師の連携ですね。それも、ただでやってもらえませんか。それを由岐病院におるH先生。日和佐病院の先生が、ある程度答える。「しかし、わしのとこできんなあ。...なしに、...いきなはれ」という場合に、いわゆる、もう一つの自分の後ろにおる「セカンドオピニオン」っていうんですけれども、そういう体系をするのにも、やっぱり手当をして、ネットワークを。要するに、医療の体制の確保。人と人との、そのネットワークだといわれておりますので、せっかく、もう町長が答弁せいと云われたんで、お名指しであったんで。建てる建てる建てるは、もう少し、あの、我慢していただいて。

その間、建てるといっても、今言っても5年も6年もかかりますから、それは、ぜひ、もう大事なことで。これ以上、医療の不安、...病院の不安を起こさないように、必死になっております。そういうネットワークをつくりたい。当面、ちょっとお待ちください。まあ、おそらく、両病院は無いけど、診療所を最低で、まあ、有床の診療体制を1つ、2つの、1つの...と何べんも言うけど、2つの、2病院は難しい。

医師の確保については、今後とも、ローテーションについては、一生懸命頑張るようになりますが、今おる医者についても、やはり、それを

やっていかないと、次の医者 of 順番は来ないだろうと。それともう一つ、来たとしても、背後オピニオン、2次診断を受けれるように、双方の医師団が、できるような体制をやっていきたいと思っております。

確か、あの、ご質問は3つだったと思いますので。ぜひ、長くなりましたけども、医療の体制の確保は欠かせませんのでね、ひとつ、合併の時には、早う建てるんに、由岐は先だったとか、どうぞ、そういったご意見は、ようわかってますのでね、ただ、どちらも先に建てるというんでなしに、そこはひとつ、美波町1つになったわけですので。さらに、絶対に、阿部の端からですね、ここの山岳の農山村に至るまで、これを、心配の無い体系を作るという目処を立てて、臨みたいと。

なお、県の段階で寄って、わたしどものそのメンバーの中で、職務を与えられて、町立が2つある、「どうするどうする」と言われてるんですが、それは言われる前に自己で意思決定をしたいということで。

2点お答えしました。医師の待遇改善、しかし、行革が進む中で、どのように病院を、医師だけを、どのように待遇改善するのか。人材確保の観点に立って、...ないんじゃないかと。それは、あの、基本給は変えられるとしても、そして、2年間だけかわってきたら、退職金はどうかならないですね、お医者さんというのは。ですから、長くなりますが、どうぞ、そこらは、また、ご相談申し上げますので、条例事項にもなりますし。

もう一つは、公務員としては改善できない、まあ、囑託の関係で、雇用関係を改めたらどうかと。それならば、ひとつ、報酬を、いわゆる給与になる。そこらの体系で、医師を組み合わせる方法は無いかと。

最終的には、いろいろ町立でのうても、公が病院建ててやって、民間に任す。パーセンテージで、契約をやっていく方式。いろんなことを考えて。いずれにしても、この両町で、過疎高齢化進む中ではありますが、今後、人口をひきつけるにしても、病院の無い地域では具合が悪いんで。それを担保する方法は何か。町立でいけなかったら、公がするけども、ソフト運営は、こっちですとか。そういうことまで含めて、実は、検討の中で入っておりますので。長く要領を得ませんでした、一応お答え申し上げます。

待遇改善と、その、医師の単独判断でなくて、「セカンドオピニオン」制度についても、その、年内に、まあ、揉んでですね、これ、また、委員会に、あるいは、本会議でお示しして、待遇改善を図ることによって、今、もう、最中にあるんです。入り口の。来月出られるか、再来月になるか、という実態でありますので。まあ、言いにくかったんだろうと思いますが、議員さんも言っていたいて、...すっきりしたと。ぜひ、それに向かって...

その時には先生方に、ぜひ、諮ってですね、...ではありますが、この職が無ければ、地域医療が守れない時に、どうするかのご判断を求めたいと思っております。改善する方向で、検討してまいりたいことを。まあ、これは、事前でございますが、今、そういう最中であります。

議長

長 笹田議員。

13番議員

もう、あの、時間も来とんで。

議長

長 答弁もれはありませんか。それでは、笹田議員の一般質問は終わりました。時間の都合で小休いたします。午後13時15分より再開いたします。よろしく願いいたします。

(時に12時09分)

(時に13時15分)

議長

長 小休に引き続き、再開いたします。

続いて7番 戎野議員の一般質問を許可します。戎野議員。

7番議員

7番 戎野。議長の許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。多重債務者の救済について。

今日の不況や企業倒産、それから、リストラなどによる収入減によるいわゆる生活苦から、サラ金を利用している内に支払いの困難に陥り、いわゆる今日いうところの格差社会の、社会的貧困層が増えております。遊興費や商品購入など、本人の責任による場合もございますが、サラ金やクレジット利用により発生した債務が、本人の返済能力を超え、さらに債務返済のために借金をして債務が重なるという、いわゆる「多重債務者」が200万人を越えて、ヤミ金融からの被害を含め、深刻な社会状況を招いております。

社会の不安要因になることもあって政府も放置できず、2006年の12月「貸し金業法の改正」や内閣の多重債務対策本部の設定、そして、本年4月、同対策本部より「多重債務問題改善プログラム」が策定されるなど、ようやく、対策として、地方自治体への相談窓口の整備・強化等を求めてきております。具体的には、多重債務に陥っている人に対して、債務整理や生活再建のための相談を行う等、体制整備のための「相談窓口」として、全国一斉「多重債務者」相談ウィークを設定し、県と弁護士会や、司法書士会が、共同で無料相談会を開くなど、取り組みが、今、始められようとしております。

そこで1点めに、美波町としても多重債務者発生予防のために、どのように取り組んでいこうとしているのか。まず、基本的な取り組みをお聞

きしたいと思います。

2点めに、また、これまでの相談状況は。さらに、消費者問題の窓口として、消費生活センターに代わるような町の相談窓口、また、専任の担当者を配置しているのか。相談の専任者がいない場合には、その養成・研修に職員を参加させて、やっていく考えはないのか。お聞きをしたいと思います。

そして、多重債務相談に関する経験を積んで、当町にも、丁寧に事情を聞いて、適切なアドバイスを行える相談窓口を、今後、開設していったらどうかということでもあります。借りられなくなった人に対する「セーフティーネット貸付」の提供を、行政として、どのように取り組んでいくのかということが、3点めの質問でございます。

個人的には、社会福祉協議会などによる生活福祉資金貸付や、低利の消費者向け「セーフティーネット貸付」などを。また、最後のセーフティーネットである生活保護については、受けられるべき生活保護が受けられず、高金利の貸付がそれを代行する事態が発生しないよう、適正な運用を図るなどの取り組みを強化していくべきではないかということでございます。

また、事業者向けには、再チャレンジの支援、融資制度の積極的な活用促進、政府系金融機関による「セーフティーネット貸付」等、必要に応じて、弁護士等への紹介・誘導を図っていくことにも、取り組んではどうかということでもあります。

4点めに、多重債務発生予防のために、借金をした場合の金利や返済額、上限金利制度や、多重債務状態からの救済策などの知識が得られるように、中学校の総合学習等での具体的事例を用いた金融や経済教育をしていったらどうか。併せて、教員研修や、また、成人への消費者教育、広報に取り組んではどうかということでございます。

5点めに、自治体において、多重債務者の掘り起こしにより、問題解決の誘導を図るために、年金、水道、税金等公租公課の滞納や、不払い状況から、担当部署が相談窓口につながりあって、多重債務者の発見、誘導をして、本人の了解のもとに、具体的な解決方法の提示、法律専門家への引継ぎを通じて、借金の整理、合わせて、滞納解消を図って、町財政の健全化につなげていったらどうかということでございます。

具体的には、相談カード等を利用して、相談者の抱える借金の状況の把握をして、相談者に債務整理方法を提示し、その費用や方法のデメリット・メリットを含め、仕組みを丁寧に説明し、法律の専門家に引き継ぐという、このような一連の取り組みについて、その相談にあたる職員を選任して、研修参加で経験を積ませ、窓口対応を十分にしてもらいたいと思います。



大きく2点めでございます。津波、地震津波の防災関連について でございます。はじめに、去る9月3日、日和佐浦地区の避難タワーが無事に完成し、避難対象住民に、大きな安心感を与えましたことに対しまして、感謝申し上げたいと思います。

さて、耐震基準に満たない、古い木造住宅が密集した日和佐浦地区の東町地域におきましては、狭隘な路地や、住宅が入り込んでおり、とりわけ高齢者が多く、地震時においては、予想される津波第一波が来るまでの時間内に、避難指定場所となっております日和佐小学校や、町役場にも、避難できない困難地域の住宅が残されております。類焼の防火帯として、日和佐漁協から清水升一さん宅の南北の都市計画道路、いわゆる「日和佐浦東線」の早期整備が、いちばん望まれ、避難路として、災害に強い町づくりとしても、関係する空き家や、空き地の事前確保等をさらに進めるべきではないかという点でございます。

また、1号水路及び拡張が困難な2号水路とも、地震による崩壊や、両側からのブロック塀等の倒壊が予想され、避難路としては、機能しないと思われまます。公共下水道事業の雨水渠として計画に入っているとの、以前の答弁もございましたが、避難路としての整備に、間に合わない状況なので、河川に近い東町地区の避難路、避難場所の確保として、旧日和佐中学校跡地のグラウンドの西側一画に、避難タワーのような構造物ではなく、例えば、高規格道路の残土処理を利用したような盛土と、部分的な石積み、植樹で、避難台地を造り、老人のグラウンドゴルフにも使えるような「避難ミニ運動公園」を兼ねた避難場所を確保してはどうかという点でございます。

また、その地中部を、備蓄庫として活用していくのも良いのではないかと思います。住民のニーズを踏まえ、検討して行って頂きたいと思ひます。

2点めに、まあ、あのう、自然災害は防ぐことはできませんが、被害は防ぐことは、備え次第でできてまいります。自主防災組織等通じて、防災意識向上に取り組んでいることには、敬意を表したいのでございますが、減災害へ向けて自助努力を促進する上で、家具等の転倒防止対策への助言や補助を進めてはどうかということでございます。

以前20リットルのポリタンクなどの給水用資機材及び可搬式の発電機の整備、非常食備蓄等の確保は、その後どのようになっているのか。特に中央集中処理の公共下水道拡張に伴い、管渠及び管路が延長され、その破断等のリスクは高まっていると思ひますが、上下水道のライフラインの確保に対して、どのように備えていくのか、お聞きをしたいと思ひます。

大きな3点めにですね、地域イントラネット基盤施設整備の件でございますが、冒頭で町長の提案説明にもありましたし、先ほど江本議員からの質問で、お答えいただいておりますので、重複した部分は避けて、質問をさせていただきます。

まず、1点めに、2011年の7月のデジタル化放送に合わせて、放送と通信の融合を図るために、全ての地区への光ファイバー敷設により、BS及びCS放送を含めたデジタル放送と情報通信を、約半分の補助があるとは申せ、無理なく将来にわたる整備や維持負担が、町として、また、郡の中で、やっていけるのかどうか。つまり、教育や、行政、福祉、医療、防災等の公共ネットワーク情報の高度化、高速整備である「地域イントラネット基盤施設整備」だけならともかく、加入者系までを含めた郡内全てに、ネットワーク、その利用を含めた公設民営を図っていくことができるのか。

そして、運営は第3セクターか、地方公共団体なのか。また、純然たる民間株式会社等への委託なのか。お尋ねしたいと思います。

双方向機能を持ったマルチメディアの施設整備となると、非常に大きな膨大な予算、経費がかかるとお思いますので、町負担の総事業経費は、いくらかかる予定なのか。すでに先行している、過疎地における他町村との試算比較、検証を、していく必要があるのではないかという点でございます。

当初の第一弾の「地域イントラネットの基盤整備」は、行政情報センターを、その中心となる中心部を役場に置かれるとは思いますが、そのセンター運営はどのようにしていくのか。将来の加入者系への開放を行った場合、その民間による運営を自治体は、今後、どのように関与して、料金等を含めて、維持、また指導をしていくのか。

さらに、その維持費の自治体への負担が嵩まないよう、補助金の関係もあります。民間活力を利用していくためにも、費用対効果を考えて民設民営の方法も検討できないのか。その点についてお尋ねしたいと思います。以上でございます。よろしくお願ひします。

議 長 総務課長。  
総務企画課長

わたくしの方から、多重債務者の救済全般につきまして、「地域イントラネット基盤整備」につきまして、ご答弁をさせていただきます。

まず、多重債務者の救済の件でございますが、多重債務者発生予防のための、町としての基本的な取り組みからでございます。議員おっしゃられたように、近年、多重債務問題が、社会問題としてクローズアップされてきまして、その対策のために、昨年12月に、貸金業の法律の一部改正、内閣にも「多重債務者対策本部」が設置されたということで、多重債務問題の解決に向けた方策について、検討が加えられているところ

であります。

本町におきましては、多重債務問題は、消費生活事務の一部として、捉えておきまして、本年7月までは、本庁では住民福祉課、支所では住民福祉室で、所管をしておりました。8月1日の機構改革及び事務事業の見直しによりまして、現在は、本庁は総務企画課、支所は住民室が所管いたしております。本町では、徳島県と徳島県多重債務者対策会議が作成しているチラシを窓口で備えまして、県消費者情報センターをはじめ、各種の相談機関への情報提供をいたしておるところでございます。

これまでの相談件数でございますが、0件でありまして、担当といたしましては、総務企画に1名と、住民室職員が1名づつ、兼務しております。本町の今の人員体制では、「専任」は難しいというふうに考えておるところでございます。

「セーフティネット貸付」の件でございますが、他で借りることができないほど債務の多い人については、まず、債務整理が必要な場合が多いのではないかとこのように考えられますので、相談を受けた場合には、考えられる解決法の選択肢である「任意整理」「特定調停」「個人再生」「自己破産」等々を説明助言し、専門機関である「弁護士」また「司法書士」を紹介するといった対応をしていきたいと考えております。

で、職員の研修につきましても、派遣をさせ、こういった説明助言ができるようにしたいというふうに考えております。

多重債務者の発生のための金融教育については、後ほど、教育長の方からご答弁をいたします。

多重債務者問題につきましても、多重債務者本人にとって、非常に重大な問題であると同時に、他人には、まあ、知られたくないというデリケートな問題もございます。役場に直接来られた方には、先ほど申しましたように、丁寧に事情を聞き、適切なアドバイスが行える関係機関をはじめ、法律専門家である「弁護士」等を紹介するというようにしてまいりたいと思っておりますが、役場の窓口に来にくいというようなこともあると思っておりますので、今後、まあ、広報紙に相談窓口等の紹介をしてまいりたいというふうに、考えておるところであります。

「地域イントラネットの基盤施設整備」でございますが、まず、財源的に、大丈夫かというようなところがございます。また、その全体的な計画といたしますが、イントラネットの実施設設計が、先般、入札が終わったばかりで、他の町村とのっていうのもございますが、また、あの海部郡、それから、まあ、美波町単体の分で、どれぐらいの事業費がかかるというのを、つかみきれれておりません。維持管理費につきましても、議員がおっしゃられている、まあ、公設民営、それから、まあ、完璧な民営とか、まあ、というようなこともありますけれども、イントラネットの

維持管理費、年間の維持管理費のことなんですけれども、それにつきましては、近々に、落札しました「ダックケーブル」の方から、報告を受ける予定となっておりますので、今ここで、ちょっと金額の方が申し上げられないところを、ご了承いただきたいと思います。

それから、今、町の方で考えております方式でございますが、いわゆる那賀町方式っていいですか、公設で、公営でやるっていうのと、それからまあ、第3セクターでやるか。それとまあ、多くの自治体で行われている公設民営でやるかっていうことでございますが、海部郡での会議の中では、一応、公設民営でどうかというような議論もされておるところでございます。はっきりそれに決まったかというたら、そうではございませんで、まあ、今後、検討をしながら、より良い方式を目指していきたいなというふうに考えております。

それから、センター運営等につきましては、美波町に地域イントラネットのセンターができるわけなんですけれども、将来はそれを、まあ、加入者系に開放といいますか、まあ、もし、今考えている検討されておる内容でいきますと、公設民営となりますと、IRU契約を結んで、そういった民間事業者に、その、一部使えるように開放するというふうになっていくと思うんですけれども、イントラでつないでいる部分については、町の方で、責任を持つというか、になっていこうかと思うんですけれども、あとはまあ、契約によりまして、その使用、使用権っていうのを、民設会社に与えるというようなかたちになっていくんじゃないかというふうに考えておりますが、いずれにいたしましても、まだ、その十分な設計、それから、方針等が、まあ、出ていませんので、今のところ、このあたりぐらいの説明しかできませんけれども、一応、まあ、説明に代えさせていただきます。

議 長  
教 育 長

教育長。

多重債務者の救済の4について、戎野議員のご質問にお答えいたします。今の時代、毎日の暮らしと切っても切れないお金との関わり方についても、子どもの頃から、正しく学ぶことが大切であると思っております。カードやインターネット、携帯電話の普及などもあって、欲しいものが容易に手に入る生活を、子ども達は送っております。その反面、携帯電話やインターネットなどの普及に伴って、子ども達が、お金をめぐるトラブルや事件に、巻き込まれる可能性が高くなっています。「振り込め詐欺」のような「不正請求」である「ワンクリック詐欺」は、子どもの興味をそそってクリックさせる手口であり、子どもが被害にあったというケースが、あとを絶ちません。インターネットや携帯電話の安全な利用についての学習機会に、より多くの保護者や、地域の大人達の参加することが求められております。

小学校においても、金銭教育で目指す子ども像として、ものやお金を大切に、勤労意欲のある心豊かな子ども、友達のことを考え、思いやりのある行動ができる子どもの育成を図り、急速な勢いで変化しつつある社会に向けて、子どもたちが主体的に対応し、たくましく生きていくことができる資質や能力を培うために、生きる力の育成は急務であります。「もの」そして「お金」を大切にすることで、それらを生かして使うことや、感謝する気持ち、人に対する思いやりを育む金銭教育は、この「生きる力」の育成に深く関わると考え、取り組んでおります。

町内の中学校では、昨年度、総合的な学習の中で、自分達で会社を設立し、アイデアを生かして商品開発し、販売体験する活動に取り組んでおります。試作品を作り、町内の人に意見や感想を聞きながら、「商品」として完成させ、「道の駅」等で販売し、お金を得ることを直接体験する学習に取り組んでおります。ふるさとを誇る心や、人々の豊かな人情、社会の厳しさを知る学習を通して、将来への「生きる力」の育成につながる実践が行われております。

また、「職業体験学習」2日間行っておりますが、これは、中学生が町内外の事業所で、実際に仕事を体験することにより、地域に根ざした産業や職業を理解するとともに、地域の人々との交流を通じて、勤労の意義を学ばせる取り組みです。中学生にとっては、実際に体験することによって、働くことの苦労や喜びについて知る貴重な学習機会になっております。

子ども達にお金の価値を実感させ、お金をしっかり扱う態度を身につけさせる教育は、社会全体の課題でもあり、本町の社会教育におきましても、高齢者大学・女性大学等で、研修を深めてまいりたいと思っております。学校・家庭・地域が一体となって、取り組んでいくことが大切であると考えておりますので、今後ともどうかよろしくお願いいたします。以上答弁とさせていただきます。

議 長 消防防災課長

防災課長。

わたくしからは、2点めの地震津波防災につきまして、お答えさせていただきます。

1点めの、東町地区の避難路、避難場所の確保の取り組みと、避難所を、避難場所を確保してはという点でございますが、東町地区におきましては、一部に、避難困難地域が見込まれております。避難路の確保につきましては、沿線の家屋倒壊による道路の閉塞を防ぐことが重要と考えております。まず、家屋から外に出るためにも、通行を確保するためにも、補助制度を積極的に活用していただき、家屋の倒壊対策に取り組んでいただきたいと思いますとお願ひ申し上げているところでございます。

避難場所の確保につきましては、具体的に避難施設の整備をご提案いた

だいたところでありますが、今後、検討の課題とさせていただきたいと存じます。

ソフト的な取り組みとしましては、地域にある鉄筋コンクリートの住宅を、津波避難ビルとして活用することも有効ですので、地域でお取り組みいただき、ご助力を賜りますようお願い申し上げます。

2点めの、災害に備え、家具等の転倒防止対策への補助、非常備蓄品、ライフラインについてでございますが、地震に備えた対策として、家具等の転倒防止対策は、大変有効とされております。重い家具は寝室に置かず、重い荷物は高いところに置かないようにした上で、L字金具で止める、開き戸に鍵をする、冷蔵庫は固定ベルトで止める、上下に分かれた家具は、連結した後、固定する、転倒防止板を家具の下に敷く、樹脂製の免震シートを下に敷くなどが紹介されております。背の高い家具につきましては、転倒防止器具以外にも、天井とのすき間に段ボールをつめて、面で支えることも有効であります。いずれも安価な費用で取り組める内容ですので、自助対策として、実施していただけるものと考えており、助言が必要な場合には、何かわたくしどもの方から、知識ご助言させていただきたいと考えております。

非常備蓄品につきましては、非常食品、燃料、生活用品、工具、救急用品など、約80品目の物資を緊急備蓄品と考えておりますが、多額の費用が必要なこともありまして、倉庫に備え置くことはできておりません。食料、飲料水につきましては、3日分を目標に備え置くことが必要と考えておりますが、非常用食品は高価な部分もあり、町内の生産者からお米をお譲りいただくような方法で、対応を考えているところでございます。

飲料水につきましても、60トン为目标として確保する必要があると考えておりますが、今後も検討すべき課題と考えております。水源地が配水機能を残しております限りは、運搬給水により対処することとしております。

トイレにつきましても、トイレにつきましても、耐震対策された「道の駅トイレ」が、まあ、期待できるところでありますが、下水道のマンホールや、簡易トイレの設置、非常用トイレなどを活用して、対応することになるかと考えております。

備蓄品の中で、ポリタンク、発電機というふうな具体的なお尋ねがございましたけれども、ポリタンクについては、その後、数が増えたということはございませんが、発電機につきましては、地域防災拠点施設整備モデル事業で、10台を追加、配備設置しておるところでございます。以上でございます。

議

長 建設課長。

建設課長 わたくしからは、避難路について、ご答弁申し上げます。  
日和佐、東町地区には南北に、町道幹線街路が計画されておりまして、路線番号3・6・9 日和佐浦東線として、昭和48年11月9日、町告示第8号により都市計画決定がされております。漁協前から県道日和佐小野線清水升一宅まで、延長270メートルで幅員が8メートル。その内、漁協側で野口宅までの60メートル区間で改良済みとなっております。残り、難波宅から清水宅までの210メートルが、未改良となっております。計画通りでき上がりますと、都市計画はもちろん、防災面の効果は大きいと思います。都市計画決定してから、すでに30年余りが過ぎており、いまだ、実現していないということを考えます時に、事業を推進するに当たって、困難な問題も多くございます。計画区域内で生活している住民の方の立ち退きなど、ご負担をおかけすることになりますし、財政的には、事業費の半分の町負担が必要で、年数も相当かかるであろうと考えられます。

県道と県道とを結ぶ路線でもあり、県代行事業で認めて貰えないか、要望いたしました。が、県財政も大変厳しい状況であり、新規認定事業は認めてもらえないということでもあります。町事業では、財政的に厳しい状況ではありますが、今後とも、どんな方法があるか、検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長 戒野議員。  
7番議員 ぜひ、検討をいただきながら、取り組みを強めていただきたいと思います。

まず、イントラネットのことで、先にお尋ねしていきたいと思っております。これあのう、まあ、公共施設等の、そのネットワークっていうのは、非常にわかるんですが、さらに、それを加入者系まで含めた場合に、これ全地区あまねくですね、公平なサービスを提供していくということは、光ファイバーを、伊座利から山河内赤松まで、公平に、税納者として、サービスを受けれるようにできるのか。

そういう方法は、具体的にどういうふうにしていくのか。まあ、普通大手の通信メーカーでもですね、なかなか、光ファイバーを拠点にまで引くのが、大変な中で、それを公設と言いましたから、公がやっていって、いけるのかどうか。

それを、一旦今度は、民間に維持・運営をさしていくとなった場合に、まあ台風等における修理等が考えられるんですけど、それをその企業の全部任せて、将来的にやっていけるのか。そこがもしだめな場合に、また行政が補助していくのか。その点、まずお聞きしたいと思います。

議長 総務課長。  
総務企画課長 今の件なんですけれども、基本的には、全戸にというふうなことで考え

ております。先進地といいますか、今までやられている神山町さんでありますとか、佐那河内、それから、上勝、勝浦、それから、阿波市、美馬市とかいうふうな所を、こう見てみますと、美波町は、確かにすごく横に長いといいますか、っていう地形ではあるんですけども、それを今のところ、検討段階では、できないような困難さっていうんですかね、まあ、技術的になっていうふうには、聞いておりません。ただ、まあ、その金額がいくらかかるかというところとの兼ね合いもあろうかと思いますが、それは、まあ、戸別の所まで引いていきたいというのが、今の町の考えであります。

で、ちょっと重複しますが、来月からそういった、まあ、既存のテレビ組合、今、ちょっとわかっているところで、美波町に25組合ほど、テレビ組合があるっていうふうに聞いております。で、個人の2、3軒で引いておる所もあると聞いておりますけれども、そういうのも入れると、すごく多くなるのではないかなとは思いますが、そういった、テレビ組合でありますとか、まあ、各地区を回りまして、ある程度の方針を、このようなかたちでいきたいというような説明をしていきたいなあというふうに思っております。

それから、維持管理につきましては、イントラネット自体は、町の方で、やっぱり、維持管理は見なくてはいけない施設になってきます。その金額についても、先ほど申しましたように、もう少しすると、その請け負った「ダックケーブル」の方から、まあ、これぐらいかかるだろうというような報告があるというふうになっておりますが、加入者系につきましては、今の方針といいますか、でいきますと、公設民営で、IRU契約で、民間にというようなことでいきますと、それぞれの加入者に負担していただく、いわゆる、まあ、テレビの、今でいう、言葉がちょっと違うかもわかりませんが、受信料でありますとか、インターネットの接続料っていうのを、毎月支払っていただくというようなかたちで。ハードの部分については、町が施設して、運営自体は、まあ、町が負わないというようなかたちにしていきたいなと。ただ、まあ、議員言われた、災害時に傷む。傷んだ時に、それは民営で見てくれるのか。まあ、公で見るのかという話については、あとう、聞いている話では、やっぱり、それは、まあ、公設っていいですか、町の財産になってきますので、町の方で、まあ、見ていくんじゃないのかなというふうに思っております。

議長 戎野議員。

7番議員 まあ、だいたいわかったんですが、結局、ある程度加入者の数というか、見込みと維持運営の、まあ採算が合うのかということで、住民に、今後、説明なさると思うんですけど、住民の負担額の試算をきちっと提示した



上でですね、説明会を開いて。さらに、本当に住民というのは、ただ、テレビ、いわゆるデジタルテレビ化によるものを視聴したいのか。インターネットまでやりたいのか。さらに、行政情報をどこまで見たいのかというふうなそういうことを含めてのニーズをですね、把握する上で、アンケートを行ってですね、まあ、できる限り、住民の要望に沿うように、進めていただきたいというふうに考えます。

なにぶん、その加入者系まで含めてやるとなったら、膨大な費用がかかるとお思いますので、それが大きな行政負担とならないようにですね、この段階で、ぜひ、懸念しておりましたので、費用対効果を含めて、ほの民設民営の方法が無いんかなあということでありましたので。ぜひ、そこらへんも含めて、ご検討いただけたらと思います。

それからですね、先ほど、寺内課長から申されましたが、食糧備蓄等については、なかなか非常に経費的に難しいということで、まあ、それは大勢の方の対応は難しいと思うんですが、常に、そのまあ、町内の生産者からの調達ができるような契約、それから、いわゆるコンビニとか、そういう緊急に対応できるような所との契約調達の依頼が、もう、すでに終わってるのかどうか。また、できて、これから進めようとするのか。その点、お願いしたいと思います。

議 長  
消防防災課長

消防防災課長。

生産者との契約でございますけれども、今のところはできておりません。今後、どのように取り組むかというのは、ちょっと検討したいとは考えております。まず、あのう、お米を持っておいでると、まあ、考えておりますので、ご協力いただけるものとは考えております。

コンビニにつきましては、「ローソン」とかあるわけでございますが、徳島県が、協定をまいておりますので、この、町と先にまくというのはまた、ちょっと難しいところがあるかなとは考えております。考えたことはあるんですが、今、あの動いてはおりません。以上でございます。

議 長  
7 番 議 員

戒野議員。

その点については、まあ、今後、県といえどもですね、町内での商店等々の契約とか、調達を進めていただきたいと思います。

1点めですね、多重債務の問題でございますが、教育長もおっしゃっていただけたんですが、やはり、あのう「生きる力」とか、そういう金銭教育の思いやりっていうのは、非常に大事なことはありますが、具体的なですね、多重債務に陥った場合には、こういった整理の方法があるよという、その、具体的に、自分が債務を繰り返さない、さらに、サラ金やクレジットカードを、さらに、重ねて借りていけないような、債務整理の解決方法を、具体的に含めてですね、ぜひ、教育等の中で、指導、また、成人も含めて、教育というか、そういうものを取り組んでい

ただきたいと、さらに、要望したいと思いますので、お願いします。  
以上で、質問終わります。

議長 以上で戎野議員の一般質問を終了しました。続いて、10番 山本議員の一般質問を許可します。山本議員。

10番議員 10番 山本。2点質したいと思います。同僚議員との重複するところもあろうかと思いますが、違う側面から何うことに了解をいただきまして。

はじめに、防災対策について。「天災は忘れた頃にやって来る」と言われており、新聞紙上でも、毎日のように関連情報は載っており、ソフト面では、10月から、「地震発生予知情報」が運用されるとのことでありますが、住民にとっての恐怖は、南海地震であり、歴史的にも繰り返し発生しており、今後、30年以内に50%の確率で起こり得ると予測されており、最近では、能登半島沖地震、新潟中越沖地震もあり、現実味が帯びており、非常に危機感を持って、各自治体も取り組んでいるところであると思いますが、美波町においても同様で、防災対策に力を注いでいるところですが、町内でも格差があり、先ほどの同僚議員も指摘されておりますように、わたくしが懸念するのは、以前からそうですが、日和佐浦地区の防災対策が遅れており、先般ようやく「避難タワー」が設置、完成いたしました。が、あれとて、場所的には、あまり良い立地条件ではなく、疑問視をする声も、少なからずあります。

特に、この地区は住宅密集地域であり、避難構造の公的な施設も無く、小学校への避難所への距離も遠く、避難路等の確保も難しく、いわゆる津波避難困難地域であり、長期的には、防災道路とも言われておりますが、短期的には、急を要するものとして、この地区に立地的配分も考えて、最低あと2基ぐらいは「避難タワー」なるものを急がなくてはならないと考えるが、住民の皆さんの意見を聞きながら、避難所・避難路対策をどのように取り組んでいく計画策定があるのか。具体策、具体案はあるのか、示していただきたい。

次に、わたくしの案でございますが、昭和21年の、南海地震の時の避難場所でもあった、西町の通称「金比羅山」への避難路の整備を行い、それも、できたら階段ではなく、バリアフリー化したフラットな避難所として、現在の避難所として指定されておりますが、もう少し整備した避難所としての位置付けをすることが大事ではないのか。

次に、能登半島沖、新潟中越沖地震での実情でもわかるように、県の職員が復興支援のため派遣されての感想として、「倒壊した建物と、その横で全く無傷な建物を見て、耐震化の重要性を身をもって痛感した」と言われております。各自治体も耐震化の必要性を叫んでいて、改修制度を設けて取り組んでおりますが、本町でも、耐震補強工事も、制度化し

て取り組んでおるところでございますが、一向に進まない耐震改修化。なぜという視点に立って、もう一度、考えることが大事であり、県も個別訪問を実施していますが、ここでも、過疎高齢化が浮かび上がってきており、非常に難しい側面もあり、個人の財産に公的な支援はいかかとも言われておりますが、物事は解釈の仕方によれば、災害後に支援するよりも、診断・予防という観点から、改修工事に支援することにより、減災、また、無災となっていくのではないかと。

国の方でも議論されているようですが、そこで、現在制度化している国・県・町ともに取り組んでいる「美波町木造住宅耐震改修」と「徳島県耐震リフォーム事業」のセットでの補助は受けられないとのことで、町の施策として「徳島県耐震リフォーム支援事業」の代替案として、工事経費に対する借入利子相当額とか、まだまだ内容的には、他に取り組む余地があると思いますが、主旨としては、そのようなもので、制度を創設してはどうかということです。

耐震化工事も、ただ金額的な面だけではないとは思いますが、そうすることにより「美波町木造耐震改修事業」にも、明記されておりますように、ここが大事であり、「倒壊または大破壊の危険あり」という評点0.7未満が対象であり、評点1.0以上を確保する工事であり、この段階の家は、絶対必要不可欠な工事であり、この段階の家にターゲットを絞り、集中的に支援事業に乗り出すべきではないかと考えます。改修費3分の2、60万を上限の補助金、また、所得税、固定資産税の減額最大80万円の補助金に、今、言いました、町の施策として、プラスワンをすれば、行政として最大限の努力をして、防災に強い町づくりとして、本当に小さくてもキラリと光る何かを感じられるのではないかと。既存の町単の制度よりも基準は厳しいが、税制面補助金でも有利であり、県内にも、非常に財政的にも厳しい自治体ではあるが、そのような主旨のもと、取り組んでおる自治体もあります。

次に、要点のみとして、現在の美波町無線個別受信機も、かなり年数も経っており、インターネット、また、ケーブル等も言われておりますが、更新また、デジタル化への取り組みはどのようになっておるのか。

また、災害、緊急災害時の本庁・支所間の通信手段として、相互交信は可能なのか。不可能であるならば、早急に中継所を設けてでも、取り組む問題ではないのか。そうすることにより、全町的な広報、お知らせであれば、町内一斉放送も可能になるのではないかと。合併協議項目には無かったのか。「町はひとつ」という概念のもと、真剣に取り組んでいただきたいと思っております。

次に、2点めに地域経済活性化について。このことについては、分野も広く、多方面にわたると思っておりますが、身近なところでは、先日のトライ

アスロン大会も、地域経済に、少なからず貢献したのではないかと思います。今回は問題を大きく絞って、小さくても持続可能な、ごく身近な問題として、以前から、町内既存店、また、商工会等からの要望陳情もあったと思いますが、先般も、県内ある自治体への要望陳情を行ったというような報道もされていましたが、ズバリ言って、美波町の現状はどのようになっておるのか、お聞きいたします。

登録、届出制等、制度的なものも、伺いたいと思います。ただ、単に安いという市場原理でいくと、町内業者はとて太刀打ちできない。行政も、民間経営感覚を持つと言われており、午前中の答弁にもありましたように、自治法に謳われて、基本的には謳われておりますようなことはありまして、少し矛盾もしておりますが、さりとて、原点に顧みますと、住民あつての町役場であり、素朴な考えで言えば、税金も納められており、やはり、地元にあるものは、地元で利用してこそ、ある意味での循環型社会を構築し、まさに、地産地消を形成しなくては、行政不信にもつながっていくのではないかと。まさに、生活第一ということで、地元業者も待ちの姿勢ではなく、ある程度的外交能力も有し、また、企業努力も行い、行政も、地元業者育成という観点からも取り組んでいくべきと考えており、ガイドライン等を設けるなどして、公平に取り組んでいくべきと考えるが、どのような見解を持っているのかを伺いたいと思います。

議 長 消防防災課長。

消防防災課長 わたくしから、防災対策につきまして、お答えさせていただきます。

1点めの、日和佐浦地区での避難路・避難所の対策でございますが、日和佐浦地区におきましては、津波避難タワーを設置して、避難困難対策に取り組んだところでございます。

避難路対策につきましては、先ほども、戎野議員さまのご質問にお答えしましたけれども、沿線住宅の耐震化による避難経路の確保に努めていただくよう、努めてまいりたいと考えております。

避難所対策につきましての計画ですが、2基必要というようなご提言もございましたが、現在のところは、具体的には無く、今後のわたし達の早急な課題であるとの認識は持っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点めの、通称「金比羅山」への避難所建設に関してでございますが、西町「金比羅山」につきましては、過去にも津波避難場所となった歴史がありまして、津波避難場所として位置付けております。フラットなスロープで整備してというご提案いただいたんですけれども、短時間に高さを稼がなければならないという避難の条件もございまして、まあ、難しいところがあるのではないかと考えております。収容施設的な施設

としての、収容所を建設するということにつきましては、予定しておりません。

津波避難は長時間にわたることが想定されますが、その場合でも「金比羅山」は、日和佐小学校と近い位置にありますので、移動することが可能と考えております。

次に、3点めの、木造住宅耐震改修事業と、金融機関借入利子相当額を補助する制度の創設についてでございますが、本町におきましては、地震津波被害を最小限にとどめるための施策として、「美波町木造住宅耐震改修事業」と「美波町簡易耐震補強事業」を実施しているところでございます。金融機関借入利子相当額を補助する制度としましては、「徳島県耐震リフォーム支援事業」がございます。県が指定する金融機関から融資を受け行う、耐震改修工事費に対する借入利子相当額のうち、金利2%分5ヶ年間で最大20万円を県が補助することとし、県が窓口となって実施されております。

制度上、耐震改修事業との併用はできないこととなっておりますので、町単独のリフォーム支援事業を創設してはとのことでございますが、耐震改修事業につきましては、耐震改修費用の3分の2以下、最高60万円まで補助されるほか、所得税の特別控除制度や、固定資産税の減税措置が受けられるなど、手厚い制度となっております。

「美波町簡易耐震補強事業」は、「徳島県耐震リフォーム支援事業」に該当する耐震対策も補助対象としております。この制度につきましては、耐震改修費用の2分の1以下、最高50万円まで補助するものですが、「徳島県耐震リフォーム支援事業との併用も可能としておりますので、新たに町単独リフォーム支援事業制度を創設することは、今現在、考えておりません。

「耐震改修事業」「簡易耐震補強事業」とも、耐震診断結果を事業採択要件としておりまして、平成18年度末で、診断件数が、由岐地区で62件、日和佐地区で30件、計92件でございます。耐震改修を実施されたのは、由岐地区の7件。簡易耐震補強では、由岐地区1件と、日和佐地区の1件、計2件となっております。全体としまして、「耐震改修事業」あるいは「簡易耐震補強事業の実施対象」、今、残っている対象になる家屋が、82件でございます。今後は、まず、自己負担金3千円で実施できる耐震診断制度を活用していただくよう、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、町防災無線デジタル化と、本庁支所間の相互交信可能かというご質問でございますが、現在、防災行政無線は旧町単位の設備により運用しており、アナログ波の使用期限は、具体的に示されておりませんが、制度上できるだけ早い時期に、デジタル化することが望ましいと

されております。

しかし、防災行政無線のデジタル化整備は、すでに進行しております地域イントラ事業による告知端末機器の各戸整備と深く関連しておりますので、先行事業の進捗を見ながら検討することとしております。

災害緊急時の本庁支所間の相互交信設備につきましては、徳島県総合情報通信ネットワークシステムがございます。なお、多ルート化を図るため、平成18年度に衛星携帯電話を本庁と支所に配備して、独自ルートを確保しているところでございます。以上でございます。

議長

建設課長。

建設課長

わたくしからは、避難路について答弁の準備をいたしておりますが、内容につきましては、先ほどの戎野議員さんと重複いたします。山本議員がよければ、まあ、省かせていただきますが、いかがでございましょうか。

議長

山本議員。

10番議員

都市計画の分は結構です。

議長

産業振興課長。

産業振興課長

わたくしの方からは、一応地域経済の活性化という観点からですね、いわゆる、まあ、町の物品購入についてのお答えをいたしたいと思えます。町の行政が、調達しております物品の種類につきましては、比較的安価な消耗品からですね、公用車であるとか、パソコンであるとか、そういった高額な備品まで、たくさんございます。現状についての取り組みの一端をご説明を申し上げますと、まず、1件30万円以上の備品購入などの必要が生じた場合はですね、町の財務規則に従いまして、物品購入業者選定審査委員会に諮った上でですね、町内外の業者から見積書の徴収や入札を行い、執行いたしてございます。

また、公用車の燃料につきましては、6か月ごとにですね、ローテーションを組みまして、町内のガソリンスタンドから、交代をしながら、公平に利用させていただいてございます。

次に、直接、町が発注はしておりませんが、先ほど議員が、おっしゃってありましたように、イベントの開催地の弁当は、地元の飲食業者にお願いをいたしてございます。

次に、庁内の事務用品でございます、などにつきましては、それぞれの部署におきまして必要に応じて、町内外の業者から購入をいたしておるのが、現状でございます。

去る8月の28日、日和佐商工会からも、物品の購入に際しては、町内業者から購入して欲しいというような要望を受けておるところでございます。今後は、特に、まあ、30万未満のですね、物品購入につきましてもですね、地元経済と最小経費で最大の効果を期すべく、公経済、

いわゆる、まあ、公の経済でございますが、それらのいわゆる調和点を模索をいたしまして、今後、取り組んでまいりたいというふうに考えております。どうぞ、ご理解をいただけたらと思います。以上でございます。

議長 山本議員。

10番議員 自席から再問に移りたいと思います。

先ほどの、この日和佐浦地域での今後、どない計画あるんかということに対しまして、具体的に、具体策、具体案は無いとのございですが、特にこの避難路に対しましては、昭和21年の南海地震の被害が、日和佐地区では、被害が少なかったということで、住民の防災意識が低いので、まあ、住宅密集地域での対策を、急がなくてはならないと思います。下水道を通して、文化的な生活も大事ではございますが、日和佐浦地区に、先ほども、答弁に建設課長がありましたように、計画は、なかなか難しいというようなことは言われておりましたが、わたくしがお聞きしたいんは、1号水路の、1号水路、2号水路の整備を行うことも、非常に避難路としての効果が上がってくるのかということも、ちょっとお聞きしたいと思います。

今、町内には、消防車も、町内真ん中で、通らないというようなところもありまして、まあ、ズバリ言って、まあ、避難タワーにしたって、地震が発生したら「そら、避難じゃ」言うたって、津波が来るのに、海の方に向いて、なかなか避難する人は少ないと思うよ。ほやけん、やっぱし、立地条件等いろいろ考えて、もっといいとこに、先ほども言いましたように、2,3か所設置するというようなことで、方向で、やっていてもろたらと。皆が、住民が見ても、誰も納得して、「ああ、ここだったらいけるなあ」というような所に、立地条件も考えていただきたいと思えます。

それと、まあ、西町の「金比羅山」への避難路の整備というようなことは、フラットな状態のことは、なかなか難しいというようなことを言っておりましたが、日和佐浦地域の住民の皆さんは、避難計画、訓練は一応、こっち北側へでなしに、海岸線、また、中村通り、奥河内通りを、ずうっと阿波銀行の方向へと、避難計画を想定して訓練をしておると、わたくし自身は聞いております。それで、かなり向こう、阿波銀行の方に避難して行くので、「金比羅山」というようなことも、かなり重要になってくると思うんで。そこのへんとこを、整備計画をお願いしたらということで、先ほど言いましたんですけどね。まあ、なかなか、ほら急傾斜というような、事業をしいながら、やっぱり取り組んでいかなんたら、なかなか、ほの避難路だけをするっちゃうことは、なかなか難しい面ともあるけど、まあ、ほういうことでございます。

耐震支援事業については、まあ、あのう利用者も、あまり、まあ、少ない。昨年であれば、診断委託料として、12件して、ほいて、まあ、補強補助金が2件あったということで、まあ、なかなか取り組みにくいということもあるんで、まあ、金額的には予算もかなり余っておると思うので、まあ、わたくしが言ったようなん、まあ、制度的には2本立てというようなことも、ええんではないかというようなことも、ちょっと考えておるところでございます。

それと、地域活性化について、これは、町長に、最後に。まあ、いろいろ、町内地元小売業者に対する要望もあったということで、ひとつお聞きしたいと思います。どういうように取り組みをしていくのか。今後、

まず、各課長からご答弁申し上げたんは、わたしの考え方でもあるわけですが、再度のわたくしに対する質問であります。

特に、今、質問の山本議員がおっしゃってる、あの西町の「金比羅山」ここですね、あれは、昭和の地震の時は、西町が今、寺島さんところ真っ直ぐ宝木橋まで行ってますけど、左に屈折して、こういうふう曲がったんですね。非常にあの時は、あの「金比羅山」は役に立ったと思いますね。

それから、もうひとつ飛び飛びの話するんですけども、わたしもあの時はもう、かなりの少年になってましたから、まざまざと今、想起しながら答弁させていただいてるんですけど、今の漁協の所は、確か70センチか80センチぐらい来て、わりあい、こう引き潮はあんまりない。むしろ、長井造船所があった方がきつかったと。まあ、そういうふうなことを思い出す。その後、国道も付け替えて、今、一般県道になってしまったんですけど、直線になって、厄除橋も上に動かしたと。で、まあ、確かに崩壊、急峻な山岳を控えてですが、さらに、西町「金比羅山」は難しい側面もありますけども、まあ、ここいらは、いっぺん焦点当てないかなあとは思いつながら。

一方ですね、日和佐高等学校の跡地の取得の問題があります。全体面積も、言いませんが、ご承知のとおりであります。で、その暁には、幼・保、幼稚園と保育所の、あの日和佐高校の跡地は、まず、大きいエリアとしては、いわゆるこの集落の大体密集した所の、2,500から3,000ぐらいの人がですね、まあ、避難できるいわゆる防災基地的なことを考えているわけですね。これは、かねて議会にも何回かご報告させていただきました。

で、平時にあっては、公園風にし、下に、地下には、まあ90トン程度あれば、まあ、1日3リットル、3日しのぐ、で9リットルかける3,000で。まあ、そういうことの緒言をもとにした、地下にはいわゆる



ライフラインを。で、水道水源が有るから、溜まり水じゃなくて、生きた水が常に飲めるということを用意したいいわゆる防災基地。で、上は、直径50メートルぐらいの中型の防災のヘリが、着陸できる可能性。それが北側にある。そして、前方の方には大体5,000ぐらいが、まあ、ご議論の上、どうかたちで病院を残すか。これは議論の上ですが、その頭にしとめることは、医療の基地。で、それは、まあ、5,000ぐらいかなあと。平方。で、あと幼・保、これは、やっぱり小さい子ども達、いつ来るかわかりませんから、まあ、「子どもセンター」作っておりますが、一括して、あそこへ集約する。

で、今のグラウンドでは、厄除橋の手前では、今の、中央防災会議が予測しておるんでは、3メートル80っていいますから、まあ、越流が、越波が、越流越波があった場合のことを考えますと、DLをもっと若干上げなきゃいけないかなと。そういうことが、近いうちに青写真で、県から払い下げを受けたら、ぱっと、もう、ほの「よっしゃほれでいこう」ということになってきますと、当面はですね、小学校の建替えの仮校舎ちゅうんあるんですが。それを思う時に、山本議員が、ご質問してる力点は、昭和の地震と、今度はもうひとつグレードの高い、グレードが高いちゅうか、あの影響度が高い想定をしたら、あっこかなと思うんだけど、できれば、そういうのが視野にあるもんだから、まあ、担当課長とも言ったんですが、やはり、まあ、そのことを視野に入れると、ということで、まあ、思っとんです。

で、わたしのお答えは、西の町の、あの西の口の「金比羅山」への避難所につきましては、そういう意味でですね、もうちょっと、まあ、しかし、いつやってくるかわからないのに、すぐでもせえと。高等学校の跡は、ちょっと、にわかには、5年とか、3年のもんじゃないということもあるけど、できればそうしたいと。

もう一つは、併せて天神のお不動さんから、そのの交点に至る、「さきがけ」の交点に至るまでの間も、これも都市計画決定をしてですね、線は入ってるんだけど、両側なかなか古い家があって。あっこはまあ、避難の障害ではないんですが、それも、日和佐高校もらったついでに、どちらかに整備しなきゃいかんちゅうことがありますので。

まず、1点お答えしますと、防災関連では、あの付近については、日和佐高校跡地が防災基地になる。そういう趣向で、「まちづくり」をしていきたいなあと考えておるんですが、これも、皆さん方のご議論を支え合って、実現する。わたくし、まあ、役場としては、今、そういうふうに思いつつございます。

で、もう1点は、この、こないだの避難タワーの、あのう、ところですが、確かに、理想的なこと言えば、こことこう言えるんですけど。まあ、

あそこになりましたのは、「いろいろ非難もありますよ」というご意見は、わかりますけども。県有地であることと、それと、容易に、まあ、県有地であって、広がり確保できるってということと、それと、まあ、「いちばん臨海に近い所で避難」というのもいかがと考えるご議論もあったんですが。まず、用地が容易に県有地ということもあってですね、あそこにしたんですが、確かに理想から言えば、もうちょっと、この真ん中の家ですが、しかし、その我々が理想の避難地点をやっても、そこは、やっぱり、所有権があり、私所有権があって、権利関係があって、なかなか、にわかにはいかない面があります。今後、あっこ1基で、もう終わりとは考えておりません。

で、そこで、もう一つは、今、1号水路の話が出るんですが、わたしは基本的に鈴木課長が答弁しましたように、都市計画決定して、もう40年、50年がなるが、いっちょも手付かずになっとる。実は、この日和佐浦も、この2本街路を入れないとですね、もう、それはもう、どうしようもない危険な状態です。で、空き家もだいぶできてまいりました。お住まいの方々に大変失礼ですけども、なかなか、そのやっぱり財産に対する…。できたら、今の買収方式ではなかなか難しい。半分ぐらいは特定財源取れても、半分は一般財源で。おそらく1億2億のもんじゃない。オーダーが違う。何十億になると。そういう場合に、おそらく、県代行もできませんと言われて、で、まあ、今日に至った。高度成長の時でも手付かずだった。

そこで、わたくしは、思いますんですけども、これはできるできんかは、わかりませんが、建設省、旧建設省も、今、言よんは、地域づくりですね、あの耕地制度以外に、もう一つ、沿道区画整理方式。役所から買いに来たと。単価を交渉すると。「ほんな安いんでは売れん。高い。」とかいうんでなくて、その人自身もですね、自分自身も乗用車も入らん。家は立派、乗用車入らん。こんなんついてると。こういう家いっぱいあります。だから、そういう方々も、権利は認める中、一定の区域で、みんな、相談し合っていたきましてね、そして、土地を提供すると。そして、区画整理方式する。そしたら、自己負担も要る。町もよくなるという、いわゆるその小区画整理方式ちゅうんがあるんです。

できたら、そういう場合には、役所の記載とかだけでなくて、いわゆるPFI、これはプライベートファイナンスですね。要するに、そういうことが、だいぶできてきましたんで。できたらですね、土地の人が、貴重な財産であられた、かつては安住の土地だったけど、やっぱり、年と一緒に、物も劣化しとんだから、それをみんなが「そうしようよ」と。売ったり、買ったりじゃなしに、2割、わしの屋敷60坪が2割減っても、「みんながほうなるんだよ」というような制度が一つかなと思っと

る。これとて、言うて、10年ぐらいかかると思いますので、できれば  
そうしたい。

それまでの間を、どうするかっていったら、両脇のなんちゅうんですか、  
150を超えるブロックは、まあ、「悪いけど、もう、危ないけんね、  
お宅の屋敷見えんようにしたいんだろうけど、150を超えるブロックは、  
もう、あのお加害になるから、できたらとばしてくれんか、ほういう協  
力できんだろうか」と。「とばすんいやだったら、裏に控えを作ってく  
れんだろうか」というようなことも大事と思います。

水路を蓋することは、ちょっとできんのだろう...。で、まあ、できたら  
ですね、まあ、ほういうようなことを、ちまちまをやっていきたいと思  
っておりますので、要点は...立つと長くなって、解説が長いから、嫌が  
られるかもしれませんが。ぜひ、西の口は日和佐高校で、ひとつ長期的  
にやるんだということ。それまでに何分で行けるかと。10秒では行け  
んだろうけど。まあ、そういうこと。

もう一つは、非難タワーの周辺ですね、みんながほんなら、もう、ち  
ょっと、あっこへ行けれんのが、あれは120人ぐらい行けるとしま  
すけど。行けない人はどこへ。我々が協力してここらをね、「地価を買  
うのはあんた達の勝手じゃ」と、「役場が買え」って。「わしはこうじ  
ゃ、ここへせえ」と、まあ、言われんけどと、みんなが協力し合うてで  
すね、やっていただく雰囲気があれば、やっていきたいと思ってお  
ります。で、あとは優先度はほうで。

次、いわゆる物品の調達ですけど、この日和佐地区、特に海部ですね、  
いちばん堪えたんは、県立日和佐高等学校が無くなったこと。これによ  
る物品、経済は、ものすごい大きいもんがあります。まず、これです。  
ただ、世の中が、物が売れなくなった、通販が流行ってきた、それから、  
まあ、いうんはありますが、いちばん社会的にショックを受けてるのは、  
どこへ行ってもですね、もう、まあ物品、まあ消耗品、学校の教材から  
始まって、写真から何からいっばいで、ほれは大きい原因です。で、そ  
ういうことと。

もう一つは、県立老人ホームは、やっぱり、県であっても、地域の人に  
わりあい適正に按分しとったけども、民間に行ったために、民間は損か  
得で、業者はやりますから、全部...そのことは、わたくしの方に、全部  
来ました。今まで、県立老人ホームで、みな物品調達してくれたと。あ  
るいは、北河内にある福祉法人も、いろいろと調達してくださった。だ  
から、我々も弱い層が行った時には、いろいろなイベントに協力したけ  
ど、あなたは高いつて、全部市場原理でとばされたと。

で、地域のことは、今、言うように、弊害もあるかもしれませんが、今、  
事実、県立高校の廃止、あるいは県立老人ホーム廃止による。あるいは

福祉法人もそうだと。そういうようなことで、役場が発注する物品だけで、地域の経済、でなくて、そういう問題。

そして、もう一つ、個店でじーっと、店、パンとか、食料品とか、消耗品を重ねとったって、年寄りなもんですから。歩きに行くん、たいそうなもんですから。それなら、生協で、マルペケしといたら、あくる日来ると。新しい「関鯖」もすぐ届く。日和佐に、新しいんあるっていても買いに行けんと。いわゆる高齢化社会による個店がですね、そんだけのフットワークが無い。店構えて、じーっとして、「売れん」と。だから、そこは工夫が要るんじゃないかと。

そうでなくても、量販店が次々ある、できてきよるわけですから。24時間やりよる。で、自分ところは、7時がきたら、電気消しよる。店開けたら「売れん、けしからん」というんばかりでもいかん。だから、自分達も、高齢化で買い物に來れない人達にはどうするかっていう工夫も要るだろうと思います。

で、総じて、総じて、わたしは、やっぱり「地産地消」ちゅう言葉は、あんまり、ねえ、あんまり、まあ、ほれにこだわったら、わたし達は雇用は阿南で、雇用してもろうたり、海南町で雇用されたり、そこで、雇用、所得を稼いでるから、ここに住んでる町民っていうのは、物の調達したり、文化を受けたり、医者にかかったりするんも、いろんなところでやってる。

ただ、まあ、役場でやる限りは、町内業者を育成したいと。その時に、先ほど、課長が言うたように、「お前高いもん買うとうでないか」と。「こんなもんケースデンキ行ったら、3万円だ」と、「何で5万だ」という議論がある。で、そこで、どうするか。ですから、じゃあほんなこと言ったら、競争に負けるって、ご質問もありましたけども、これは、もう、本音で語ります。地元は優先したいけど、それぞれは競争しても、お互いに共同仕入れをするとか、そういう、コストを下げる工夫も。こないだも、商工会の人達に申しあげました。お隣りから買うて来て、それに、運賃と利益加えて「買え」って言ってもですね、一方、我々は納税者が「何でほんな高いもんを」「隣り10分向こうへ行ったら、100円で買えるもん、何で120円」だから、そこの相対性をどうするかと、いうことがありますんで、わたしももう決断を。きれい言葉でなくて、どうするちゅうた時にね。やはり、おんなじようなもんなら、そいじゃあ、仕入れを考えてみようと、こういう自己努力。もう、日本全体が、価格が下がってきよるわけですから、いつものように幕を開けて、いつものように商品は売れないんだと。

だから、田舎へでも、ひとつ回ってみようと。「おれはまあ、運転もできる」と。あるいは1人でできなんたら、「共同で回ろうよ」と。だっ

て、今ここらでですね、見よるところ見たらですよ、お年寄りの家は、全部通販ですよ。全部生協ですよ。今、注文したら、あくる日「関鯖」が来るわけです。量販店は、どんどん24時間やりよる。それなのに、ここでは、じーっと、仕入れてですね、店番してるんでは、絶対に競争は勝てません。

だから、役場を責めるぐらいの勢いでですね、「役場もみんな、組んでくれ」と。「研究してくれ」と。「教えてくれ」と。「...どうやったらええんな」と。あんなもん、元の原紙買って来て、糊付けして、ばさんっと裁断機やったら、できるわけですよ。コクヨのやつやって。だから、そのようにするとか。もうひとつ知恵を出して欲しい。ほして、みんなが、それなのに役場が何もしないっていう、ほういうこと...。まして、大変これも、申し訳ないんですが、行政も一生懸命、町内...の物品。

特に、わたくしは思うんです。学校給食です。ね。こんだけ素晴らしいうまい米があるって言って、学校給食に、我々が誇りよる、郷里の米が使うてくれよんかって。素晴らしい肉があるって言って、学校給食って使いよんかって。これはもう、絶対に、そういうことから始まる。毎日毎日、食べよんです。で、特にその中で、気になっております。学校給食については、一定の問題がある。その時に既存業者が、よそから来とる既存業者の中には、メスを入れていくと、メスって言ったら言葉は悪いんだけど。ぜひ、そういう感覚でないでですね。議員先生方に、町長に、言うといたら、できるっていうんでなくて。みんなが、そういう目でですね、地域を守るということを、ぜひ、こちらからもお願いしたい。特にわたくしは、商店に与えとんは、学校給食についてであります。

で、もう一つは、幼稚園と保育所につきましては、どうしてるということで、子どもセンター長にも聞いたんですけども、これは、わりあいきれいにやってくれています。ああいう仕組みのようにですね、ああいう仕組みというのは、わかる...わかってくれんか、いろいろと地域に...。そういうことをしませんとですね、やっていけません。

ですから、ぜひ、長くなりましたけども、町内調達は、なるべく、もう、やっていきたい。その時に、接点をどうするかですね、接点を。で、そこらは、ひとつ、地元の商店街の方々も、競争市場価格わかるでしょうから。まあ、ある程度で。それが、まあ、3%や4%高うても、地は優先てやりますけど、2割も3割も高いものを、地場だからちゅうて、買いますと、我々は、もうひとつ物品調達の契約原則に反してですね、納税者の納税意欲を阻害するようなことがあってはいかんと。そこが、非常に辛いところでありますので。

で、この前、商工会、言ったんは、自らも考えて欲しいと。だから、業種は違っても、3分の2ぐらいのものは、共同仕入れするとか、そうい

うことをやってはどうだろうか。こういうようなことを申し上げておりますので、名指しで、答弁立ちましたんですが、ぜひ、そうは言っても、どんどんどん、通販・テレビショッピング、全部来よりますんで。そしたら、お年寄りも、買いに行けんもんだから、つい電話でやったら、もう、すぐ来るもんですから。まあ、そういうようなことも、頭にしながら。できたら、みんなもですね、そういうことで、役場を使うてですね、ほんなら、そういう共同仕入れの方法、お前わかっとんかちゅうたら、「はい、こうします」。というようなことをやりますよ、わたしも。

ですから、ぜひ、そういう工夫を、先生方も、いろいろ業種の方々のご意見聞かだろと思うから。それで来て、そして、まあ、役場も何々課、何々課でなしに、ほんとにもうやっていけんです。先ほども言いましたように、去年の税収がですね、国税が、ぱったり落ちとんです。もう、こういうことをみんな、今、思わんと。

もう、東京ではですね、もう、来年の高等学校の高校生の有効求人倍率や、4.5倍言よんのに、わたしとこや0.5ぐらい。就職できんのがおるぐらい。よそはですね、1人のために5社も来よると。こういう格差がある。

今、ここで我々が、ほれこそ、こう、町議会におかれてもですね、まあこのまま努力...自然体でおったら、ほんとに3日に1人、人間が減っていきよるわけです。1人が、人間が減るちゅうことは、交流人口で賄おうと思ったら、これの80倍ぐらいの人間、毎日呼んでこない、実は、地域経済はならんという実証的な地域経済論があります。したがって、こないだの、そのトライアスロンも効果があつたいうけど、あんなもん来...、あんなもんでない、あれ、来たとしてもですね、1人、定住人口が1人減ることは、74倍の交流人口を持ってこない、地域経済ならんという、いわゆる計量経済的な地域経済論があります。ですから、我々も一生懸命やりますけども、そういう点は、今までと違ってですね、もう、短絡的な言葉で答弁するんでなしに、もう、もがいてもらわないと、やっていけん。こういうように思っております。

ぜひ、ひとつあのう、わたしも、もうほんまにもう、ざっくばらんに先頭きってやりたいと思っておりますので、ぜひ、ひとつ町内の物品調達、ご自身もよそで物を買わんように、ひとつ努力を。

議 長  
10番議員

山本議員。

まあ、町長さんの、まあ、言う答弁もよくわかります。まあ、我々もほらまあ、よそでも買うけれども、やっぱり、行政は行政としての、やっぱり、立場を持ってやってもらわなんだら、ほら、個人消費とまた、別ですわ。まあ、よろしく。

議 長 山本議員、それによろしいんですか。  
山本議員の一般質問は、終了します。時間の都合で、3時まで小休いたします。

(時に14時42分)

(時に15時00分)

議 長 それでは、再開いたします。16番 北山議員の一般質問を許可します。  
北山議員。

16番議員 16番 北山。議長の許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。わたしは、大きく4点について質問をさせていただきます。

第1、「町民に対しての情報提供の方法」ということで2点お聞きします。

1点め、昨年6月議会で、お聞きした答弁で、「今後、出前及び出張講座というような制度を検討する」と言っていたことが、今回の提案理由の説明の中で、「出前講座制度」をスタートさせたということを知り、わたしは、理事者の方の前向きな取り組みを、高く評価します。

さて、制度ができれば、次は、住民の方に内容を知ってもらうために、早急に周知をしなければならぬと思います。そこで、要綱の内容と、今後の周知についてお聞かせください。

2点め、掲示板の利用については、昨年5月の臨時議会で「条例については今後再検討する」と言っておられ、6月議会では、「掲示場の数は減少いたしておりますけれども、掲示板の掲示される内容などにつきましては、広報あるいは議会だよりで周知をすることといたしております」と答弁されておりました。また、「条例の3箇所から外れた掲示板につきましては、各町内会に下ろすであるとか、町の広報の中で有意義な使い方を考えております」と言っておられましたが、実行されているようには思えませんが、どのようになっているのか、お聞かせください。

第2、病院問題について、2点お聞きします。

午前中、同僚議員の質問と同じような内容の質問になりますので、同僚議員の答弁を踏まえたお尋ねをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

1点めは、昨年6月議会で「再度検討委員会を立ち上げまして、建設場所、規模、診療科目、建設財源及び医療法に基づく医療収支などを加味した、経営まで立ち上げた予測検討を進める」と言って、本年6月12日「医療制度整備検討委員会」が立ち上げられましたが、現時点で、検討委員会からは、どういう意見が来ているのか、経過報告をお願いしますというような質問をしようと思いましたが、同僚議員の答弁で、第

1回に出た意見を、2回ないし3回で煮詰めて、結果を出していくというような答弁と。町長からは、「2病院は建てない。1つは診療所のような無床の病棟にする」と。そういうことが決定されているというような答弁がありましたので、「医療体制整備検討委員会」では、どのようなことについて、審議をしていただくのか。

また、第1回の意見を、2回ないし3回で煮詰めるというような答弁もありましたが、具体的に、どのようなことを、どのような意見が、第1回に出されて、どのようなことを煮詰めて行くのか。もう少し具体的に、ご答弁いただけたらと思います。

2点め、病院経営状況4か年の推移表の中で、入院患者及び外来患者の1日平均患者数を見ますと、多少の増減はありますが、結果的に減少傾向にあり、病院経営は、年々厳しくなっているのは言うまでもありません。そこで、まず、第一に、病院としては、病院に来やすくしなければいけない。よその病院より、美波町の病院に来たいと思えるように努力をしなければならないと思います。患者間では、「あっちの病院がいい」とか、「こちらの病院がいい」とかという話を聞きますが、美波町の病院と、他の病院との違いを検証し、美波町の病院でできることは何か、行えるサービスは無いのか、常に考え、できることは、実践していかなければならないと思います。

以前、同僚議員から、日和佐病院では、進行掲示板が使用されているということと、利用者の待ち時間短縮のために、「電話予約診療」を試行してはどうかという提言がありましたが、病院側の答弁は「できない」という、そういう前提に立った議論だったように思いますが、そうではなく、現状を打開するためには、何かをどうにかしようという観点で対応しなければならないと思います。そこで、今後、美波町の病院の行えるサービスについて、考えをお聞かせください。

第3、「平成13年度提言」の重要性ということをお聞きします。

全国町村会は、5年前「平成13年度提言」を行い、農山漁村の価値を訴え、町村の役割とその決意を提言しましたが、その後「平成の大合併」があり、「少子高齢化」がますます進み、「格差社会」も拡大してきました。「提言」から5年を経た今日、その訴えは、ますます重要性を増しているという思いを強くしております。

「平成13年提言」では町村の取り組みとして、補助金への依存から脱却し、政策の優先順位を自ら決めること 地域活性化のビジョンを持つこと 住民参画の拡充 地域の人材育成などを提言していますが、「全ての町村でその取り組みが十分である」と言い切れない状況である」と「全国町村会」は言っております。そこで、お聞きします。本町においては、この4項目についての取り組みは十分であるか、あるいは



不十分であるか。その認識をお聞かせください。

次、第4、由岐支所での議会開催について お聞きします。

合併をして、1年半を経過した今、「何もかも日和佐の本庁に行く」「由岐は、どんどんさびれていく」という町民の声は、日増しに高まっているように思います。特に今回、由岐支所では教育委員会分室が廃止になり、「社会教育」のみを行うようになり、その思いに拍車をかけているように思います。

「合併をしたのだから本庁で」「効率的だ」というのはわかりますが、何か配慮をしてもいいのではないかと。年に一度ぐらい、由岐で議会を開けないのか。支所には、立派な議場があります。議会を支所で開くことにより、本庁と支所との格差が少しでも薄まり、さびしい思いも軽減されると思います。

わたしは、合併の目的は、行政の効率化もさることながら、「昭和の合併」の反省点である「周辺地域がさびれる」ということを解消するため、日の当たらないところに日を当てて、中心地域と周辺地域が、ともにがんばろうという周辺地域への配慮。また、そのように配慮することも、政治の大事な行き方ではないかと思えます。そこで、ぜひ由岐支所で、議会を開くよう、前向きに検討していただくことをお願いするとともに、考えをお聞かせください。

議長  
総務企画課長

総務企画課長。

それでは、わたくしの方から、大きな4つのうちの、町民に対しての情報提供の方法、それから、「平成13年提言」の件、由岐支所での議会開催の件につきまして、答弁をさせていただきます。

まず、美波町「出前講座」につきましては、従来より「防災寄合講座」であるとか「うみがめ博物館の出前授業」等名称は異なりますが、それぞれの分野で、「出前講座」的なものを実施してきた経緯があります。旧町でも、由岐町で行われたというふうに聞いております。この度、町政に関する情報提供の一層の充実を図るとともに、町民の学習機会の拡充、意識啓発を図り、町民と町による協働のまちづくりを推進するということを目的とする「出前講座要綱」を8月に作り、運用しております。すでに第1回めの出前講座を、8月31日に由岐公民館において、第2回めを9月10日に東町公民館で開いたところであります。

内容でございますが、お手元にお配りの要綱を、詳しくは見ていただくとして、概略を説明させていただきます。

まず、主催につきましては、町内に在住か在勤する概ね10人以上の方で構成された団体。それで、講座の内容につきましては、主催者側が、このような町政について、やって欲しいというようなことを所管課と協議の上決定するというふうにしてあります。ですから、講師は、町の職

員ということになります。開催時間は、平日の午前9時から午後9時までの間で約2時間ぐらいでお願いできたらというふうに思っております。で、場所につきましても、町内でお願いしたいというふうになっております。

実施についての制限も、一部設けておりまして、公の秩序を乱しというようなことでありますとか、営利を目的にでありますとか、特定の宗教を政党をとっていう場合のような集会には、ご遠慮させていただくというようなところであります。講師の派遣費用は、もちろん無料でありますけれども、施設の使用料でありますとか、何か、まあ、材料費等がある場合には、主催者いわゆる申込者において、負担していただくというようにしております。

申込みにつきましては、今のところ、あのう、本庁の企画総務、それから、支所の住民室。いずれも、その2つの課でなくても、問い合わせただけなら、つながるようになっておりますので、よろしく申し上げます。

そして、周知につきましてでございますが、今月号、来週に発行予定ですが、広報に、一応掲載させていただくというような予定にしております。

次に、掲示板の利用でございますが、合併と同時に廃止になった掲示板について、どうなっているのかというふうな、まあ、ご質問でございますが、見てみると、掲示板が有効に、まあ、利用されていないというふうなことは、まあ、現実に承知しております。で、あのう、町内会の方へ、一応、まあ、町内会の掲示物でありますとか、何かに使ってくださいというようにお願いして、掲示板には、町内会で、使ってくださいというふうな短冊なんか、つけたりしておりますけれども、ポスターが貼ってありますとか、それから、まあ、秋祭りの、どない言うんですかね、スケジュールといいますか、そんなんが貼ってあるものとか、いろいろありますけれども、案外、まあ、使われていない理由を、一部の、町内会長さんに、こう、お聞きしたところ、町内会においても、連絡には「回覧」であったり、「取り回し」で連絡しているから、今、申し上げましたような、まあ、ポスターでありますとかいったものぐらいしか、まあ、「貼るものが無くて」というようなね、お答えでございました。まあ、ほんで、今後、町といたしましても、有効利用が図られますよう、地元の町内会とも、協議といいますか、相談して、まあ、共に考えていきたいと思っております。

それから次に、「平成13年提言」の重要性についてでございますが、全国町村会の「平成13年提言」は、議員おっしゃられたように、主題が「21世紀の日本にとって、農山村が、なぜ大切なのか」ということ

で、副題が「揺るぎない国民的合意にむけて」というようなことであります。

都市と農山村の共存に向けて、揺るぎない国民的合意をつくりだすため、町村としての決意を伝え、特に各階各層の方々の理解を求めるために出した、全国町村会の緊急アピールであります。一口で言うと「我が国の将来における農山村の重要性を強く主張」したものだといえます。

平成13年は「構造改革」を掲げる小泉内閣が発足した年でもありまして、前年の平成12年には、「地方分権推進一括法」が施行されております。このような状況の中で、中央では「市町村合併の推進」特に強制的な推進や、「地方交付税」の削減等が、改革論議の中で、公然と行われることに危機感を持った全国町村会が、有識者の協力を得て、中央に発信する目的で作られたのが「平成13年提言」であります。

全国町村会では、その後も、毎年、中央の理不尽な論議に対し、地方の思いを主張するという形で「提言や訴え」を行いまして、平成18年までに、計7回の「提言や訴え」を行っております。

今回、議員が引用されている「これらの取り組みがすべての町村で十分に行われていると言い切れる状況には至っていない」というような言葉は、この18年の提言の2番目の項目で、「町村の取組は十分であったか」という中で、述べられている言葉であります。1番めには「国の取り組みは十分であったか」というような項目がありまして、町村会としては、その中で国の取り組みについても「十分であるとは言えない」というふうに述べております。ですから、まあ、その対になる形で、自らを反省する言葉として「町村で十分に行われていると言い切れる状況には至っていないと考えます」と言っておるところだと思います。

議員が、おっしゃられた政策の優先順位でありますとか、地域活性化ビジョン、それから、住民参画、地域を開く人材を育てるっていうようなことですが、これにつきましても、13年の提言には、「大きな項目で町村にはどのような改革が求められているか」の中に、前段として、このように、ちょっと書いてあります。読ませていただきますと、「自治体としての町村が存続することの意義は、町村が自立的に発展できるという可能性と表裏一体をなしています。町村が自立的に発展するためには、これからどのような改革が必要なのか、その方向性を考えてみます。」というふうなものがありまして、で、先ほど、議員が言われた、まあ、4項目が、謳われておるわけです。で、あとう、範囲が非常に広くてですね、なかなか、ほのう、答弁がしにくいところがございますが、結局、この時、13年に全国町村会が、書いておるのは、このような改革をすれば、自立的な町村、いわゆる元気な町村となって持続できるであろうというふうに提言したんだろうと思っております。

まあ、振り返ってみますと、平成18年の3月31日に由岐町と日和佐町は、合併いたしております。で、逆説的な言い方をすると、この取り組みが、十分にできていたならば、各単町で生き残っていたのかもしれないというような思いがします。

で、質問にありますように、十分できていたか、不十分であったかというふうな、問いに対して、質問に対しては、不十分であったんだろうなというふうに、まあ、言うしかないかなというふうに、思っております。それぞれの町村では、それぞれの町村なりに、まあ、がんばってきたと思うんですけども、そのような結果になっているのかなというふうに思います。それで、今回のことにつきましては、今年度進めております、総合計画の中で、そのような足らなかったもの、足りないもの等も含めて、今後の美波町の計画の中に、取り入れていきたいというふうに思っております。

それから、あと、由岐支所での会議の開催について であります。基本的な考え方を述べさせていただけたらと思います。で、先般の議会運営委員会で、町長が申しあげましたように、議会の招集は、地方自治法第101条で「地方公共団体の議会は地方公共団体の長がこれを招集する。」と規定されております。で、招集とは、ということになるんですが、議員が一定の日時に一定の場所へ集合することを要求する行為であり、地方公共団体の長に専属する権限であります。この招集行為は、議会が活動能力を取得するための要件であり、議会が招集なくして会合を行っても、それは正規の議会活動ではなく、有効な議決は行い得ません。というように書かれております。

美波町議会会議規則第1条にも「議員は、招集の当日開議定刻前に議事堂に参集し」と明記されており、「議事堂」とは、議会の活動のために必要な場所的設備をいい、議場及びその附属建物を総称したものが、「議事堂」になります。通常、本会議場・議員控室・議長副議長室・図書室・議会事務局の事務室を含むものでありまして、本会議の行われる議場のみを指すものではございません。

また、今回このようなことがありましたので、全国の合併町村の状況を、県の町村会及び全国議長会を通じて確認いたしましたところ、美波町よりも広大な地域を抱える町村が多数ありますけれども、そのような運用をしているところは「1件もない」との回答もいただいております。したがって、議会につきましては、本庁のこの議場で行うとの考えであります。

今、まあ、美波町は、新町に向けて「一体性」「総合性」の気運を高めていかなくはいけない時期でありますし、日和佐道路の開通により、本庁・支所間も10分以内というように時間短縮されておりますので、ご

理解賜りたいと存じます。

以上、答弁を終わらせていただきます。

議 長  
日和佐病院事務長

日和佐病院事務長。

わたしの方からは、2番の病院問題。質問要旨で、「美波町医療体制整備検討委員会」の経過報告をということで、お答え申し上げます。

平成19年6月12日美波町役場本庁舎におきまして、「第1回美波町医療体制整備検討委員会」が開催されております。本検討委員会は、有識者6名、住民代表4名、病院部局2名、町部局3名の委員15名をもって構成されておまして、第1回開催においては、委員14名の出席をいただき、開会いたしております。

町長より、委員の皆様「美波町内における公的機関の今後の体制のあり方について」調査・審議の諮問をお願いし、意見交換を行っております。本検討委員会での、出されました意見を抽出し、報告させていただきます。

1つに、人口8,600。さらに、人口が減っている町で、50床・30床の2つの病院を抱えている医療サ・ビスの厚みの観点では、決して悪くはないが、経営上の問題点はある。美波町は特に医療完結ができていない。阿南市、小松島市、徳島市とか、広域の中で、患者は動いている。海部郡は、南部医療圏に入れ、拠点は県立海部病院であるが、医師不足で役割が果たせていないため、拠点病院を中心にまとまりができていない。ここでの議論は、美波町限定で議論を行うが、広域ということをお頭に置いてする必要がある。県の方向性も重要であるが、美波町が事業を組み立て、逆に、県に提示していく議論が必要ではないか。

1つに、地域医療体制を考える場合、特に、住民にとっては、医療のことだけを考えるのは不十分だと思う。住民の健康保持、増進、予防活動が、まず、重要なことである。最近の地域医療連携、機能分担という流れから、治療の過程において、適切な治療を受けられる提供体制ができていない。リハビリを受け持つ病院、在宅、入所、療養型などで、治療が引き継がれ、最終的に地域のかかりつけ医を中心とした、「地域包括ケア体制の中に戻るシステム」が、必要だと思います。自己完結ができていない美波町の規模及び阿南からの時間短縮により、流失人口が大きくなっている。この地域に見合った「地域包括ケア体制の確保」を考える。地域の医療体制を考えるにあたっては、住民にとっての医療、保健福祉を総合的に考え、「地域包括ケア体制を構築」できるように、考えていく方がよいと思います。

1つに、南部の医療圏そのものは、南部に依存している。さらに、東部圏域まで患者は流失しており、そこではじめて、地域医療が完結しているかたちとなっている。そういう面から、美波町を考えると、2病

院80床病院機能はどの程度要るのか。そこをどう整理していくか。併せて、保健・医療と福祉をどう考えていくか。そういうことを皆さんで確認する方が、もっといいプランができると思う。

1つに、医療の側面だけで、ものを考えていくと限界がある。福祉だとか、保健の部分も含めて、包括的にものを考えていくようなかたちにしないと、経営上もたなければ、止めるしかないということになる恐れがあるが、現実には、高齢化が進み、医療機関は欲しい。医療の分析から、入院患者は減っているが、外来患者はむしろ増えている。特殊な診療科を含めた形態のあり方の議論も必要ではないか。病院として、2つの病院が存在するのは、誰もが疑問符がついている。しかし、医療の中で大事なものも必ずある。これを残しながら選択して、どうしていくかが議論になるのではないか。

1つに、在宅医療を進めていく上で、在宅というのは、施設の住宅も含めた在宅であり、基本的に入院施設は、ある程度必要だろうと思う。在宅から入院施設へ、良くなれば在宅へ帰していく機能でのベッド数は必要と思うが、2病院必要とは思わない。周辺の介護施設とのサテライトケアを考えたかたちでの「再編」が必要ではないか。外来機能は近くで、便利な部分は最低限必要だろうと思うが、そこに入院施設が両方あるのは難しいと思う。

1つに、今、議論しているのは、平時の医療体制のあり方を議論しているが、加えて、災害時の部分のことが、もう一つあると思います。ある程度、平時の医療提供体制のスタイルが固まってきたら、その部分も併せて考えていったら、いかがでしょうか。

1つに、美波町は、民間、直接的な社会法人以外のいろんな社会福祉施設があり、病院もある。医療資源はふんだんにあると捉えるべきだと思う。新たに作る発想ではなく、既存のものを活用してやらなければいけない。医療だけを、単独で議論すれば、先は見えない。既存の福祉策で、いろいろなものを組み合わせて、希望をもって議論をしていきたいと思えます。等々、以上、終了予定時間を過ぎての、熱心な意見交換が行われております。

今後の運営につきましては、議長の方から、平成19年内に本日の委員会の意見をベースにして、2回ないし3回ぐらい検討委員会を開催し、議論を煮詰めていってはどうかということでの提案があり、各委員「異議なし」ということで、閉会に至っております。

以上です。

議長  
由岐病院事務長

由岐病院事務長。

わたしの方から、病院の行うサービスについてはどうなっているのか、について 答弁をさせていただきます。

この病院の行うサービスにつきましては、わたくしどもでは、昨年から、昨年から、火曜日、木曜日に外来患者が集中する傾向があり、院内でも、従来から医師、看護師と共に協議をしまいましたが、1つには、予約制ということがありまして、予約制にするためには、完全予約制にしなければ、日によって、予約の日と予約がない日があるのでは、無用な混乱を招く結果となります。

予約時間につきましても、現在の診察状況からしますと、急を要する患者、救急車での搬送者はもちろん、その日に急に体の変調をきたした方などが来院しますと、診察しなければならないことなどがありますので、おおよそ15分間隔になります。これは、午前9時から診察を始めますと12時まで3時間ですから、割りますと12人。午後は1時から2時の間に病棟の回診などを行いまして、2時からの診察となります。2時から5時までの3時間の診察で、これも12名です。1日24人の診察となります。この24人というのは、現在の外来患者の状況では、到底不可能な数となります。

また、それに先立ちまして、電話での問い合わせに対しましても、急患以外の診察は、予約をしていただくように案内することとなりますので、予約の受付が終了していたとすれば、患者が他の病院へ行くか、または、診察を受けることを見送ることにもなり、ひいては患者を制限することにもなります。

予約をしなくても、急患として来院した場合は、診察を試みなければ判らないことなどから、予約しなくても診察が受けれる状況が起こります。予約をしていても、時間通りに診察が受けれない状況が起これば、予約制そのものに対する不満が起こり、混乱することが予想されます。また、診察室を増やして、予約患者と急病の患者を分けるなどの方法も考えられますが、現在の由岐病院の建物では、広さや間取りの制約もあり、不可能です。加えて、医師や看護師の数も増やさなければなりません。現在の医師、看護師不足の状況下での対応は不可能であります。由岐病院といたしましても、医師、看護師共々に良い方法はないか検討をしていますが、今現在、よい案が無いのが現状です。

今後、何かよい方法があれば教えていただき、病院内で検討をし、実施可能であれば、実施をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長 北山議員。

16番議員 16番。それでは、自席から再問をさせていただきます。

まず、第1点めの、出前講座制度につきまして、要項は机の上に配っていただいて、先ほど総務課長より、説明を受けました。その中で、まあ、ちょっと思ったんですけど、費用負担の10条の件について。これは、

出前講座っていうのは、目的にも書いてありますように、町政に関する情報提供の一層の拡充を図ると。情報の提供を図るための施策として、やるわけとわたしは思いますんで、住民の方が、何人が集まって寄ってくれた所には、当然、町の方から、説明に行くんは、これ、当り前のことだと思いますんで。できることならば、この施設の使用料、町がやらないかんことを、住民がやってくれと。そういうかたちに、わたしはなると思いますんで、ここのところは、もう一度、再検討をしていただければと思います。

次に、第2点めの、掲示板の利用について。これについても、縷々説明がありました。最終、町内会と相談をして、有効活用をしていく。今、現状は有効に活用されていないっていうんは、わかっているというふうな答弁でありましたが。わたしは、公告式条例の問題で、あの当時、6月議会、5月の臨時議会ですかね、近隣の阿南市、那賀町などの例を見て、まあ、3箇所の掲示板の数を削減されたと理由付けておりましたが、まあ、それで本当にいけるのかというような質問をしたように思います。その、本当にいけるのかというのが、先日、文教厚生委員会を開催した折に、提出されました「美波町教育委員会公告8号」っていうんですかね、これは、小学校の、日和佐小学校の改築計画業務の評価結果の公表書っていうのが、この「美波町教育委員会公告8号」というようなかたちで、これは、掲示板に掲示をされたというふうに伺っておるんですけど、これを、見られた方っていうんは、ほとんど、皆無に等しいんでないかなあと、わたしは思います。わたしども委員会が、委員会を開催した折に、はじめてこういうんが、掲示板に掲載されたんだっていうんが、わかったような状態で、これは、当然、町民の方に広く知らせなければならぬ書類だと、わたしは思います。

また、それと、昨年、公募した指定管理制度の件につきましても、業者の方ですらほとんど知らないというような話を聞きました。当然、掲示板を見ていないと。これでは、公募の意義が果たせないのではないかと。そのように思います。こういうことは、掲示板を削減するという、こういうことは、知らせるべきものが、知らせたくないように、削減をしたのかなあと。本当にこう、知らせたいのであれば、当然、できるだけ、多い掲示板に掲示する方が、いいのではないかと。そういうふうに感じます。本来の目的に逆行しているように思いますので、早く条例を改正するように、検討していただければと思います。そのことについて、また、考えがあれば、答弁をお願いします。

次に、病院問題についてですけれども、これも、古字事務長から、いろいろ説明を受けましたが、次回の開催はいつになるのか。そして、先ほど意見交換をされた。その話はいろいろ聞かせていただきましたが、その



中で、午前中の町長の答弁では、2つの病院は建てないんだと。というような1つは診療所的な無床診療所ですかね、そういうふうに、これはもう、決定しているんだというような、いや、決定って言ったんちゃうんですか。ほれは、決定は、してないんですか。

議長 長 静かにしてください。

16番議員 はい、ほれはほんならまたあとで、答弁してください。

次に、これも、町長がおっしゃってあった、最終決定については、行政と住民が、すべての意見を出し合ってまとめると。十分時間をかけてやるんだというような、これは、こう、答弁してましたよね。はい。であれば、当然、この協議会の中間報告あたりは、逐次、町民に対して、報告をしていくべきではないのか。そのように感じるんですが、そのことについては、どうなのか、答弁をお聞かせ願いたいと思います。

次に、2点めのサービスについてですが、これについても、「予約制をとったら、今の患者さんが、対応できない」というふうな答弁がありました。今現在、予約をしなくても、それだけの人数は診療をされよんであれば、予約をしても、それだけの人間は対応できるように、わたし思うんですが、なんか、「やらない」というような視点に立った答弁のように聞こえてならないんです。そして、最終、まあ、「よい案があったら、教えてくれ」というような答弁でありましたが、まあ、そういう他の病院と比べて、他の病院と違う所っていうのも、やはり、病院としては、いろいろ検討なり、調査なりをして、そういうことをちゃんと検証していくべきでないかなあとと思いますんで、今度は、そういうふうな努力もしていただきたいと思います。

次に、3点めの「平成13年度提言」これについても総務課長が、縷々、説明があり、まあ最終、「町としては不十分であった」と。そういうふうな答弁であり、今後「総合計画」の中に、取り入れてやっていくと。まあ、当然、そういうことは、やっていただきたいんですけれども。今、あのう、これの最終ですかね、これは、町村会が出しと、先ほど言われてあった資料ですけれども、最後に「一層の行政改革に取り組むと共に、新たな課題への取り組みを積極的に行って、町村からこそできる、実現できる自治の営みを示すべきである」と、全国町村会は締めくくっております。

そこで、どういうことをやっていくかを検討して、そのことについては、今、行政改革の「集中プラン」というものが、わたしどもの町にはあるように思いますので、それこそ、やっぱり、「集中プラン」で、どんどんと前へ進めていくべきでないかなあと。まあ、「総合計画」の中に入れるんも、当然だろうとは思いますが、けれども、「集中改革プラン」の中にも、書いていただきたい。そのように思います

議  
町

それと、最後に、由岐支所での議会開催の件につきまして、答弁ありましたが、議事堂という答弁から、町が議会を招集すると。「地方自治法101条」ですか、そういうふうな答弁もありましたが、議事堂は1つでなければならないというようなことは、どこかにあるんですかね、わたしは、あるようには思えないんですけど。やはり、あのう、今後、地域がさびれないように、各地域への配慮という観点から、まあ、できるものならば、前向きに検討をしていただきたいと思います。まあ、先ほどの総務課長の答弁では、まあ、ほういうことは、もう、できないんだというような答弁だったように思いますけれども、再度、前向きに検討していただくことを、お願いいたしたいと思います。

長 町長。

長 順不同ですけども、まず、支所において、議会を開催してはどうかと。議会は定例会、あるいは臨時会。それぞれ町が招集するというのは、わたくし町に、地方自治法に基づいて運営している町は、その原則に忠実に行わなければなりません。で、定例会4回以内。そして、臨時会は、必要生じた場合、町、あるいは場合によっては、議員の4分の1の定数によって、臨時会開く。いずれにしても、招集は、町に専属するものであります。

一方、「議会」とは、公選によって選ばれた議員から構成され、地方議会について言うなら、その権限は、大事な市民生活の関する予算の執行でありますとか、あるいは同意でありますとか、決定でありますとか、等々を審議して、そして、適度な緊張感と牽制バランスを持って、執行機関と議会とが、うまく両輪のごとく、運営するということであります。また、その「議会」は、議員は、「招集された議会」においてのみ、その議決権を有するというごさいまして、任意によった集団、「招集行為の無い議会」の集団は、「議会」とは言いません。先ほど、影治総務課長が、答弁したとおりであります。で、それは、揺るぎの無い憲法に基づいて、地方自治は、「別に定める法律によって行う」と憲法で書いた地方自治法でやっております。

実は、そこで、まあ、由岐は、なんでも合併して、本庁へ行って、「さみしい」と。「さみしい」「さみしい」という価値も、大きい地域で生きていく上では、「さみしい」という住民の感情も、素晴らしい価値判断の基準になると思いますが、こと、その、今申し上げましたように、議会というのは、そういうもんだと。で、そこで、その定例会をあるいは臨時会を、その本庁舎以外において行うことは、法に照らしても、わたくしはできません。それは、断言いたしたいと思います。

で、問題は、そこを「何とか検討して」というお話であります。それは、そもそも、行政を執行する本庁の位置をいかにすべきかというこ

とに帰着する問題だと思っております。この点につきましては、何年にもわたって、3町の枠組みの中で、ご議論をし、住民からなる合併推進委員、そしてまた、当時町会議員、あるいはいろんな、県も関与してですね、合併したことは、もう、わたし以上に、ご存籍の議員各位のご承知するところでございます。で、その折に、まあ、ああいう事情、ああいう事情とは、合併について、まず、由岐町においては、住民投票条例で決しようということで、住民は牟岐町と合併することは賛成と。そして、牟岐町も賛成。最後に、議会において、どういうことか、どうも、その牟岐町が脱落した折、まあ、住民の代表である議会と、住民の投票によった行為とがねじれてしまった。まあ、そういう不幸なことを一例として、そして、本庁の位置をどこに持っていくか。過程におきましては、牟岐町については、何々課が欲しい、議会の本庁はどこそこおいといて、観光課は、わたしのとこだと。水産振興はこっちだと。つまり、そのようなことが、今、静かになってまいりますと、まあ、実は、おかしいような議論が...

しかし、なぜ、合併するんだってという本筋を忘れてしまったかの議論が、今わたくし、浴びてるわけです、外から。で、だから、過去のご議論の正当性を、今、言いませんが。で、いろいろ合併して、2町でいこうと。こうなった折に、総合支所方式をとって、そして、本庁は、美波町奥河内本村に置くとなったわけです。で、置かれたその本庁舎が、まあ、いわゆるあれで、「議事堂」とは何か、どの建物で、という、そういうその、分離解釈的な、その小さい感覚でなくて、地方自治法の憲法を源泉とする地方自治法の仕組み。その仕組みに基づいて、住民の意見を堂々とやるべきだと。

ただ、その「さみしい」というのは、よくわからんのですが、あのう、できたら、議会の本会議で、傍聴にも来にくいんだと、離れたと、いうご議論はあるけども、それは、合併して本庁舎をどこに置くかの時の決定事項でありまして。今、その、本庁、だから、定例会はできるんでないかいうけど、法律的には難しいんじゃないかと。

で、今後、まあ、そういう夜間議会を、それでは、招集行為の無い議会を開いてですね、そこで1つ、町民の皆さん方も、ああ、こうやって、わたしどもの生活安定について、ご議論していただくんだなあというようなことは、今後、考えてもいいだろうし、それは、もう、議員各位の、いろいろ地域の、住民の方々にお見せするし、あるいは議会と町民の代表とが、こう、議論し合うというようなことも考えられますが、いわゆる「定例会」、法に書いてあります「定例会及び臨時会」については、本庁以外について開催することは、わたくしは、法にもとることとして、招集権者として、そういうことは、できないということを考えておりま

す。

で、次に、医療の、病院の問題で、大変さっきは失礼なこと申し上げました。その小さい町で2つの病院は、まあ、難しいと。それは、まあ、そういうような、まあ、多くの、ほらもう当然のことで、それはもうしょうがないと。さりとして、その時にどちらを病院にして、で、病院でないとするれば診療所、で、診療所とする場合に、無床の診療所、ベッド数の入院応需ができない無床の診療所とするか、ベッド数のある入院応需できるかは、まあ、ほこはもう考えもんですと。で、問題は、その診療所と病院を、病院でなくして、有床の19床、入院が可能な病院程度のことをするにしても、スタッフから考えると、あんまり差異は無いんだと。まあ、そういうことで、あのう、先生、大変失礼なこと。あの、自由発言して申し訳なかったけど。

病院は、無床の診療所にどっちかをするっていうのは、決定しとんではなくて、「2つの病院は相成らん」という意見はどこへ行っても。もう、許されないことだから、これはもう決定事項みたいなもんですと。ほんで、検討委員会で、議論している時に、わたくしも、この私見めいたことというのも、ちょっとどうかと思うんですが、やっぱり、2つの病院を、「病院・病院」とは、できんかもしれませんねということをお願いしております。

さて、それは、わたしの今の、途中発言に対する真意を、まあ、ご説明したところで。ほんで、中間報告。で、実はこの、もっと、集中的にやるんですが、このメンバーは、あのう、先生、先刻ご承知いただいておりますが、大学の教授とか、それから、日赤の事務長であるとか、それから医師会の会長でありますとか、非常にもう忙しい人をですね、日程調整するのに開催するのに2ヶ月前から、この何日の曜日、午後、前、ほういうことをやっております。ほんで、集中的にやってですね、ある程度、今、事務長が申し上げましたのは、もう、発言の言うたこと、整理しないで、こう、申し上げたことなので。

あすこの中でも、言うておりますように、まず、病院建てるんだっていう、ほういう直視的なことを考えないで、もう少し、町民全体の医療福祉の体系、そういうようなことを考えたらどうかとっておりますんで、今後、忙しい識者ですが、日程調整して、濃密に、濃密な審議をかためてですね、ある程度方向性がでてまいりましたらですね、中間、議会に報告を申し上げます、意見を聞きたいと。その素案で、その町民の方々のお話してもですね、ほの生活習慣病とか、療養型はどうするかっていうことは、ある程度もう住民の代表の先生方を対象として、まずは、中間報告さしていただきたいと、こう思っただけです。

それと、最後に、いわゆる18年の町村会宣言について。これは、総務

課長が言いましたように、とにかく、ここの過去十数年というのは、平成7年の、いわゆる「行革推進法」できて以降のですね、ほんとに、もう大変なことだった。で、それはどういうことかと言いますと、特に、この過疎山村、農産漁村を抱えて、「財政力指数」の0.1とか、0.2。「財政力指数」とは、自分の町が自分の町の人件費とか、議会を運営したり、住民の最低限度の行政サービスをするために、必要な財源を調達する能力を、いわゆる「財政力指数」というんですが。例えば、合併前の由岐町でしたら、もう0.13。1割とちょっとしかできんと。日和佐町が、旧日和佐町が、0.22が、合併したわけです。

それでも、それは合併するっていうのは、平成13年の宣言の後なんですけど、その時、どういう問題が起こったかっちゅうと、そういう所は、補助金とかに依存しないで、自立で、自分が町でやってる政策を選択して。選択する余地が無いと。自分の雇っとる職員の給料さえも払えんわけです。自分達の町で上がった税金で。だから、地方交付税で賄ってきたわけです。平等にして、じゃなくて、やっぱり、人口と産業は都市に集中する。そこは、税金が上がる。ほこを、所得税と法人と酒税と消費税を取り上げて、そして地域のこの我々のところにやることによって、地域資源、いわゆる国の財源を...

その交付税制度をですね、いわゆる田舎へ行くとですね、贅沢やってると。公務員の給与もあんまり...、箱ものばかり建ててですね、そして美術館まで建てるという都市型。そういう議論があって、町村会はですね、しかし、そうじゃないって。都会におる、都会にある生鮮供給やって、山村から漁村から行っきよるでないかと言っても、なかなか認めてもらえんもんだから、ここでは対立したんでは、大衆と、大と小、強力者と弱者。そういう対立概念があって、行革本格法がいくったときに、町村会が識者を集めて、「何とか考えてくれ」と。その時に言ったのが、地方、自らも、やっぱり、自らが、自らの知恵で、自ら考え、自ら行動するということでは、十分ではなかったなあという反省を求めた。そのことによって、都市型の議員が、田舎は無駄だというんでないという共通点を...。さっき、総務課長が報告したとおりであります。

先生、非常に、あの、この「13年宣言」そして、「18年宣言」と比較して、どうだって。非常に、あの、実はわたし、ほんまは、ほの宣言見てなくてですね、いやあ、まあ、北山議員さんてのは、ずいぶん勉強してんなあというんで、ほんとに感服をしとんですが。ただ、大筋として、地方自治に携わってきた者として、考えますことは、その中で、地方はほういうけど、国はほんなことをしたんかと。

ほんで、実は、ほの当時、地方交付税を死守すると。死守すると。こういうことで、まあ、こないだ、再選なって、いっきよる山本全国町村会

長のもとに、なりたての安倍総理も迎えて、法案ちょっとやったんです。ほんで、「弱い町村はやらん」とは言いながら、その後に改革された地方交付税制度はないかと。そうしますとね、「普通交付税の1割部分を人口と面積で按分するんです」と。で、そのこと、結果どうなったか。わたし達過疎山村漁村は、ほれの安倍総理になってですね、いじめへんて言うもんだから、ほの宣言も、もちろんベースにした町村会長の我々の動きだった。ところが、だんだんだんだんと改正される内容たるや、昭和、平成18年度の普通交付税の配分に当たってから、普通交付税の一定割、つまり1割をですね、10%人口と面積で按分する。我が町にとって、いっちょもプラスになりません。まあ、そういうことで、次第次第と...

だから、そいじゃあ、一方、由岐町に置かれても、旧日和佐町におかれても、合併かえってですね、いろんな悩みがあったらと思う。でも、この事業も縮小しよう、この事業もしよう。そして、まあ、結論的に「行政改革プラン」を立てたところでありまして、まあ、そういうことでは、あの、国はやってない。国は国自身が、反省すべきことはしてなくて、地方に、むしろ、交付税を充実するどころか、その総理も、1年で去りました。ほんで、まあ、実は、多くなりますが、難しい交付税制度の問題。

わたくしは、結論的にこう思っております。「財政力指数」、自立、政策の選択って言っても、自分に必要な、借金返し。交付税、あの公債費、借金返すんでも、今、8億要りようわけですね、8億円。人件費はどんなにしたって、11億円。これで、19億円。そこへ持ってきて、経常経費で、やっぱり、社会保障関係の経常。すなわち、経常収支比率も、95、努力して、98にはちょっと下がりましたけども...。過去の借金は70億円。そういう中で、一生懸命、こう、努力しておるので、できたらですね、地方の、わたし達の町は、行き届かない面はあるけども、由岐町と日和佐が合併してですね、思いを半ばにして、一つの町になって、やろうとして、行政改革、集中改革して。まあ、そうかといって、サービス切捨てにせんようにどうしようかと、やってるんで、それを自己評価したらどうかと思いますがつて言われたんで。

実は、そういう努力で、計数的に申し上げます。経常収支比率が、95%だったんが、ちょっと下がりました。それからもう1つ、財政力指数は、合併後の0.19なっとったんですが、18年度、合併後のいっぺんめは、基準財政需要額に対する収入額、過去3年平均は、そういう効果もあって、財政力が、0.2になっております。ま、そのように、その13年宣言と18年宣言を併せて見て、役場も行き届かん点があるんじゃないかという点につきましては、この点をひとつ、係数の上で出ると

ということで。まあ、評価せえというたら、住民切り捨ての部分も、あるやらかりません。アルバイトも、止めていったりなんかしております。で、そういうことがあります。

で、そういう点では、まあ、自己採点ちゅうのは難しいですが、職員や住民の皆さん方のご協力の賜物の結果として、わたし達自らは、5か年比較において、地方の町村はどうなのかと。こう思った。ただ、結論的に、0.2、0.19の財政力の町村は、どんなに逆立ちしても、依存財源から独立して、町をやっていけません。やっていけません。職員の給与を半分にしても、5億しか浮きません。交際費の7掛けしか、出ません。そんなサービスはできません。

したがって、わたくしは、そいじゃ、どうするかということですが、地域資源の開発で、雇用と、その小さくてもですね、深層水なり、あるいは一定の資源を、近く発表したいと思っております。で、やっぱり、今ある企業で一生懸命やりよる人に、少しでも、手当ができないか。それから、まっさらの企業を持って来るって、なかなか、おる企業でさえも、逃げていきよる時代でありますから。だから、漁業とか、農業とか、林業でですね、地域社...ここで、今、ちょっと言えんのですが、具体的なものを考えておる。

結論は、要するに、5年間の比較によって、わたし達も、これ以上ももっとも、無駄なものを切り詰めなきゃならんとは思いますが、根本的に2割しか、自己財源が調達できない所で、借金返しさえもできないという状態の中では、やっぱり、あのう、みんなが力を合わせてですね、産業振興をせなしょうがないと。こう思っております。

でありますので、長くなりましたが、3点ほど。

まあ、あのう、ぜひひとつ、支所はね、どないかして活用するんは、いわゆる招集行為の無いことで、もう少し、全員協議会的な、いわゆる招集行為の無いとかそういうことでは、工夫の余地があるとは思いますが、全国に、あんまり例の無いことでもございますし、その例が無いというのは、法律にもとるからなんで、ほれだったらば、もういっぺん、定例会の1つだけ、持って行くちゅうことは、ちょっと法の趣旨ではないと。

やっぱり、議会を開くということは、極めて厳粛にしてですね、装備をもって。定例会ってなっていくと、重要な書類も全部持って行かなきゃいけません。そういうロス。それは、何のためか。こうなると、全町民的な視点に立ったり、あるいは他の市町村から見た場合に、また、問題が出てこないでもありません。せっかくの、長年の地方自治をご経験の、せっかくのあのう、まあ、視点の変わったあのう、ご提言ではございますが、支所における町の専権に属する招集はいたしかねますので、

招集行為以外のですね、議会活動的な、まあ、ようなことについては、わたしどもも積極的に。いわゆる「さみしい」というのが、どういう意味なのかよくわかりませんが、ぜひそう。願わくば、せっかく、合併したんで、小さくても手を合わせてですね、切り詰めるもんは切り詰めてですね、やっていきたいと。こう思っております。

病院については、もう、みんなが町民が心配しておりますので、そのう、ただ、ワンマン的にこれだと思ふ、ほういうことはわたしはせん。多元意思で、決定をしていきたいと。まあ、100%皆さんの同意は得られんけど、まあ、どんな病気になっても、軽くっても重くっても、そういう体制ができるなら、安心だわという方法が、できるまでは、ちょっと、がんばってみようと思っておりますので、重ねての答弁になりますが、そういうふうに、ご理解願いたいと思っております。

で、政策の優先といいましても、やっぱり、まあ1割、これはおそらく、財政力指数が、0.5や、とてもならないですね、ここであつたら、法人税収入が、ほうですね、まあ、日垂ぐらいのが、ぼーんときたら、ひょっとしたら、財政力1番になるかもしれない。そういうことは夢でありまして、だからやっぱりそこは、もう少し、港を直したり、道路を直すんです、やっぱり依存財源に引っ張られてで。ほんな補助金があるけん、港直す、道路ついた、ほたから政策が間違ふんだいう、もうちょっと...。けど、やっぱりそういうことも、することによってですね、必ずしも、依存財源が悪ではありません。悪ではありません。やっぱり、依存財源ちゅうたつて、国とか県とかが、これは、港危ないじゃないか、やれと、道路を直せと、地震を対策せえとということでもありますので。

ただ、何べんも言いますが、今の残された千のうちの町村で、合併しても1万2万の町村は、もう、「生き残り」をかけての必死であります。で、そうかといって人に嫌われるような政策をやると、すりつぶしに合います。まあ、そういうこともあって、この前の時限法に基づく合併、県におかれてる合併、市町村合併推進委員会は、まだ、なお、やっぱり、今後とも、厳しい広域行政展開を迫ってくるもんと思っておりますので、ぜひひとつ、そういう意味で、その中で、病院は、まあまあに、灯をともして医療を確保し、そして、地域の税源が上がるように。で、それはまっさらは、なかなか難しい。今やりよる事業の人で、あるいは融資とか、倒産寸前とか、そういうようなところで、なんか知恵がないと。役場の市町村長の仕事離れて、県の制度、国の制度と。そういうようなことを、一丸となつて、取り組んでいくことが、大事だと考えております。

あっちこっち言いましたけども、わたしは、この議会は、非常に具体的なご質問が多くってですね、ほんとにあのう、まあ、いちいち、自分も細かいことまで、その勉強ちゅうか、学習して、まあ、組み立てて、ご



議 長  
総務企画課長

報告申し上げた次第です。以上で終わります。

総務課長。

わたしの方から、出前講座の費用負担の件なんですけれども、あの、まあ、要項の第1条を見ていただきますとわかるように、もともと想定しているのが、町民が主催する集会等についてというようなことを、まあ、想定しております。で、もちろん町がやらなくてはいけないような、まあ、主体的にですね、やらなくてはいけないような説明会につきましては、当然もう、町が、場所も構えて、まあ、やるということになりますから、それはもう、町の方で負担いたしますけれども、この講座っていいものは、3行目にもありますように、町も、ほういうふうに町政のことを知ってもらうんですけれども、住民の方も学習機会でありますとか、そういったのに、こう、関心を持っていただくということで、そういった、こう、集会があるときに、あのう、町の職員「こういうことについて来てくれんか」というような、まあ、趣旨で作られてるっていうところもございますから。

まあ、特に地元で、やられる場合には、地元で集会所といたしますか、公民館があると思います。で、地元の方が使われる時には、まあ、指定管理者制度をとっておりますが、あのう、費用はとられるかどうかっていうのは、ちょっと、よう確認はしてないですけれども、あのう、大丈夫なんじゃないかなとかいうふうには思います。以上で、費用負担については、お願いできたらというふうを考えます。

で、掲示板については、あのう、前回も、まあ、お話といたしますか、質問があった時に、お答えさしていただいておりますように、今回も、ほのすべての掲示板、こう、見た時にですね、あのう、使われてないっていう言い方を、わたし、しましたけども。使われてもないんですが、見ていないような状況が見受けられております。それは、まあ、言えば、旧町時代に貼ってあった掲示が、そのまま残ってるというようなこともございます。そのことについて、住民の方から、町の方へ、また、支所の方へ、あのう、「あんなんでもどないするんな」というような連絡があったとも、まあ、聞いておりません。ですから、今のところ、こういう告示行為って言うのは、まあ、一応、法律に定められておまして、まあ、しなくてはいけないということがございます。ですから、あのう、公告式関係においては、現在の条例で、まあ、特に支障があるというふうには、考えておりません。で、議員おっしゃられる住民への周知、住民への情報公開等につきましては、また、別途の手立て、いわゆるまあ、広報であったり、回覧であったり、まあ、いろんな、まあ、ホームページもあるでしょうし、新聞折込等もあるかとは思いますが、そういったことで、まあ、掲示板と、それと、まあ、住民広報について

議 長  
16番議員

は、分けて考えていただけたらというふうに思います。以上です。

北山議員。

第1点めの件につきまして、出前講座の件ですけども、「町民が主催するということだから、町民が」っていうような、まあ、答弁でしたが、やはり、じゃあ、町民の疑問に答えるっていうのは、やっぱり、町の役目だと思えますんで、なお、一層の検討を図っていただけたらと思います。

それと、公告式条例の件ですけど、「別の手立てで、やるんだ」というふうな答弁でしたが、これは、先ほど、1問でいいましたように、掲示板に掲示される内容につきましては、広報、あるいは「議会だより」で周知するんだと。あの当時も、そういうことは言われておったんですけど、全然ほんなん、こう、やったような跡が見えないんですよ。その1例として、まあ、先ほど、ねえ、教育委員会の公告8号ですか、それと、公募についても、そういう掲載されたっていう事実は無かったように思います。やはり、あのう、それと、見てもらっていないんだというふうな、そういう答弁もありましたが、これは、やはり見てもらう努力、町の方が、するんが、これ、当然の話だとわたしは思います。

次に、病院の問題ですけども、まあ、いろいろと町長が、答弁をさせていただいたんですけど。先ほども言いましたように、行政と住民、すべての意見をまとめるんだというふうな、まあ、そういう答弁もありましたように、病院をどうするのかを決定する、その、今後の流れっていうんですかね。19年度最後に答申を受けて、それから、住民に周知をして、議会も議論をしてというふうな、流れになっていくのか。そこらのところ、もう一度、答弁をお願いをいたします。

それと、第3につきまして、これも町長から、丁寧に答弁をしていただいたんですけど、最終、この4件ていうんは、重要と認識はされとんでしょ。町としては、いろいろ、あのう、「国が、やってくれなんだ」というようなまあ、なんか泣き言に、こう聞こえるようなことの答弁だったように思うんですけど。まあ、総務課長が、おっしゃっておられたように、「不十分であった」と、そう認識されたその時から、次の「総合計画」に、はめる努力、また、行革の「集中プラン」の中に、はめる努力を、今後、重要という認識であれば、やっていただきたいとします。それと、最後の、由岐支所での議会の開催についてですけども、まあ、「法に照らしてできないんだ」というような、まあ、「全国にやってないんは、当然、法に則れないからだろう」とか、そういうふうな、だろうだろうの話だったように思うんですけど、やはり、わたしはあのう、これはやれるんでないんかなあと。全国に無いんであれば、全国に先駆けて、やれるという問題にも、逆に、なるんでないんかなあとというよう

な気がいたしますので。まあ、これ以上、これもう3問めですんで、これ以上言いませんけども、まあ、また、あの、機会あるごとに言いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

答弁は、最初の件について、答弁がありましたら、答弁をお願いいたします。

長 町長。

長 あもう、まず、審議会は、まあ、あもう、わたしが、諮問したわけですから、あり方を、それはもう19年に。あと、年度内に3か月ありますから。で、まずは、審議会頼んでおってですね、気に食わなんだら、捨てるっっちゃうわけにはいきません。で、まず、年内ぐらいまでに、委員が、なかなか調整がつかないんですけども、過半数でのうても、やっていただいてですね、特に、まあ、また、だから、長くなるから。

要するに、19年内に大体審議会の方針ができたなら、それで、そのとおり、具体性があるって、実現可能性かなあと。諮問しとってもね、気に食わん場合も、あるやわからんじゃないですか。で、そういうようなこと、町民に、反することもあるかもしれません。で、そういうような段階で、12月いっぱいとなったら、12月議会に諮れんから、まあ、ほこらはちょっとまあ、いろいろ考えてみますけども。今後の流れは、その審議会の意見を受けて、それから、年明けて、20年の2月、当初予算議会にはですね、ある程度の、まあ、なんというか、今後の取り組む段取りっていうんが、示せるぐらいまでには、まとめたいたいと思っております。その間において、議会にも、ご報告しようかなあと。これは、わたくしが、今、一存で、申し上げてるところでございます。

次に、13年度、17年度の問題について書かれておることは、重要性でないんかと。国の愚痴ばかり言よんかと。そうではありません。もちろん、地域の自立、地方分権が本格化する時代におきましては、まず、住民が、自分達が、自分達の町のことを思うて、愛着を持って立ち上がるっっちゃう自立の精神があると。そのためには、やっぱり、後継者をつくり、ほの後継者ちゅうのは、役場の後継者だけでなく、その地域に住んでいく人達が、後継。そういう意味では、いろんな分野で、人材育成することは大事です。それから、何でも、その自分で自己財源が無いけん、補助金の高いやつを取って、「地域にとっては、小さい道路を直して欲しいのに、大きい港にブロック放り込んで、何億もなんだ」っていうご意見もあります。しかし、それまた、大きい意味で、大きい防波をして、小さい価値を。まあ、ほんなご議論もある。

確かに、国の補助制度っていうのは、地域にほんとに必要なメニューは、こっちのAという需用が有るのに、大きい住民の要望の無い、ほれは「補助制度が悪い」という意見もありますけども、そこはですね、何も特定

財源で頼らんで、自分の一般財源だけで事業ができませんので、その依存財源で行う大きい公共事業も含めて、我が町にとっては、どうなのかという意味では、確かに選択をするということは大事であります。ただ、まあ、今後、今まではですね、例えば、港湾直す、大きい道路直す、5か年事業でヒアリングする、実は、先生方、「今度こういう美波町のこんなん手上げましょう」というんが、実は議会に諮ってませんね。だから、これは県でも重要要望事項については、ただ、役人だけが勝手にですね、...書くんでなくて、議会に、重要要望事項ってのは、こんなことを、徳島県としては重要要望としとると。だから、そのミニ版、つまり、「美波町も20年度以降の予算で、補助率はこんなんじゃけど、こんなんがある」と。「こんなんどうしましょうかねえ」というようなことはですね、今後ですね、ここに、議案になってみてはじめてですね、「ほんな事業か」と。気がついてみたら、「5か年もいくんか、10年もいくんか」というようならんように、だから、ただ、自分の一般財源、自主財源だけでできる話でなくて、そういう公共事業でやる事業についてもですね、ひとつその議会で、ご議論願うとか、いうことは、これ、今、初めて申し上げよんですが、ただ、執行機関だけが重要だと思おうて、製作するんでなくて、選択するのも、それと、ほういうことでは、確かに提言の中は、大事なことを書いてあると思っております。もう、後はもう、省略します。

ほんで、もう一つ、あの公告式ね、「見えるように努力せえ」と言うんですが、裁判所でも、最近ねえ、差し押さえ物件公募したって、見る人おらんですよ。ガラスしてですね、1枚もんならええけど、ガラス鍵かけて、中見えんですね、それでも法律だって、裁判所の差し押さえ物件や閲覧に行ったって、ほいて、中見たい人は、中に入れていうん。阿南市役所も市役所の前にあります。鍵かけて、こう何枚もになってると。そういうようなこともあって、ただ、あのう、影治総務課長が言うた、公告式が、に基づいて行う公告、掲示板において行うというのは、なかなか、これ太政官布告の時から続いてきたことなんですが、この頃は、ホームページとか、いろいろ閲覧しやすい状態もあるので、ただ、「見えるような努力をせえ」と言えば、今の掲示板の、もう不要になった3つにつきましたはね、公告式条例に基づく掲示板ではないけれども、みなさん方が地域の安全だとか、寄り合いの周知行為にするならお使いくださいという方法は、先生、これはひとつ、細かい質問だったけど、わたくしからお願いしときます。

もう一つは、公告式条例に基づいて、掲示板において行うって言うてるけど、見えるようになって、見んもんを見い見い見い見いって言ったってね、これも難しい話で、これは、あの、ひとつ、ぜひお許しをいただい

て。やっぱり、この、これからITが進んできますと、ホームページとか。あるいは入札の結果が公表されるとか。そういうようなことは、まあ、これはもう、130年の伝統的なことなんで。で、下手なところで見よったら、年寄りがね、怪我でもしたら騒動いきますし。

まあ、いろんなこともありますので、時代の進歩に合わせてですね、そういう法律に基づいて、公告式条例という、昔の古い130年前の太政官公告からきとるけど、それは、時代の進歩と共に、高齢化が進む中で、どのようにしたら、その町民のいわゆる告示行為ができるかちゅうんは、ひとつご理解賜りまして、ただ、ご質問の点については、影治が答弁した限りについては、実行するようにいたしたいと思っております。以上です。

議 長 北山議員。それで、よろしいか。

16番議員 小休でもいいんですかね。

議 長 まあ、ほんなら小休して、北山議員、許可します。

(時に16時21分)

(時に16時24分)

議 長 再開いたします。北山議員、それで、よろしいか。はい。それでは、北山議員の一般質問を閉じます。終了いたします。

続いて、12番 岩瀬議員の一般質問を許可いたします。岩瀬議員。

12番議員 12番 岩瀬。わたしは、町水道についてお伺いします。

水道水は、住民にとっては、絶対に必要なものだと思います。その中で、新たに水道水が欲しい住居では、本管を引く工事費に、多くの金額がかかるからだと思いますが、現在利用している所とでは、加入金額が、大きな差が出ています。本来、公共事業である町水道は、同じ金額で加入金額を設定しておくべきではないのか。

現在、加入したくても多くの金額がかかるため、町水道を利用したくても、できないと不満を持っている人がいると思います。町民としては、みんな公共のものは、同じようなサービスを受けたいと思うのが、当然だと思います。なのになぜか、なぜ、町内全体のことを考えた本管工事を計画的に行ってこなかったのか。

他町では、国の補助金などをいただき、新たに本管工事を行った地域と、本管がすでに通っている所に新規加入しても、同じ低金額でできるということになっています。なぜ、本町では、できないのかお伺いします。

議 長 水道課長。

水道課長 岩瀬議員の質問にお答えいたします。

まず、地域により、水道の新規加入金に差があるのはなぜかについて、お答えいたします。

加入金につきましては、美波町上水道給水条例 第41条第1項におきまして、口径ごとに決められております。13mmが、2万円、20mm 5万円、25mm 10万円、それから30mm、50mm、75mm、100mm以上と8段階で統一されております。

岩瀬議員さんの質問は、水道管を新設した場合の工事分担金と思います。工事分担金につきましては、議員さんのおっしゃるとおり、地区により違っております。これは、その地区へ給水する工事の配水管の延長、口径及び配水管を敷設する道路の状況等、例えば、アスファルト舗装であるとか、コンクリート舗装、砂利道等の施工条件とかが、違ってきます。地形、土質等の違いにより、敷設条件が変わってきて、工事費が大きく変化します。

基本的には、企業会計である以上、独立採算制の基本原則を基に、美波町上水道条例 第42条第2項により、工事負担金を徴収しております。工事に係る費用につきましては、国・県補助金、一般会計補助金及び負担金を差し引いた費用に、その他諸条件を考慮して、何割かを、受益者の皆さまに負担願うことにしております。よって、個人負担に差が出ているのが現状であります。

他町では、同額にしているのに、所があるのに、美波町ではできないのかと、いうことですが、先ほど答弁させていただきましたように、工事費につきましては、各現場の状況により、大きく変動があり、受益戸数につきましても、戸数により負担額が大きな差となってきます。それを、仮に、統一すると、余計に不公平感になると思われるので、同額にすることは、難しいと思います。

なお、個人負担額につきましては、上限を決めることは、今後、検討してみたいと思っております。以上です。

議長  
12番議員

岩瀬議員。

自席からちょっと言わせていただきます。

まあ、ほのいわゆる、あのう、本管の工事費が高いということで、なると思うんはわかるんですけども、もともと、町水道とか、下水道工事にしても、あのう、ある一部の地域だけを、結局、金額で割って、最初の金額を決めてたでしょ。町内全体のことを考えていただくんであったらよ、その時に何年かの計画で、ここまでは、あのう、工事行っていく、ほの次に、分けて行っていくような考えで、もっていただかなんたらやね、先にやった所だけが、まあ、その安い金額でできたんじゃ。で、新たに、引いて欲しい所はやね、お前んくだけはまあ、簡単にいいわ、別やと。だから、それはあのう、工事代が高つくけん、水道引いてもら

うための負担金、もしくは、もう、利用しようと思うたら、お金を高く、おなじ隣でも、まあ、極端な話、全然金額が違うような単価を指定されるやいうことは、これは、わたしは、絶対おかしいと思うんですよ。他町でやりようやつだったら、あのう、ごっつい難しい所も工事もして、やっとうと思うんですよ。ほれの中でも、あのう、現在、使われてる町内の中の、あのう、新規加入する金額と、その新たにそういう大きな工事をして、新たに水道を利用する所の金額も、まあ、大体金額は、おなじようにしてると聞いているんですけど。ほれが、わたしは当たり前だと思うんですけどね、どうでしょう。

議 長  
水道課長

水道課長。

岩瀬議員さんのおっしゃられようことも、まあ、ごもっともと思います。が、ただ、あのう、今、現上水道ですね、あのう美波町の、まあ、日和佐地区ですが。ほれで、あのう、計画的に、何年か何十年の計画で、この地区、この地区、この地区と、継続的にやりよう場合は、そういうことはいえると思うんですが。例えば、いちばん最初にできたんが。昭和30年、それから、また、10年後とか、20年後とか、そうになっていくと、まあ、お金の価値にしてもなんにしても、ごっつい違うと思うんですよね。で、ほれを一緒にせえと言うんは、今と昔のことを。一緒の金額でせえと言うのは、ほれはちょっと無理があるようには、思うんですが。

議 長  
1 2 番 議員

岩瀬議員。

わたしが言よんは、昔、ずっと30年代の金額と一緒にしよう言うんと違うんですよ。今現在でも、あのう、町内の中の本管が通っている所の加入金額とやね、新たな地域の、あのう、本管を、まあ、引いていただいて、あのう、水道利用するための金額がおなじような金額にしてくれということと言よんですよ。

議 長  
水道課長

水道課長。

本管が、今まあ、仮に家の前とか、あるいは極端な話ですが、家の前通って、そこから、取り出すんは、これは加入金だけでいいわけですよえ。それと工事費と自分くの。ただ、本管が、まだ、全然通ってないのに、ほこい引くんに、まあ、何百メートルも引いて行って、ほこから自分くに引くと。それと一緒にしてくれ言うんも、ちょっと、おかしいような気がするんですが。

議 長  
1 2 番 議員

岩瀬議員。

おかしいや言うて。ほなけん、わたしが、先ほども言うております、公共施設のもんでね、その住民が税金払いよって、ほんなら、別にしてくるんですか。いうことなんですよ。水道引いとらん所やったら。一緒の、やっぱり、税金も払うていっきょう中で、ただ、ちょっとまあ、極

端に言やあ、前に引いとう所と、新たに引いてくれいう、今、完全に美波町では、金額の差が出とんよ。ねえ。お願いした時点で。

ほなけん、これおかしいことはないと思うんですけどね。ほの、金額。同じ、まあ、下水道工事やって。今、受益者負担が、10万やいうんはよ、どこにあっても、ほの地域であれば、10万いうんは決定しとうでしょ。おんなじ金額で。水道工事も、そういうのは、等しいんだと思うんやけどね。

長 町長。

長 あの、わたしから、お答えさしていただきたいと思うんですけど、まあ、合併して、美波町の水道の供給体系は、まあ、上水道は、こう、町中、中心で、で、簡水は、赤松、由岐やってますね。で、かつての旧日和佐町では、確かに水源地を求めてですね、西河内を中心として流れる日和佐川に水源を求めて、やっさもっさ言うて、まあ、やっとできた。で、まあ、それはそれでいいと。赤松は簡水。由岐はまあ、一生懸命ああいう...

ほんで、今、お尋ねは、同じ町民で、まあ、いつでもどこでも、一緒の等しい水が飲めるかっては、そうしたいところですが。まあ、これは、公営企業法を適用してやりようわけですが。もう、結論言いますと、実は、お尋ねの議員の付近はですね、水源地でありながら、まあ、当時どういう理由があつてですね、一緒に、今、水源地のある「ヒワサ荘」のある付近、ずっと一緒に本管を据えてですね、敷設する時に、なぜですね、いちばん水源地を開発するのに、協力した地域が、何で水を入れなかったのかと。その時に入れとつたら、あの集団で、負担金もおそらく28万か5万ぐらいで、できたでしょうと。まあ、その点は、まあ、いささかこう、疑問に感じる。それは、「わたしとは、裏にただの水がある。水道引いてくれたって、今度はお金払うんだろう」と。「うちは谷水にきれいな水がある」と。まあ、わたしも、お隣の阿南市で長いことやってきたから、福井のどこまで、やってきたんですが、やっぱり、やりだすと、ほういう問題があると。

実は、環境の問題があるし、鳥インフルの時代があります。で、今後ですね、できたら、あのう、この日和佐、旧日和佐でいいますと、赤松を除いて。やっぱり上水道の普及区域をきちっと決めたら、年次計画的に進めていくと。その時に、先やったもんが得とか、後やったもんが...。その中では、やっぱり、大きいいわゆる敷設計画をまあ、どういう取り方するかですね、そういうことを今後、まあ、今も、相談しよるけど、合併してまあ、このままいっきよつたんではですね、事実、美波町の西河内地区と、それから、お寺の下の三角の奥の、寺込、ここもですね、市街地のど真ん中にありながら、水道が無いんです。それと、北河内の



ですね、まあ、その本村、登りぐらいいけるんですが、いわゆるもうちょっと、いろんな公害が福井やのなんやらが、いろいろな国道、今国道、県道になる、あの付近が残っとんですね。いわゆる北河内の北分ですか。それと。それを年次計画的に定めてですね、そして、まあ、あう進めていく必要があると考える。ほれは、ただ管渠の延長によつてですね、まあ、町中で、すでにもう引いとって、自分とこだけ引いとらんていうのは、加入金だけで、今言った、口径別の負担金。

ただ、建設費負担金ていうのはですね、実は、平等にしてしまうと、起債を起こして、ほれの借金返しちゅうのは、日和佐の住んどる、ずーっと昔から、引いとる人の料金で、まあ、借金戻すようになるんですね。資本収支、要するに資本的に借金をして作っていくと。ほういう、負担のあれがあるから、なるべく、一般会計からも、まあ、助成できるという公益的必要性があると。水源地にあつて、実は、あの自分、まあ、西河内は特に、そういう主張を聞いております、わたしも。ええと、2代前の町長の覚書書いとることも、わたしも承知しております。旧由岐町の水道のあり方についてもいささかですが...

できたら、言わんとする趣旨はようわかりますがね、ただ、あの時にしてなかったんは、役場の責任でもないことを、もうひとつお考えください。お考えください。

それで、均衡ある、あのを、右岸の方もですね、できたら、負担の耐えやすい、まあ、10年前にやったんとは、まあ、変わらんなど。2,3万の差じゃなあぐらいいは、ご辛抱していただかんと。まあ、その程度にご理解くださいませんか。ほんで、あと、寺込とか、北河内についても、今後ともですね、建設コストの縮減は、どうやってやったらいいかということ。

ただ、美波町は、上水道自身が、実は、あの昔のエタニックパイプとか鉄管とか悪くて、有収率が非常に悪いんです。元から水は出よんですけど、お金になる水量が非常に悪いってということで、ほの改良、改修もですね、努力しなきゃいかん。木岐の貯めも、傷んだ。いろんなことがあります。

ですから、上水道の部分については、ぜひ、みんなが、まとまっていたらですね、あの上水の敷設計画を年次計画。だから、3つぐらいにしたいと思っております。寺込・北河内・西河内。ぜひ、そういう中で、具体的になりましたら、まあ。水道課長は、まあ、ご質問の趣旨がですね、加入金の差異、それからもう一つ、よそは安うしよんないか言うけど、実は別の補助金をもろてしよる場合もあります。以上です。

議長  
12番議員

岩瀬議員。  
いや、ほなけんほの、別の補助金の時にも、日和佐は、旧日和佐町の何

かの人、住民にも相談してなかったということでしょ、これ。ね、返事もいただいてない。もし、そういう時にやね、あるのであれば、その地域の人達も、十分相談をして、そういうんを利用して、低金額でできるようなことを考えて欲しいと、まあ、わたしは思ったんですけどね。まあ、ほんで、これで、なるべく、住民の皆さんのご利用したい人に、安い金額でできるように、ぜひ、お願いしたいと思って、質問を終わらせていただきます。

議

長 以上で、岩瀬議員の一般質問は終了しました。これで、8名の通告者の質問は終了しました。これにて一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了しました。これより散会いたします。ご苦労さまでした。

25日は、決算特別委員会がありますので、ご承知ください。

(時に16時41分)

9月26日(水)

(時に09時01分)

議

長 おはようございます。

ただ今の出席議員は13名です。

笹田議員から体調不良のため出席できないと欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、休会前に引き続き本日の会議を開きます。

ただ今から、議案審議を行います。

日程第1 認定第1号 平成18年度美波町公営企業会計決算の認定について

日程第2 認定第2号 平成18年度美波町歳入歳出決算の認定について 2件を一括議題とします。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。

認定第1号及び第2号を一括議題とします。

認定第1号及び第2号については、去る9月18日の本会議において「決算特別委員会」に付託しておりますので、委員長から報告お願いいたします。丸龍委員長。

決算特別委員長

11番。おはようございます。決算特別委員会報告を行います。

去る9月18日に、決算特別委員会に付託されました、議案審査の結果報告を申し上げます。

委員会は、9月25日午前9時から議場において、全委員出席のもと開催し、審査を行いました。たいへん財源の苦しい中、節約工夫等に努力していると思います。最小の経費で最大の効果を上げるとする原則にしたがって、住民福祉増進のため、なお、一層の努力を望みます。

本委員会に付託されておりました、認定第1号「平成18年度美波町公営企業会計決算の認定について」及び認定第2号「平成18年度美波町歳入歳出決算の認定について」の2件は、採決の結果、出席委員全員異議なく認定することに決定いたしました。

以上で、決算特別委員会報告を終わります。

議

長 本案に対する委員長報告は、認定です。

認定第1号「平成18年度美波町公営企業会計決算の認定について」、認定第2号「平成18年度美波町歳入歳出決算の認定について」2件は、

委員長報告のとおり認定することに ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。

認定第1号及び2号は、原案のとおり認定されました。

日程第3 議案第53号「美波町地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定について」議題といたします。

当局の説明を求めます。小坂地域振興室長。

地域振興室長 (議案第53号の説明する。)

議長 説明が終わりました。質疑を行います。質疑ございませんか。  
久保議員。

5番議員 この、あのう、責任者とかというようなもんは、どないするんですか。もう、団体に任すということですか。

議長 地域振興室長。

地域振興室長 はい、基本的に運営につきましては、団体の方にお任せするということでございます。

議長 久保議員。

5番議員 鍵とかというようなもんは、無いんですか。こういうように渡さんと、もう、団体に、もう、全部、あと維持管理はさすんですか。

議長 小坂室長。

地域振興室長 鍵、ですね。あのう、当然、鍵につきましては、いくつかの組がございますので、1組につきましては、役場の方で、支所の方で、保管しております。あとの分につきましては、団体の方にお渡しして、日常的な管理運営を行っていただくと。そういうことでございます。

議長 久保議員。

5番議員 この、なんですか、交流施設、この裏の方も一緒のような、この、どないいうんですか、管理とかというようなもんは、もう、このなにか全部するんですか。ほの団体が。あと維持管理は。中の。責任者があって、「今日ら、あの人に鍵借ってくるわ」言うて開けに行く。誰が行ても、かんまんのですか、そしたら、これは。どないするんですか。

議長 地域振興室長。

地域振興室長 まあ、あのう、議案第54号に関する質問もあったかと思うんですけども、あのう、通常の地区の公民館等の場合でしたら、それぞれ町内会長の方にメインの鍵をお渡ししております。あとは、その町内会の方で、複数鍵を作ったりして、何人かが持つというふうなかたちをとるんですけれども、今回のようなこの施設につきましては、事業を行う施設というかたちになりますので、この54号に施設についても同じなんで

すけれども、誰でもが持っているという状態っていうのは、あまり好ましくないのです。ですから、管理運営を行ってもらおう組織、グループ形成っていうのをきちっとしていただいて、その中で、きちっと鍵について、管理していただくと。そういうかたちになっております。

5 番 議 員  
議 長

はい、わかりました。  
戎野議員。

7 番 議 員

ええと、1点だけお伺いいたしますが、今、申されましたように、事業ということですので、これの年間の、年度ごとの収支報告を、報告されて、また、わたしどもを含めて、見ることはできるんですか。

議 長  
地域振興室長

小坂室長。  
この施設に限りませず、指定管理を行っている施設につきましては、基本的に、年度終了後1か月以内ぐらいに、事業報告をしていただくということになっております。ですから、この施設につきましても、同じように事業報告をしていただいて、まあ、あのう、大体、監査の中で、まあ、報告させていただくと。そういうかたちになるかと思っております。

議 長

戎野議員。

7 番 議 員

そしたらですね、あのう、収支の中で、それぞれが経営を任された場合に、赤字等も含めて、そこが担っていくと。そして収支の中で、大幅な赤字、もしくは、大幅ななんかの修繕の場合は、どこが持って、どういうふうにするのかっていう点はどうですか。

議 長  
地域振興室長

小坂室長。  
まあ、事業運営に関する赤字黒字に関しましては、まだ、これから、あのう、事業をスタートさせる段階でございますので、ちょっと、輕輕に、あのう、答弁を、まあ、しにくいところなんですけれども。施設そのものが、破損したりした場合ですね、大規模な修繕につきましては、当然これもう町の施設でございますので、町の方で、やっていきますけれども、その事業を行っていく中で必要を生じるような小規模な修繕、これにつきましては、運営団体の方で見ていただくというふうな基本的な考え方でございます。

議 長

戎野議員。

7 番 議 員

まあ、ほんならあのう、指定管理者っていうのは、任されて、そして、収支についても、責任持つということだと思っておりますので、あのう、黒字になった時はその団体で、赤字になった時には、町にやってくれというわけにはいかないと思うんですが、その点も、将来のことでなく、今やっぱり、はっきりすべきだと思うんですが、いかがですか。

議 長  
地域振興室長

振興室長。  
まあ、あのう議員ご指摘のとおり、確かに、そういう原則っていうのは、

考えていくべきものだろうと思います。ですので、現時点では、といたしますか、この工事費の予算を上げさせていただいた段階から、指定管理の方については、その時点では、想定しておりませんということで、答弁させていただいて、了解をいただいていた経緯があるんですけども、実際、あのう、事業を進めていく中で、不測の事態っていうのも、十分考えられます。で、その時に、全く放ってしまっていていいのかと、いうふうなことについては、流用する必要があるかと思っておりますので。

原則は原則として、置いておいて、頑張っ、十分地域の中で活用していただいた中で、どうしてもっていう場合っていうのは、どうしてもあり得るのではないかと。ですから、一切合財だめですよというふうな話にはちょっとなりにくい。いわゆる民間の営利企業でありましたら、まあ、議員がおっしゃっているようなところでも、すばっとう、切れる部分っていうのはあるかと思うんですけども。

基本的には、この施設自体が、地域の持続を目的として、地域の中に雇用の場を作っていこうと。そういうふうな考え方に基づくものでございまして、個々の地域の持続っていうものが、町全体の持続であったり、あるいは発展につながると。そういうふうな性質を持った施設でございまして、そういう点でご了解いただきたいと思っております。

議 長 他に質疑ございませんか。無いようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論は、ありませんか。

「討論なし」と認めます。

議案第53号「美波町地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。

議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第54号「美波町地域防災拠点施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

当局の説明を求めます。地域振興室長。

地域振興室長 (議案第54号の説明をする。)

議 長 説明が終わりました。質疑を行います。質疑ございませんか。

質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

討論も無いようですので、これから、議案第54号「美波町地域防災拠

点施設の指定管理者の指定について」を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。

議案第54号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第55号「平成19年度伊座利漁港沖防波堤新設工事請負契約の締結について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。小坂地域振興室長。

地域振興室長 (議案第55号の説明をする。)

議長 説明が終わりました。質疑を行います。山本議員。

10番議員 これ、指名競争入札は、大体、何社、まあ、県内の業者ということ、一般質問で、同僚の何に答えておったようですが、まあ、何社が参加しておったかいう、ちょっと、お聞きします。

議長 小坂地域振興室長。

地域振興室長 議会冒頭の提案説明の中でも、確か、触れておったと思いますけれども、町内外の業者13社で入札を行っております。

議長 他に質疑ございませんか。戎野議員。

7番議員 まあ、あのう、はじめにちょっと初歩的なことをお聞きしたいんですが、このブロックを、消波ブロックというんですか、これをするによって、どういった、あのう、効果を生んで、そして、あのう、堤防がどの程度、あのう、それを防ぐために、どのような効果があるのか。

そして、そのもの自身がどの程度の期間もってですね、これを据え付けたことによって、まあ、企業ですから、製造物としての補償っていうのは、どういうふうになってるのか。その点、お聞きをしたいと思います。

議長 小坂地域振興室長。

地域振興室長 非常に、あの、難しい質問でございまして、まあ、消波ブロックに限らずですね、防波堤につきましては、基本的に船を停泊する泊地、その泊地の静穏度を高めるために整備するものでございます。で、まあ、これ伊座利に限らず、徳島県の漁港全体にそうなんですけれども、わりあい、こう、中から中から作っていくというやり方が、多うございまして。まずは、ちょっとした時化ですね、まずは、ちょっとした時化でも、少しでも船を港の中に置いておける。そういうふうな考え方のもとで、わりあい、その泊地の近い所から防波堤を作っていく。で、だんだんと大きな台風に耐えられるように、外の大きな防波堤を作っていくっていうやり方を、往々にして、しております。で、まあ、他県では、逆のやり方を

している所もあるんですけれども。

で、この伊座利漁港につきましても、そういうふうな考え方でやっておりまして、まあ、本当ですと、この防波堤ができることによって、まあ、大きな台風が来ても、ずっと、港の中に船が止めておけますというところまでいくと、一番いいんですけれども。残念ながら、地形的なもの、それと位置の問題ですね、まあ、太平洋の小さな窪みのような港でございますので、これができても、大きな台風の時には、どうしても、船につきましては、避難せざるをえないというふうなことにはなるんですけれども、実際、まあ、船の避難先を考えますと、こちら、恵比須浜の方に避難させていただいているというのが、多うございまして、この移動距離とかを考えますと、かなりのロスに、漁業操業上、ロスになっております。で、まあ、通常好天時という言い方があるんですけれども、まあ、それなりの低気圧ぐらいで、いちいち避難しなくてもよくなるのではないかと。そういうふうなことを期待して、まあ、現在の工事を進めているというところでございます。

まあ、製造物責任の話でございますけれども、まあ、基本的には、あのう、現在、計算しております、まあ、「ハドソンの式」というちょっと難しい計算式があるんですけれども、その計算式の考え方は、大きな波が、港の口にやってくる、その構造物を作る前面に、高さ何メートルの波がやってくると。で、この場合は11メートルという数字だったように記憶しておるんですけれども。そういった波が来ても、そのブロックが動かない重さというものを計算する。そういうふうな計算式になっておりまして。まあ、よほど海の底が狂うというふうなことが無ければ、積み上げたブロックについては、崩れないであろうと。そういうふうなことでございますが、これも実験から導き出された「実験式」ということでございますので、どうしても、特殊な進行波が入ってきた場合に、それに耐え得るのかといいますが、疑問がある。で、そういうようなために、本来ですと、この規模の台風で壊れないはずの港が、壊れるというふうなことが、まあ、往々にしてあるわけです。

ですから、あのう、まあ、確かに、一旦この設計に基づいて作ったものが、そんな簡単に壊れたら困るでないかということはあるかと思うんですけれども、まあ、現実としては、理論上、あるいは実験上の計算に基づいた構造物というところで、不測の事態といいますが、予想外に破損する、そういうことがあるのも事実でございまして、なかなか最後の「いつまで持つんな」というところについては、明確に答弁しがたいというのが実状でございます。

議長 戎野議員。

7 番 議員 あのう、まあ、素人でちょっとわかり、わたしもわからんのですけど、



一旦構造物ができたなら、それを維持するがために、それが崩れたり、まあ、壊れたりした場合には、ずっと今後も、それをまあ、残していくためには、逐一追加したり、まあ、直したり、いうことをまあ、ずっと、まあ、やっていくことになると思うんですけど、その場合はですね、まあ、今申されてましたように、あまり大きな台風の時では、あんまり、あのう実際のところ、停泊地を恵比須浜の方に来るとかいうことで、通常の低気圧を防止する程度ぐらいだということ、わかったんですけど、そういった、今後は、あのう、一旦、あのう、そういう50メートルの延長距離ができた場合、それを維持するために、一旦できたなら、もう、そんなに長く維持のための追加をするという予定は、無いということですか。ほれとも、やはり、10年もしたら、崩れて、そこから移動していくということは、ほとんど、無いんでしょうかね。

議 長  
地域振興室長

地域振興室長。

あのう、基本的には、そんなに短期間の間に崩れるとか、いうふうなことは、考えておりません。あのう、まあ、議員ご承知のところ、具体的なところが、どっかあるかわかりませんが、あのう、比較的早く港が整備された港、構造物ですね、の中には、あのう、今の波の基準より、はるかに小さい波の基準で、作られたものがございます。

で、まあ、わたし自身の知っている事例で申し上げますと、木岐の港に、一文字が二本あるんですけども、その木岐の港の一文字につきましては、もともと、その、本来入ってくる波よりも、計算の結果、波が小さかったと。で、まあ、あとで、その波が見直されるっていうことになってくるんですけども、それがために、何回か台風をしのぐと、そのブロックが動いて、天端が下がってしまうと。そういうようなことがございますけれども、今のブロックにつきましては、そういう心配は無いのではないかと、思っております。

ですから、据え付けて、その後その、維持費的な経費がいるか要らないかということですが、基本的には、その構造物自体、まあ、先ほども言いましたけども、そこが動かない限りは、まず心配は無い問いうふうには、思っているんですけども、極端に大きな台風、これはもう想定外の波が発生する、あるいは、集中的にどっかの部分に波が当たると、そういうふうなことが起こった場合につきましては、これは、災害復旧事業の対象になりますので、災害復旧事業で行っていくということになるかと思うんです。

ただ、このブロックが、水中におった時には、問題にならなかったんですけども、水上に上がってまいりまして、維持的な経費に関する部分としましては、どうしても、それまでは、オープンであった航路をふさぐようなかたちになりますので、海上の事故ですね、船舶等がブロック

等に衝突するような事故、それを防ぐために、浮標灯でありますとか、あるいは航路標識でありますとか、そういったことを考えていく必要がございます。そういった点では、若干の維持経費が必要になってくるかなというふうなところが、今、現在、課題としてわかってきたところでございます。

議 長  
1 1 番 議員

丸龍議員。

今、戎野議員が、ちょっと聞かれた関連といたしますか、そういうふうになると思うんですが、これ、毎年、まあ、1億円近くですね、お金を入れていると。整備完全にできるまで、まあ、そういうふうな計画だろうと思うんです。で、まあ、小坂室長がおっしゃった22年ですか、それまでの、一応、計画と。それ以上、まあ、毎年1億円近くお金を放り込んでいくんかというふうな問題になってくると思うんですが、そのこのところ、どういうふうな計画というか、まあ、ほんとに完全にできてしまうまで、お金を放り込んでいくんか。まあ、財政難でですね、お金が無いという時に、ほんなら、途中で終わってしまうんかという問題になると思うんですが、そのこのところを。

議 長  
地域振興室長

地域振興室長。

基本的には、ご質問のとおり、平成22年度までの計画ということで、まずは、まあ、この平成22年度までに50メートルを仕上げるということに全精力を傾けさせていただくと。で、その後のことにつきましては、これは、まあ、町村の財政の問題はもちろんあるんですけども、国自身もですね、非常に財政状況厳しいという中で、漁港の施設の整備につきましては、なかなか新設を認めていただけていない、これが実状でございます。で、由岐漁港なんかにつきましても、津波対策も含めて防波堤の嵩上げであったり、補強の要望等あるんですけども、なかなか、それは漁港の計画の中に取り入れていただけない。これが実状ですので、このあとにつきましては、仮に町の方でやりくりがつくとして、「もっと延長したい」とかあるいは追加して「防波堤が欲しい」というふうなことがあったとしましても、そう簡単にできないのではないかと。そういうふうな認識を持っております。

議 長

他に質疑ございませんか。

質疑が無いようでございますので、質疑を終わります。

これより、議案第55号「平成19年度伊座利漁港沖防波堤新設工事請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。

議案第55号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第56号「平成19年度美波町一般会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務企画課長。

総務企画課長 (議案第56号の説明をする。)

議長 説明が終わりました。質疑を行います。質疑がございませんか。北山議員。

16番議員 14ページの「総合計画審査委員会謝金」の32万円ですか。恒例の内訳と、審議委員さんのお名前がわかれば報告をお願いしたいと思います。それと、19ページ、「都市と田舎の交流事業推進協議会補助金」90万ですか、えー、これについては、町長の提案理由の説明の、都市と地域の交流促進というようなくだりのことだろうと思うんですけど、「都市と田舎の交流事業推進委員会」の委員、または、活動の内容っていうんですか、今まで、協議された流れを教えてくださいたいと思います。それと、大阪の女性と地元の男性による若者同士の交流っていうんの内容についても具体的に説明をしていただきたいと思います。

それと、事業家への美波町資源の売り込みについて、これについても、具体的に説明をお願いします。

それと、小学校を対象にした、帆船での宿泊体験について、これは、当然、町の、美波町の全体の小学生を対象にしていると思うんですけど、参加人数は、どれぐらいなのか。教えてくださいたいと思います。

それと、この事業の今後の取り組みについて、具体的な考えがあれば、お教えいただきたいと思います。以上です。

議長 総務課長。

総務企画課長 わたしの方からは、総合計画関係について、ですけれども。謝金の内容ということで、一応、委員15名で、4回。で、委員さんの謝金については、単価を1万円ということで、最初に当初に組んでおります分と差し引きしまして、32万円の追加となっております。

委員の名前ですけれども、順次読み上げます。町内会連合会からお2人で、猪龍俊明様と、四宮治義様。で、町の婦人会から、川西伸枝様。町の老人クラブ連合会から、小山保様。美波町観光協会からは、徳永聰様。日和佐商工会から、和佐善夫様。由岐商工会から、本田伍平様。海部上灘漁業振興会から、吉野清様。JAかいふ日和佐支所の瀧本達也様。町体育協会の会長、張西政晴様。町PTA連合会の口船敏昭様。県南部総合県民局の谷口右也様。徳島大学非常勤講師の澤田俊明様。町議会の方からは、新矢議長と江本委員長、の計15名の方に、なっていたいて

おります。

議 長 産業振興課長。  
産業振興課長 都市と田舎の交流事業のご質問、まあ、いくつかあったわけですが、この中でですね、この事業の中で、帆船が大浜沖にくるというようなことで、これらの中で宿泊体験は何名ぐらいできるのかというようなことで、現在予定しているのは、まあ、30、小学生を対象に、まあ、35名ほどを、予定をいたしてございます。

それから、協議会のメンバーでございますが、協議会につきましては、「都市と田舎の交流事業推進協議会」ということで、実行委員長に中東副町長。それから、事務局長にわたくし、産業振興課長。それから、事務局として、濱産業振興の観光の係長でございます。それからですね。

…。

議 長 町長。  
町長 ご質問の点につきましてはですね、あのう、まず、実行委員会、今、栗林課長ところで。で、都市と田舎、美波町でございます。大阪の方は、あのう、まずですね、向こう側をまとめているのが、「株式会社ウェルネスサポート」と。イリジカっていう人が代表でありまして、で、この方は、実はその、徳島県の産業政策を、いろいろ辰巳の企業誘致であるとか、内陸の工業団地であるとか、近畿圏における、その徳島売込みの時、非常に大きいその取り組みをやってくれたグループの1人でございます。総称するのは、今、この帆船については、この人が正面になっておるんですが、「伊藤事務所」ってというのがございましてですね、非常に、近畿とこの徳島県を結ぶ、そういう中での、人間関係から、ことが運んできたわけございまして。

さて、具体的には、あのう、もう、課長が答弁した、受けていくと、こう、やりにくいんで、質問の趣旨に沿って、流れを、まず、最初に申し上げますと、それで、実は、いろんな、その、地域資源を活用するという一環の中で、実は、人口減少する中で、どういうふうに、まあ、団塊の世代の受け入れであるとか、都市にありますホームレスの問題でありますとか。それから、近畿圏におっても、この、海洋性っていうのは、非常に、まあ、関心が当たっていると。で、わたし達にとっては、プラス。都市にとっては、マイナスがあって。

そういうお話をする中で、実は、ひとつ、まずは、若者からの交流からやるかっていうことで。この事業につきましては、大阪市も、関さん、市長さんですが、後援をしていただきます。で、わたしどもも、わたしが、ですが、ただ、予算の執行権者ですから、事務的なことは、中東をシャッポとして、やっていくということで。で、具体的なお金は、予算計上しておるのは、90万でございますが、実は、現所有は、大阪市所

有の船舶、あのう、帆船でございますが。で、これをですね、ええと、ここへ持ってくるのには、2日かかるわけですね、大阪港から大体80マイルあるわけですが、それを、帰送回航して、まあ、規定料金が、まあ、50万4千円ぐらい要ることが、1点と。

もう一つは、もう一つは、乗船料っていうんが要るわけです。人を積んで来ますから、それが大体51万、で、100万。

それともう一つは、宿泊体験といってもですね、たいへん帆船の中で、まあ、高級な、とは言えんですが、低級でもない。中流程度の、その、宿泊体験で、グルメがあるんで、1泊朝食付って、まあ、大体4千5百円ぐらいは。まあ、この種の行事に、大阪の「あこがれ」を使ってる、ということで、最低は、まあ、35名ぐらい。まあ、15万7千5百円ぐらい要るんですが、それは、小学生4年以上に限って、引率者も同額にするというようなことなんで。この点については、引率者も、あの、同泊させるかっていうことになりまして、クルーが責任を持って、その体験とメニューをやるから、父兄は要らないと。小学生だけになるという細かい面、この計画段階では、小学生4年生以上の人と、父兄の方と、思ってたんですが、その、向こうの大阪の帆船のクルーの説明で、「われわれは、宿泊体験をきちっと管理できるので、親御さんは無うても結構だ」ということで、現時点では、小学生、以上35名を乗せると。

で、これについては、無償というわけにはいかないっていうことで、これについては、半額は自己負担、半額は助成すると。したがって、15万7千5百円の半分ですから、まあ、8万円程度と。

で、総勢、全部割り振りをアロケーションいたしまして、聞き取りにくいと思うんですが、アロケーションいたしまして、総額、総経費128万8千650円ということと。それを、公で負担すべきもの、受益者で負担すべきもの、大阪市がご支援いただくもの、役場が出すもの、ということ、振り分けた結果がですね、口頭で、お聞き取りにくいと思いますが、90万円を計上させていただいて、事業規模といたしましたら、まあ、130万程度なんです。

その他に、帆船に乗ってくる以外に、事業系の人ですね、今の「ウェルネスサポート」とか、伊藤さんなんかは、ヨットで、自分自身はヨットで、まあ、ヨットで、7隻ないし8隻ぐらいは来ると思います。ですから、帆船が、1つずつと80マイルでやって来ると。そして、その、まあ、曳航ではないんですが、それぞれお金持ちですから、事業家ですから。ヨットを持って来て。そして、当初は恵比須浜岸壁に係留しようと思ってたんですが、水深が、ちょっと、50ぐらい。その日の潮によって、段差があって、取り次ぎが難しいっていうことで。恵比須浜と、その河口の出口を直線で結んだ真ん中ぐらいが、水深がちょうどいい

ということで、そこで、予泊させまして、そして、船で小取りをしまして、陸に、漁協の所の岸壁に上げると。こういうような流れで、今、そのイベントをやるうとしております。それが、1点でございます。

ご質問は、その資源の売り込みって、何を売るのということがありますが、その当日は、もちろん手短な、来られた方々に、イベントの一環として、農産物、一次産品を提供しようっていうこともあるんですが、実は、この、ねらいはですね、その、「伊藤グループ」のメンバーは、ちょっと、こう、言いにくいんですが、まあ、ここには、観光資源、まあ、お寺の下にも、ホテルがあると。「うみがめ荘」もある。お城もある。老人ホームの空き家もあると。で、そういうものを、こう、非常に注目している事業家がいるわけです。買い取るとか何とかでなくてですね。で、これ、なかなか、まだ、折衝中っていいですか、いろんな地域経済を起こすためにやってるもんですから。

で、中には、その水資源の開発のノウハウを持った人もおれば、その外資系のファンドを用いて、その「貸せへんか」と。この、4つ5つの民間のホテルもあるし、老人ホームの跡地もあるし、非常に臨海で、海をと。そういうものをいっぺん、その、見せようと。そういう意味での、その売り込みっていうのはですね、ただ、その、ヒジキもあるだろうし、ダイコンもあるし、イモもあるし、太刀魚の干物も売りたいんですが、それ以外の、その問題があります。

それから、もう1点は、今は、交渉中ですが、大阪市の保健福祉部の、職員も何人か来まして、で、美波町の、その、この地図で見て、評判で聞いて、よく知ってるそこはどこなのかと、いうようなこともありますので、実は、帆船を送ることによって、することは、目に見えたイベントですが、実は、そういうことで、実は、あのう、交渉してる最中。向こうも非常に忙しい人ばかりですから、その、イベントにかけてですね、じゃ、そういうことで、どういう...。で、大体その、数字的なこと、施設の規模とか、ほういうことは、十分頭に入っておる。果たしてこれが、近畿圏との、この、交流という、帆船をスタートにするんだけど、財界がお互いが出し合うてとか、あるいは、外資系が組んで、「おれ、いっぺんやってみよう」という具体のビジネスの焦点になるかというプレゼンテーションの1日でもあるわけでございます。

そういうことを、あの、通じまして、予算書には、売り込みとは書いてないですが、わたしの所信では、その、来た折にですね、その人たちに売り込むというのは、実は、産業誘致作戦と、こう、ご理解願わねばと思っておる。具体的には、言いにくいんですが、薬王寺の下あたりの民間の施設であるとか、これは言いにくい、これは個人個人の問題でありますから。それから、われわれのうみがめの問題。それから、外磯にあ

ります、県から、下付受けております、例のモビレージの跡地。これ、ひっくるめて、いろいろできないかと。で、実は、もう、これまでに、書面で、いろいろ協議をしてるとこなんで、「百聞は一見に如かず」で、この際やって来ると。今後、そういう入口で、売り込みとなっております。

なお、具体的には、全町内にわたる海の産物、あるいはそういうものもやって。で、具体的に乗って来る35名については、女性系が多いです。女性が半分かな。独身女性が、まあ、大体35名っていったけど、やっぱり、男性もおるようで。実は、この際に、非常にまあ、なかなか結婚難、言葉悪いですが、結婚難で、なかなか嫁さん見つからんていう若いしも、ようけおりますから。ぜひ、その際、この際、そういう交流をしたいと、いうことも考えております。

それから、もう1つ、大阪市の言い分として、大阪の青少年の交流ちゅうことを考えてくれんかと。まあ、こういうこと言っとったんですが、なかなかこう、向こうも広がって行って。

ええー、まあ、長くなりましたが、流れはそういうことでやっております。で、かなり、この大阪市につきましては、たいへん、あのう、まあ、全額、もう、うちがもってもええと、大阪は、言うんですけども、そうやると、ただより高いものはない、何があるかわかりませんもんですから、きちっとしときました。で、事故がありますから。保険関係等も全部ですね、われわれもほういうものが中心になって90万…。また、詳細はですね、実行計画を、予算的なものはあるんですが、大阪市のお金とか、受益者とかあるもんですから。まあ、そういうこと。

で、今後どうするかというお尋ねですが、まあ、皮切りで、わたくしは思うんですが、やっぱり旧由岐町にしましても、日和佐にしても、結構京阪で一生懸命成功される人がおる。しかしながら、みなひとりひとりでつながりが無いと。で、実は、あのう、まあ、そういうようなことで、地域連帯としてやっていかんとね、なんか1つのそのホテル的なもんだけやったって、そら、続くもんじゃないと。ま、こういうようなお話で、近畿在住、出身、あるいは出身外でも、まあ、向こうからIターンの興味を持っておる人もおるんで。ま、そういうこともひっくるめて、ひとつ「百聞は一見」で、来ておりますんで。

かなり、まあ、産業系、また、あと、まあ、差し支えなければですね、向こうが、プライバシーの問題言わなければ、わたしは、承知しとるのをここで、全部申し上げてもいいんですが。向こうはノウハウをもった、いろんな。大体7人ぐらい、グループと。大体、大阪のあの、日航ホテルがございますが、あの付近で単一でビル持ったり、ホテルを3つぐらい持ったりした、みんな団塊の世代を大体超えた層で、もう、そういう

人達のグループでございます。

で、今後、わたくしはこの町の、まあ、これから、まあ、来年にかけていよいよ本格化しようとしておる、その、地域資源とか、あるいは、地域にある資源というのは、実用新案、パテントを持ったたいへん優位な人物もおります。で、それも、含めましてですね、地場にある牟岐町にあるベンチャービジネスしよる社長とも、こないだ、お会いしたんですが、お互いが、官、産、学でですね、向こうの知恵だけ受け取るって、こっちは、あほばかりじゃいから。こっちもある程度ノウハウを持った人間を揃えてと。こういうようなこと思うております。長いくるみになりまして、長い答弁になったんですけど、そういう流れの一環でやるイベントでございますので。ほれで、名前をどうしようかとなったんですが、大阪の言い分もあって、船でつなごうと。だからそういうことで、今やっており、今後、できたらこれですね、向こうが、関心を持てば、やっていきたいと。

それと、もう1つ。最後になりますが、えー徳島県では、すでに団塊の世代を焦点とした、「移住交流促進センター」の窓口を、まあ、作ってはどうかと。知事の下では作っておるけど、各市町村で、まだできてないと。ということで、西の方で、3つぐらいできております。近く美波町もですね、すでにもう、由岐町あたりはですね、伊座利とか、ああいうことで、いろんな、こう、芽生えが、パタパタあるから、県は、特に美波町なんかどうなんかと言うけど、団塊の世代だけには、こだわりたくない。

で、それは、やっぱり団塊の世代だって、もう、昭和23年から4年の人達だって、年取っていくわけですから。やっぱり、もう少し概念の広い、団塊の世代のみならず、今、わたしが、帆船で考えているように、都市とのいわゆる移住まで含めてのですね、構想ということくるめて、それならばお受けしようということで、近く、まあ、「団塊の世代交流センター」ちゅうのは、既発の町村については、3つ4つそういう名前使っておるんですが、当町にとりましては、まあ、議員さんにはご相談もしなかったんですけども、団塊の世代っていうのに限定してしまうと、3世代間だけ限定してしまうと、いっこも無かったりしても、かっこ悪いものですから、やっぱり高齢化する中で、若年層も含めてですね、ピラミッド型の秩序正しい地域再生の年齢構成をとという意味で、近く、この県の強い指導もございまして、「移住交流支援センター」を看板を掲げなきゃならない。

まあ、そういうことが、ありますので、この、大阪の都市住民との交流もですね、できれば、伊座利の端から、この白沢まで、一連ですね、なんか、これを契機に目に留まっていたら、定住あるいは定住が無



くても、物の交流が、産業界でいくと。大阪の市場でですね、青果市場とか、いろんな所で、組織的に流れていく仕組みの一端となればと思っておりますので、結論的に、できれば成功させて、続けていきたいなあ。こう、思っておるところであります。

長くなりましたけど、こう、いろいろトップ外交やったり、副町長は、副町長の分野に一生懸命やってくれておるし。栗林は栗林で、実務的なことなんで、まとめて言うなら、まあ、わたくしが、一番わかりやすいかと思ひまして、立った次第で。いつも、町長の答弁長いちゅうけど、わかっていたいたと思ひますけども、どうぞよろしくお願ひします。

議 長  
1 6 番 議 員

北山議員。

あのう、一番最初の総合計画の審議委員会の謝金ですか。これは、委員が、15名で、4回分。1回について1万というような答弁がありました。えー、いろいろ町にはこう、審議委員会があって、すべての審議委員会に、出しとるようには思えないんですけど。

また、あのう、旧町の時にあった審議委員会で、新町にできても、まあ、今、経費の関係ですかね、そこらこう、削減されたところもある。また、あのう、1年間何ぼと、いうようなかたちで、1年間何回ご審議いただいても、ま、一定というような中で、これ、この審議会だけが、1回何ぼっていうようなかたちで、出していくんは、いかがなもんかなあっていうような感じがするんですけど。そこらのところ、もう少しあの、考えをお聞かせ願えますか。

それと、都市の交流事業について、この協議会の委員というんは、3人なんですかね。先ほど、課長の説明では、副町長が会長で、課長が事務局長、濱係が事務局ということで、その3人体制でやっているんですかね。そここのところを。またあの、活動について、何回、こう協議された、今まで、協議された回数があれば、あのう、お教え願ひたいのと。あの、協議の内容ですか、内容の概要でもいいですから、どういうことが、こう、協議されて、どんどん、こう運んで行ったというような、そこらの流れも願ひできたらと思ひます。

それと、あの、町長の答弁で、老人ホーム、ホテル、あるいはモビレジなどを、まあ、空き家について、まあ、事業者のプライバシーにも関わってということで、「あんまり答弁ができない」というようなことなんですか。空き家を必要にする、ほの目的っていうんは、最終、町長が言われた、移住ですか。移住が一番目的になるのか。それとあのう、一番最後に言われた「移住交流センター」、これは、あのう、美波町にそういう看板を立てて、窓口にするようなかたちになっていくのか、どうか。

それと、これ10月の6日7日のお祭ですか、お祭に、大阪の女性と地

元の男性による若者同士の交流って。これ、あの、そこに来ているんで、まあ、イベントの中身、どのようなことをやられるのか。具体的に説明を願いたいと思います。

それと、小学校の宿泊体験については、まあ、あらはわかりましたが、これは、どんなんですか。美波町全体の小学生を対象に応募を募って、35名っていうんが、今、現在、決定しているのかどうか。そこらのところも、お聞かせ願いたいと思います。

長 町長。

長 お答えします。あのう、まず、「あこがれ」ですが、10月5日のですね、13時に南港で、大阪の、南港で集合して、14時に出帆して、夕方にどっか途中で予泊します。

それから、6日の土曜日の13時に日和佐港のまあ、入岸、まあ着岸、まあ、日和佐港って言いましても、わたしが言いました、中心点ぐらいと。で、そこで、13時に着きまして、まあ、歓迎会を催すると。「歓迎式」ですか。で、3時から一般公開を開始して、5時まで、17時まで一般公開。2時間、一般公開を、帆船の公開やって、終了。19時から、「子ども宿泊プログラム」35名まで。で、その小学生35名につきましては、町内の小学生4年生以上を、公募して、選考を加えて、健康とかそういうようなことで、多くを仕上げたいんですが、まあ、選考ということに、まあ、抽選か何かになるだろうと思います。そして、夜間の、まあ、船内のプログラムは、向こうのクルーによるプログラムで、こっちは入手しておりません。で、日没から、夜22時にかけて、イルミネーションの、まあ、点灯を行う。これにつきましても、関係漁協と、光についての影響云々につきましても、調整をしてるところでございます。

7日につきましては、6時30分に、まあ、起きて体操して、デッキ磨きもさせると。そして、7時30分に、朝食し、9時には、セイルドリル、つまり、この、帆ですね、帆をこう、揚げることをセイルドリルっていう、まあ、ご存じと思いますが、やって、それを、4枚ないし5枚、ぱっとう、帆船ですね、セイルドリルと。ま、そういうまあ、珍しいことをする。で、11時30分には、終了して、子どもたちは、ま、体験と食事として、船の中、グルメを味わい、帆を、ドリルを体験して、お昼前には、下船をすると。で、14時には、その当該帆船は、日和佐港を後にして、帰送回航をすると。

実は、乗って来た方々はこれと併せて、日和佐の祭かな、八幡さんの祭がございますもんですから、それにも、「ぜひ、参加したいわ」ということ。それぞれが、ビジネスガールですから、あくる日は出勤しなきゃいけません。ええと、7日は日曜日です。で、帆船乗りますと、また、

ゆっくり、80マイルですから、出勤ができないということで、ここから、大阪まで、貸切のバスで帰ると。こういう行路になります。で、まあ、そういうことで、いきます。

それから、今、2点めのご質問だったと思うんですが、いわゆる移住、「交流移住促進センター」は、大きい窓口は、都道府県、県知事に、県の中に1つ置いてございます。で、その、まあ、いうたら、市町村ごとのその、県という大きさでは、なかなか交流の希望っていうのは、ビジネスではまとまりませんから、県自身も、南の方にとか、山岳地帯にとか、いろんなこといった場合に、各町村に、そういう看板が無いと、担当ぐらい、窓口ぐらい作っていただかんと、ただ、言葉だけで終わっちゃうから。そういうまあ、いうたら、手先を作らなきゃなりませんから、県全体が、人口減少高齢化だから、そういうことは、まあ、町村会でも、町村長との会議でも言われたことで、で、それでは、もうすでに、3つの市・町はもう、できておるんで。あとあとは、また。で、わたしの方は、もう、実は、遅くはないつもりでおるんですが、もう、年内には早く看板を上げると。まあ、要するに、看板を上げることと、担当をどこにするか…。で、担当は、企画総務課で、そういう紹介があったときには、どうこうするという…。

3点めのご質問ですが、だったと思うんですが、空き家がねらいなのか。その、大きい、いわゆる公共施設、民間のホテルまで含めて。実は、わたしの方から、売ってるのではなくて、どうも、ま、噂としてはお寺の下あたりの方と。どうも、何とかホテルも、調子が良うないと。この付近も調子が…。ちょっとこれ、言いにくいんです。ほんとに言いにくい。で、そういうお話は、大阪でも、耳に入っておりまして、「わが方に任さないか」という接点があるもんですから。向こうのプライバシーより、こっちのプライバシー。で、わが方は、とりあえずは、うみがめ荘と城山と、それとモビレッジ跡地につきましては、もう、説明省略しますが。モビレッジについては、500万ぐらいで修繕して、こう、活用しようとしておりますが。

要は、わたしは、空き家に転住するちゅうのは、なかなか、言うは易しいにして、具体的には難しい側面がございますよね。ですから、まあ、ワンシーズンとか、2か月とか、こういうような滞在は、ある程度できても、とりあえず、個別の空き家はそういうことしかないだろうと。ショートステイと。で、まあ、そういうことが、まあ、当面ねらい目かなと思っております。

もう1つは、非常にまあ、空洞化していると。で、大きいホテルを構えとっても、かつてのようにならないと。もう、毎日の支払いに困ると。こういうような実態がありますもんですから、えー、当地においでるそ

の、持ち主のご意向もあるんだろうけど、ぜひ、手放すのか、所有権を持ったままでもいい、なんか、そのもう、マイナスになる前に、なんか人様に経営を任すのかと。ま、そういう接点を考えてるといっか、すでにもう、起こってるというたらええのか、ここらが、ちょっとプライバシーに属することですので、あんまり言えんのですが。ええ、ですから、お尋ねなんでね、お尋ねなんで、実は、それをもうやりよると。

で、こういうことをね、公にしちゃうと、ようし、ほんなら話があるなら、おれやったるちゅうてやっぱり、多県との競争もありますので、先生、その点はひとつお含みください。だから、町内にある、非常に、町内的には大手で、一生懸命に頑張っておって、かつての交流観光を支えていたのが、非常にもう、今思案のどん底にあります。で、それをどないぞして結びつきたいちゅうんが、一念であります。まあ、できたら、あのう、そういう意味で、あのう、はばかっているところでございます。それからもう1つ、これは、影治総務課長の方から、お答えすべきことでは、いわゆる審議会の委員にありまして、ただ、来てそこで、資料を見て言うんでなしに、相当まあ、考えていただいて、持ってる見識を持って来てもらうっていうこと。特に、医療問題の教授であるとか、何とかいうんは、なかなかですね、あのう、ほんとに実際問題として、徳島から来ていただいてですね、もう、1日、日当7万も10万もいいよる人を、ただで、日和佐で、なかなか人材得がたいです。で、最低限、そういう特殊な専門的なことについては、やはり、もう、まあ、1万ぐらい出しませんと。実際は、テンパーやりますから、9千円でございますので。で、もう1つ、公務員である場合については、出しておりませんから。例えば、大学の教授とか、あるいは県のなんとか局長やいうんは、もう、いっさい出しておりません。そうでない方については、最低限、まあ、やっぱり手取りで、9千円ぐらいでないと、なかなか小さい町での識者の委員にご承認いただくのは、至難であると。まあ、いうようなことではございました。

それから、もう1つのその、「総合計画」の委員についても、それにつきましては、あのう、安いほどいいんですが、安くて責任の重いちゅうんは、なかなか、そうかといっってお金は高いから、というんで。非常にそこは難しい。行革はやらなきゃならない段階ですけども。小さい町で、識者の知恵を結集する。そして、出席率を高めて、議論をしていただくと。宵には勉強して来てもらうと。自分だけの意見を吐露すんでないと。まあ、そういうような非常に重い任務を、負荷願っておる立場上、「総合計画」と「医療」と「行政改革、組織機構の改善委員会」の3つにつきましては、わたくしまあ、相談も受けて、そら、得がたい職で、みんなお断りされる中で、ぜひ、町の困難を知恵を出していただきたいとい

う、まあ、特殊な事情といたしますか、まあ、そういう事情にありまして、日当1万円ということで、まあ、内規を決めさせていただいて、これに対応しようとしているところでございます。

えー、行革は、もちろんしなけりやなりません。しかし、得がたい職についたり、あるいは、得がたい委員の場合についてはですね、その責任と、審議の内容と。こういうことを勘案して、ただ、ご質問の趣旨は、経費節減についてをやっていきたいですが、これをただにするとなかなか難しいちゅう面がございます点を、ひとつどうぞ、ご理解賜りまして、ご可決いただければと思っております。

議 長  
16番議員

北山議員。

まあ、答弁が、こう、あとさき逆になりましたようなんですけど、ま、質問したあの、順番で、また質疑をしたいと思えます。えー、一番最初にした謝金の関係ですけど。えー、当然、あのう、専門的な大学の先生とか、そういうんは、過去にも。過去って、今もあるんですかね、あの、「田井遺跡検討委員会」、あれについては、あのう、専門的な先生については、ちゃんとかう、謝金を出しておったように思います。そんな中で、ま、いろんなあのう、審議会があって、この審議会だけは難しいけんとか言うて、区別するんは、いかなもんかなあってというような感じがします。

それと、あのう、検討について。その場で資料をぱっと出されて、あの、検討するだけと、あの、家で、いろいろ勉強してもらって、すべてのあの審議会、全部やっぱり、ちゃんと前もって資料を出して、あのう、検討をして来ていただいて、その場で、あの、いろんな意見を出してもらおうと。そういうかたちに、今後は、あのう、町としては、やっていただきたいと思えます。あのう、いろんな、こう、審議会がありますけども、その審議会についても、その場で、資料をぱっと出されて、その場で検討してくださいよっていうような、そういうかたちが今まで、過去にはずっと、こう、あってきたんで、やはり、あのう、検討していただくんであるんで、やっぱり1週間前ぐらいに資料を送って、まあ、勉強してきてもらおうような、そういうかたちをとっていくべきだろうと思えます。

それと、あの、もう1つ、あのう、町長は、4つの審議会ですか。なかなか、あのう、なり手もなかったというような話もあったんですけど、わたしは、あのう、前の一般質問でも言いましたが、あのう、町内で、やはり、いろいろ、あのう、勉強されとう方もおいでになると思えます。いろいろ関心を持たれとうこと、方も、おいでになると思えます。そういう方に、やはり、あのう、公募をして、地域の人に、いろんなこう、考えを出していただくように、まあ、ほの委員になってもらう、公募を

まず、やるべきでないのかなあと。で、そう、公募をやって、おらん場合は、また、次の段階で、考えるべきことだろうと思うんですけど。まず、やっぱり、あのう、町民に対して、こういうことを一緒に、あのう、協働で考えていただけんかというような趣旨で、公募をするべきでないのかなあと。まず、それをやった上で、考えていくべきでないのかなあとと思います。

次に、あのう、交流事業の件ですけど、えー、町長の、イベント自体のこう、流れっていうんは、ま、町長の説明で、まあ、ある程度よくわかりました。わたしの、あの、先ほど言った、流れっていうんは、交流推進協議会が、まあ、どういう議論をしていったか、議論の流れをちょっと聞かしていただきたいということで、質疑をしているわけでありませう。

それと、あのう、「移住交流促進センター」、これはあのう、町の方に、看板を上げるっていうんは、よくわかりました。その担当課っていうんが、企画っていうような答弁だったんですけど、先ほどの「交流事業推進協議会」っていうんが、副町長を会長にして、あのう、産業振興課ですか、が、やっぱり、窓口で、そういう協議会をやられておるんであれば、やはり、あの交流センターの看板は、その課に上げるべきでないのかなあっていうような、わたしは、気がします。

それと、空き家については、えー、ま、個人の持っているものについては、まあ、ショートステイ、将来ショートステイっていうような方向が一番、そういうふうにかざるを得ないのでないのかなあというような答弁がありました。えー、町の、についての、あの空き家については、まあ、どういうかたちになっていくんか。もし、あの、考えがあれば、あのう、お答えをいただきたいと思ひます。お願いします。

議  
町

長  
町長。

あのう、中東を協議会っていうんはですね、90万円もあるし、受益者から負担もとらなきゃいけませんし、大阪市からもこっちに出してきたりして、するもんだから、そりゃ公務員がですね、本来の業務以外に、金さわっちゃいかんもんですから。わたしがなんでも、こう、すりゃいいんですけど、会計課でやるわけにいかんから。うちも90万負担金で、こう、協議会に。そういう、この、協議会は、その場、この船が帰ったら、もう、精算して、領収書つけて確認とったら終わりにする協議会でございまして、いわゆる交流促進をこの、帆船の来ること交流の一助になるんですが、そういう大きい取り組みにつきましては企画総務課が行うということでございます。

それと、その、交流センターの流れはどうかっていいますと、県のですね、本庁及び南部県民局長から来て、「ひとつ、美波町あたりは、もう、

由岐にはすでにそういう芽生えがあるんだから、旧由岐町に。そういうことをやってくれんか」という、流れっていても、別に協議してるわけじゃなくて、県に一旦、ほれをおいたもんだから、各市町村に、担当部局が...、あれは、どこかいな...、あれは...、県の地域振興局、地域振興局でない...。県の本庁の理事及び南部県民局長が、いわゆる「県の施策として、市町村に窓口をおいてください」といういわゆる要請を受けて、そのおりに、わたしども、副町長と、同席して、ちょっと、まだ待てということをやったり、団塊の世代だけに限ったんでは、具合が悪いとか。病気、まあ、言葉は悪いですが、人口増えてもですね、透析中の患者を受けるような人口移動では具合悪いと。言葉は悪いですが、身体検査を要する。

われわれが、いちばん困ってるのは、高齢者比率が高くなってきて、こういう逆ピラミッドになっとなを更生するためには、なかなか団塊の世代と一口に言われても具合悪いと。いうことで、いわゆる、もうちょっと広がりのある...、とこういうようなことでございますので。流れというのは、行政の本庁の方針、県庁の方針に基づいて、われわれが市町村として協力していくっていう協議の中で、進めてきてることでございます。

議 副 町 長

長 副町長。

まず、あの、都市と田舎の交流につきましては、あのう、最終的には、まあ、いうたら、美波町の資源をですね、まあ、売り込んでいきたいということで、その、大阪市ですね、ま、ひとつのほの経済というか、実業的なところを、まあ、美波町の方に、目を向けていただいて、まあ、あのう、そういうことで。この産業振興をですね、基本的にまあ、おいておりますので。えー、事務局については、まあ、産業振興課の方で、まあ、やっていただくと。

それと、まあ、団塊の世代を中心にしたですね、まあ、移住についてはですね、これはまあ、あのう要するに交流と、最終的には、まあ、定住と言うような考え方がございますので、これは、あのう、旧の企画調整課のほうで、やってきた経緯がありますので、えー、総務企画課の方で、まあ、やって。そういふうに、まあ、分けて、考え方として分けております。

それで、まず、「都市と田舎の交流事業の推進協議会」でございますが、えー、まああの、協議会についてですね、具体的にまだ、全体が寄っての会議というのは、いたしておりません。この議会が済んでからですね、する予定でありまして、商工会、観光協会、まあ農協とか漁協とかですね、それと、祭の太鼓若衆とかですね、そういうのが、まず、町の方の協議会のメンバーに、まあ、入っていただくということで。個々には、

こう、連絡は申し上げてはおるんですけども。

具体的に、先方、相手方である大阪市につきましては、町長が、まあ、説明いたしましたように、実業家である「ウェルネスサポート」のイリシカ社長を中心にしてですね、それと、いろいろ今まで、えー、地域資源のことでアドバイスをいただいております「伊藤事務所」の所長の伊藤所長を中心にして取り組んできておりました。

それと、大阪市についてはですね、「大阪市こども青少年局」を窓口にして、まあ、交渉をして、それと、今回は、大阪市が所有する帆船で、まあ、来ていただくということで、「大阪市港湾振興協会」そういうところと、まあ、やってきた経緯が、ございますので。これが具体的に。まあ、事業内容といたしましてはですね、えー、10月の6日にまあ、本町のまあ、恵比須浜港に、まあ、岸壁ができないので、まあ、その周辺にまあ、入港というかたちになってきます。えー、一応、4時頃、6日の4時頃に、えー、わたしどもの町の方に来ていただいておりますね、その後、関係者につきましては、えー、50名ぐらいの方が、ほの船に乗って来ますので、宿泊場所は「うみがめ荘」で、泊まっていただくということで。その前に、白い燈台、「ホテル白い燈台」で歓迎式をしてですね、夜は、「うみがめ博物館」を見学したり、「八幡神社の宵祭」に参加したり、というようなことで。一方ですね、子ども達35名、これは地元の小学生高学年でございますが、これを、近々まあ、募集をしてですね、35名、まあ、あのう、参加者決めようと思っておるんですけども。これは、一応、帆船については、2時頃にまあ、美波町へ来ますので、えー3時から、一般公開をしてですね、子ども達35名については子ども宿泊プログラムというのを、まあ、6時ぐらいから、その帆船に乗っていただいておりますね、開始をしたい。

翌日の7日の日曜日でございますが、50人の大人につきましては、農業体験とかですね、「道の駅日和佐」での物産PR紹介とかですね、えー、海岸周辺で、まあいうたら、海産物農産物を使った浜節句的なものを料理等を、まあ、見ていただいたり食べていただいたり、してですね、えー、「八幡神社の秋祭り」も参加をしていただいておりますね、午後、まあ2時ぐらいにバスで大阪市の方へ帰っていただく。一方、海上の子ども達についてはですね、7日の日曜日には、朝、起床とかそういうのを、デッキ磨きとかして、それと、「セイルドリル」とかいうのを、午前中にやってですね、えー、午前中いっぱい船での体験をしていただいております。えーこれで、まあ、期待される効果といたしましては、まあ、美波町としての、まあ観光、美波町としての、まあ、点検をですね、まあいうたら、町民による受け入れの姿勢の確認とか、まあいろんな点検が、できるかなあということと、それと、美波町



資源のまあ、PR売り込み等も、まあ、できるかなあということを考えております。

それと、参加しました招待者への美波町の、まあ、口コミ、今後、口コミによるPR等もですね、期待できるんじゃないか。

それと、帆船「あこがれ」を通しての、海事思想の普及ですとかですね、帆船内宿泊体験提供による子どもの自立というようなものも、理解できるかなあというように、まあ、考えております。

えー、ちなみにこの行事の中で、大阪市の、まあいうたら、えー、会社勤めをしております、独身女性30人をですね、来ていただくということにしておりますので、現在、まあ、あとう、美波町の独身男性ですね、これを今、ちょっと人選を、まあ、しておるわけでございますが、それらの独身男性との交流というのも、この行事の中で、まあ、やっていると。こういうふうに、まあ、考えております。以上でございます。

10番議員  
議長

議長、小休動議。

時間の都合で、中途ですけど、小休...します。

(時に10時46分)

(時に10時58分)

議長

再開いたします。それでは、質疑に入りますが、えー、双方とも、簡単明瞭に、よろしく願いいたします。北山議員。

16番議員

えー、「推進協議会」については、まあ、今回のお祭だけのやつだっていうんは、よくわかりました。しかしながら、都市と交流、田舎の交流については、今後も当然必要なことだと思いますんで、今後のことについての、あの、審議会、審議会協議会というんですか、まあ、ほれは名称は同でもいいんですけど、やはり、あとう、作っていただいて、今後のことをやはり、検討していただきたいと思います。

まあ、それと、「移住交流促進センター」、この目的が、定住ということで、まあ、企画が今までやっていたから、企画に看板出すんだという説明がありましたが、まあ、それはそれでいいんだと思いますけども、やはり、都市と田舎の交流を産業課で、担当していくんであれば、やっぱり、双方の課が、一緒になって、検討をしていただきたいと思います。

それと、あとう、小学校の件でありますけども、今後、募集をしていくというような答弁がありました。えー、35名、えー、美波町内には小学校が、伊座利から赤松まで、7校ですか、7校あります。とすれば、まあ、1校5名、っていうようなかたちで、まあ、35名になるんじゃない

ないんかなあと。で、やはり、まあ、交流が目的というんでありますんで、美波町の小学校の交流も含めて、各小学校で、まあ、これは、わたしの、あの、意見なんですけど、まあ、5名ずついれてもらうというようなかたちで、あの、公募をしてはどうかになってということも申しつけて、余分につけたいと思いますんで、また、検討していただきたいと思いま

議 長  
7 番 議 員

他に、質疑ございませんか。戎野議員。

えー、じゃ、あのう、ページですね、14ページの、まあ、一般質問の中で少し触れておきましたが、地域イントラのネットの基盤施設整備事業負担金ということで、まあ1億5千900万という大きな補正予算の中心を占めてると思うんですが。ええと、今回、本庁、支所とか、学校、え、学校はどうなんでしょうか、公民館とか、公共施設の間をケーブル光ファイバー等につなぐということなんですが。具体的に、あのう、旧日和佐・由岐の施設のどの所を結ぶのか。

そしてですね、あ、そのう、ええとですね、各家庭からそのネットにアクセスすることが、コウシュ回線を使って、可能なのか。また、可能なようにもっていくのか。その点をお聞きしたいと。

そしてですね、まあ、あのう、将来的な構想の中で、情報通信網、テレビ放送を含めた、あのう、運用業者の選定、プロポーザルを10月に、まあ、行うということですが、えー、このイントラネットのシステムが発展しながらですね、えー、テレビ放送、デジタル放送化へ向けての情報通信網と、テレビ、それから、公共からの、まあ、情報提供ということが、構想されているのか。その点について、お尋ねしたいと思いま

議 長  
総務企画課長

総務企画課長。

大体、大きくは、3点の具体的な施設の名称と、まあ、今回のイントラについて、各家庭から可能かということと、まあ、今後の、というようなことでしたので。まず、あのう、接続施設につきまして、全町申し上げます。

センター施設が、海部郡の3町でやっておりますが、これは、あの、美波町役場のあの日和佐本庁の所につくようになってます。それと、次に、由岐支所、それから、順番にいきます。美波町水道課、日和佐公民館、日和佐図書資料館、総合体育館、うみがめ博物館、国民宿舎、隣保館、日和佐保育園、赤松保育園、日和佐斎場、日和佐病院、日和佐幼稚園、海部消防組合日和佐出張所、道の駅日和佐、山河内公民館、日和佐学校給食センター、田井公民館、由岐公民館、美波町役場阿部出張所、由岐老人福祉センター、由岐保育園、木岐保育園、阿部保育園、由岐病院、B & G海洋センター、ぽっぽマリン、志和岐公民館、日和佐小学校、赤

松小学校、日和佐中学校、由岐小学校、木岐小学校、阿部小学校、由岐中学校の阿部分校、伊座利小学校、由岐中学校伊座利分校と由岐中学校になっております。

それと、あのう、各家庭から、っていうかたちですけども、今回の、まあ、イントラネット自体は、こう公共施設間だけをつなぐものでありますから、たちまち、ちょっと難しいかなというふうには思います。ただまあ、あのう、今回の地域イントラネットっていうのは、将来に向けての、あのう、各戸へのCATVの、まあ、前段といいますか、そういうことがありますので、将来的には、行政情報について、各戸から、あのう、セキュリティの問題もありますけども、あのう、なんて言うんですかね、情報を伝えたり、双方向っていうのは可能かなあというふうに思っております。で、よろしいですか。

議 長 戎野議員。

7 番 議 員 あのう、そしたら、具体的には、つなぐ場所はわかりましたが、その中で、お互いの行政公共施設間での情報のやり取りで、実際ホームページを見たり、何か、あのう、どういうことを、実際、この1億5千万でやるのか。それだけで、ケーブルを含めて、敷設費を含めて、それは可能なのか。ただ、その3町での負担金が、どの程度まで、まあ、維持費は別だと思うんですが、入ってるのかっていうことを、もう少し詳しく、お聞きしたいんですが。

議 長 総務企画課長。

総務企画課長 えー、何が、まあ、できるか、というところなんですけれども。あのう、地域イントラネットで、今回一番効果が現れる部分っていうのは、各小学校間を、まあ、高速の光ファイバーでつなぐということで、それぞれの情報であったりっていうのが、まあ、学校間のネットワークができるっていうのが、一番まあ、大きいかなあと思いますけれども。まず、それよりも、ほの、今、ちょっと申し上げましたけれども、最終的に、あのう、各戸への、まあCATV、ケーブルテレビ構想がございますので、それを全体的に、あの、引くっていうような、まあ、将来的にあるもんですから、今回の、まあ、地域イントラネットっていうのは、その幹線部分について、特に3町でやるっていうために、補助率のいい地域イントラネットの整備事業っていうような、ほの、国の補助金をいただいて、あのう、残りの、いわゆる加入者系については、補助率が若干落ちるといいうふうに聞いておりますので。あの、うまく組み合わせてやっていくっていう、まあ、あのう、2年後3年後のまあ、目標に向かっていくっていうような、まあ一つの過程っていうように捉えていただいて、今回、まあ、1億5千万ほどの町負担をして、これだけしかできんのかっていうようなんじゃないかと、ま、今のところ、ほの、地域イント

ラネットだけっていったら、そういうような、やっぱりまあ、囲われたネット社会ですので、まあ、どこまで、っていうのはありますけれども、まあ、将来に向けての、まあ、敷設というような、まあ、ことで、まあ、事業費については、あのう、ご理解いただけたらということ。

あとほの、各町の負担ていうことがありましたが。えー、各町の負担につきましては、あのう、実は、ほのう、接続する施設が、美波町の場合が、まあ、37施設でありますし、牟岐町の場合は、9つ、9箇所。それから、海陽町が、24箇所っていうことで、まあ、美波町が一番あの、多いということと、伝送路も一番長くなるということ、一番高いんですが、今、一応、あのう、言われてますが、美波町が、今諮っている、1億5,935万9千円。牟岐町が、5,284万6千円、海陽町が、1億3,774万1千円、というような、まあ、負担の割合になっております。これは、まあ、あのあくまでも、まだ、ほのう、入札が終わっておりませんので、ま、概算の事業費というようなことでございます。

議 長  
10番議員

他に、質疑…。山本議員。

ええと、3点お聞きしたいと思います。まず、11ページの地域イントラネットの、まあ、財源として、合併特例債というようになっておるが、これ、まあ、合併特例債で、まあ、使える、いわゆるまあ、上限があると思いますが、現在、まあ、どれぐらいのもう、何を消化しておるかということと、まあ、今後、この合併特例債の事業として、どのようなものに使うか。まあ、小学校等もあると思い、ほういうところをお聞きしたいんと。

22ページの公民館費で、公民館のこれあのう、工事請負費で、なにいいあのう、前の公民館前の駐車場を整備するとなっているが、工事のまあ、概要いうんをお聞きしたいんと。

まあ、まあ、関連として、本庁者の駐車場が、まあ、非常に狭く、住民の方々も、あのう、特に高齢者の方々は、車が出入りがごっつい難しいというような苦情もあり、そのことで、まあ、職員等、まあいろいろの多方面からの意見も聞いて、あのう、整備をするべきではないかいうことをちょっとお聞きしたいと思います。

それと、3点めに、21ページの、緊急津波対策事業費の工事請負費がこれ、264万になっておりますが、これ、ごっつい、あのう金額も大きい、まあ、太陽光とか、ほういうような方向か。ま、1箇所なのか、いうんもお聞きしたいと思います。以上です。

議 長  
総務企画課長

総務課長。

えー、合併特例債の件なんですけれども、あのう、今ちょっと、手元に資料がなくて、あのう、ちょっとちゃんとした答えが、できないので、あとで、また、ほのう、これぐらいの上限で、で、昨年どんだけ発行し

てて、ま、今後、というように、ことになろうと思うんですけれども。あのう、合併特例債につきましては、ま、償還期限の方が、実は、ほのう、20年というふうに、過疎債に比べて、約倍の長さがあるということがありまして。で、交付税の算入率は過疎債と同じで、7割3厘というふうになっております。で、今回合併特例債を採用させていただいたのは、後年度の負担の平準化っていうことで、10年償還の過疎債に比べて、ま、その倍ということなので、ま、合併特例債を選ばさせていただいたということはあるんですけれども。

あのう、前段の質問については、申し訳ありませんけれども、また、あとで、ということをお願いいたします。

議 長  
教 育 次 長

教育次長。

わたしの方からは、22ページの公民館費の工事請負費200万円のことについて、お答えをさせていただきます。工事請負費は、あのう、公民館の駐車場の整備ということを含んでおるんですが、全体の工事費200万円の内訳といたしましては、ま、公民館駐車場の整備工事で80万と、あと、公共下水道の引き込み工事で、桜町・奥河・東町の分が含まれておりますんで。こう民間の駐車場の整備工事としては、まあ、80万円という予算額を計上しております。

内容といたしましては、あのう、駐車場内の植込みの撤去でありますとか、時計台とか標識のあたりを、撤去をいたしまして。それと、あのう、歩道と車道の間、見切りのブロックがありますんで、そこらへんをこう、スロープといいますか、欠き込みをして、整備するというふうなことで考えております。

議 長  
副 町 長

副町長。

えー、直接、まあ、予算には、計上されておりませんが、ご質問ございましたので。役場庁舎の駐車場につきましては、まあ、議員おっしゃることについては、まあ、植込み等もごさいますので、あの件、差し言われておるんだらうと思っておりますので、その件についてはですね、今後よくまあ、検討してみたいと思っております。

議 長  
消 防 防 災 課 長

消防防災課長。

緊急津波対策費の工事請負費でございますが、太陽光発電によるLED照明を予定しております。数は6基でありまして、場所は、阿部公民館、志和岐荘厳寺、東由岐天神社、恵比須浜高台山、金比羅山、日和佐公民館を予定しております。以上です。

議 長  
8 番 議 員

春田議員。

すみません、1点。あのう、13ページの議会費についてなんですけども、あのう、6万4千円減額されておることなんですけども、これ、議会事務局長でも、答弁いただければとは思ってますけども。

全体ですね、町の予算ていうのは、まあ、50億弱です。まあ、あのう、最終的には50億超えるでしょうけども。議会ていうのは、まあ、1点3～4%ですかね。で、合併してですね、議員の、議員数の削減ということで、こういうふうなかたちで、少なくなっていくんはわかるんですけども、非常に、今後ですね、合併してこれから、その財政難の中で議論というか、議会ていうのは、まあ、活性化どんどんしていけないといけないと。そういうところで、先ほども、ちょっと感じたんですけども、あの、質問のあり方であったり、答弁のあり方であったり、まあ、非常に、えー、どんだんどんだん、こう、あの、エキサイトしたかたちのやり取りが、出てくると思うんです。

で、それに伴うですね、その、議事録の作成であったりとか、ま、そういうところの、その、仕事量が、オーバーワーク的にはなっていないのかとか。そういうところで、ちょっと、局長に、今の現状というのは、まあ、言いにくいかわかりませんが、まあ、どんだんどんだんこの議会が活性化していくということは、ま、非常にいいことではありますんで、まあ、そのあたりは、まあ、今後、増えていくであろうその仕事量・作業量というふうなところは、今のところどうなのかと。

今後の見通しみたいなのところもあれば、聞かせていただいたらと思います。

議長  
議会事務局長

局長。

あ、すみません。言いにくいんですけど、まあ、事務量としては、あのう、会議録には、だいぶ手間もかかっています。質問も答えも、的確にお願いできたらとは、思うんですが。ちょっと言いにくいんですが、これで終わります。

議長  
8番議員

春田議員。

たいへん言いにくいところを、すみませんでした。あのう、やはり、そのう、的確なそのやり取りていうんですか。それはもう、絶対その議員側も理事者側も必要になってくると。で、その中で、あのう、解決策であったり、今後の町の方向付けとかっていうのが出てきたら、これはもう、最高のことであって。

それに対して、例えば、そのう、まあ、議事録作成の時だけ、臨時的にでも、えー、もう1人作業員を増やすとか、そういうふうなかたちをとって、今後、考えていただければなあと、いうふうには思っています。当然、その、一般質問も、どんだんどんだん、こう増えてくるということは、もう、いいことであって、まあ、それを町民に広く知らせていくていうことも、いろいろな方法を、今後、考えられると思うんで。

まあ、ぜひ、議会費ていうところを、より多くとって欲しいと。議員歳費という意味ではなしに、活動を活発化するというところで。まあ、人

議 長  
17番議員

事には、ものは言えませんが、要望としてお願いしたいと思います。他に質疑ございませんか。川尻議員。

18ページの農林水産業費について、ちょっと、お伺いいたします。「森林情報管理システム整備事業委託料」それとですね、その下の、「緑の雇用担い手育成補助金」についてであります。まあ、第1次産業、皆さんもご存知のように、非常に低迷している中、この林業関係も特にその一つの業種だと思っておりますが、まあ、本町におきましては、町内の林業を振興ということで、まあ、いろんな施策をしております。...まあ、補助金を出したり、耐震に使う...、補助金出したり、いろいろしておる中で、この整備事業費の委託料、管理システムの内容をですね、どういう運営をするのか。また、どこが事業主体でやるのか。町がするのか、ま、森林組合なのか。ちょっと、内容をお聞きしたいのと。

その「担い手育成」についてですが、まあ、後継者、いわゆる後継者のことだと思っておりますが、それも、まあ、どのような方法で、これからの林業に対する後継者育成を考えておられるのか、ちょっとお伺いいたします。

議 長  
産業振興課長

産業振興課長。

えー、ただ今のご質問の点でございますが、ええと、まず、「管理システムの整備」でございます。これ、まあ250万ということで。実は、あの、現在、あの、「管理システム」というのはですね、山林のですね、えー山のいわゆる現在の、どういう種目の木が植わっておるのかどうか。それと、まあ、ほれは所有者ごとにですね、いわゆる紙ベースで、一応、誰その山は、檜が何本、何年生の何本植わっておるわというようなことの管理でございましてですね、これは、まあ、いわゆる電算システムに乗せていこうというようなことでございます。実は、まあ、これは、まあ、現在、町で使っておるのは、実は、まあ、10年前の資料で、県がこういった事業絡みでですね、いろいろまあ、そういった資料を持ってございます。その10年前の資料を使ってやっておるわけでございます。

今回、まあ、合併の交付金250万円ということで、100%補助というふうなかたちになってございますが、そういった、山の現在の地番であるとか、植種、採種、そういったものをですね、まあ、電算で一括管理をしてですね、今後のいわゆるまあ、効率的な、ほの、施行計画を立てるとかですね、そういった面に、まあ、生かしていきたいというふうを考えております。ですから、あのう、現在、先ほど言いました10年前のものは、どうしても、こう、10年過ぎますと、内容が、変わってきておりますので、ちょっと、これは使いにくいということでございますので、今回まあ、整備をさせていただくような格好になるかと。そ

ういうふうに思います。

それから、次にですね、えー、「緑の雇用」のまあ、「担い手の育成補助」でございますが、これはまあ、6万2千円でございます。この分につきましては、いわゆる林業の事業体と申しまして、まあ、ここで申し上げますと、まあ、あの森林組合がですね、えー、人を雇う場合にですね、いわゆる、まあ、社会保険料とか、ま、掛けなければいけないというようなところでですね、えー、その一部を、まあ、掛け金の事業主の掛け金の一部を、まあ、助成をしようというようなかたちの制度のものでございます。ちなみにまあ、これにつきましては、6万2千円でございますが、県が3万2千円と、町が3万円というようなかっこうで、してございます。まあ、雇用主に対する各種掛け金の助成というように、お考えをいただいたらいいかと思えます。以上でございます。

議 長  
17番議員

川尻議員。

今のちょっと件について。この、あのう森林組合等の、まあ、雇用の保険料がですね、この雇用、担ってる育成につながるのか。ただその、金銭的にね、保険の補助というようなま、答弁だったんですけども、ほこのところがね、ただ、ほの保険料のただ割り振るための、ほの補助金が、果たして担い手の、になるのか。課長どんな思えますか。

議 長  
産業振興課長

産業振興課長。

えー、まあ、非常にまあ、あのう、ちょっと答弁難しいんですけども、ま、うちの方といたしましては、現在、こういうふうかたちで、補助金を出すことによって、担い手が、いわゆるまあ、森林組合のいわゆるまあ、技術者が育っていくのだろうかというようなご質問だろうと思うんですけども。非常にまあ、こういう補助をすることによって、育てていかないかんとというようなことになろうかと思えます。

非常にまあ、現実はなかなか厳しいものが、必ずしもこれをやったからといって、それが、いわゆる山林の技術者に結びついていると、いう、100%結びつくというようなことではなかなか言いにくいわけですけども、少しでも、そういったかたちで、技術者の確保に結びつけばなあというふうに考えております。以上でございます。

議 長  
総務企画課長

他に質疑ございませんか。総務課長。

あの、先ほどの山本議員さんの質問に、今、資料が届きましたので、答えさせていただきます。合併特例債の発行可能額は、18年度から27年度までの10年間で、39億3,300万円であります。で、18年度末では、4,220万円を執行しておりまして、で、残り、ちょっと今、差引してませんけども、あと、残っているという状況であります。以上です。

議 長

他に質疑ございませんか。



質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。  
これより、議案第56号「平成19年度美波町一般会計補正予算（第3号）」を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案通り決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

「異議なし」と認めます。  
議案第56号は、原案のとおり可決されました。  
日程第7 議案第57号 平成19年度美波町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。  
税務保険課長。

税務保険課長 議 長 （議案第57号の説明をする。）  
説明が終わりました。質疑を行います。質疑ございませんか。  
質疑が無いようでございますので、質疑を終わります。  
これより、議案第57号 平成19年度美波町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

「異議なし」と認めます。  
議案第57号は原案どおり可決されました。  
日程第8 議案第58号「平成19年度美波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。  
説明を求めます。高齢者福祉監。

高齢者福祉監 議 長 （議案第58号の説明をする。）  
説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。  
質疑が無いようでございますので、質疑を終わります。  
議案第58号「平成19年度美波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

「異議なし」と認めます。

議案第58号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 意見書の件について議題といたします。

発議意第3号「道路整備の促進と道路財源の確保に関する意見書(案)」が提出されております。提出者の説明を求めます。江本議員。

2 番 議 員 発議第 3号 美波町議会議長 新矢公宏殿 提出者 美波町議会議員  
江本 昇 賛成者 美波町議会 坂口 進議員

意見書(案)の提出について 上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の第1項及び第2項の規定により提出します。

道路整備の促進と道路財源の確保に関する意見書(案)

道路は、地域の自立的発展や交流促進を図り、安全で安心できる生活を確保する上で欠かすことのできない根幹的な社会基盤であり、経済・産業活動や救急医療など、あらゆる活動を支える生命線である。

しかしながら、本町は、住民生活や社会経済活動の大部分を自動車交通に依存しているにも関わらず国道55号線をはじめ、これらを補完する県道・町道の整備水準は、他の地域に比べ非常に遅れている。

本町においては、活力ある地域づくりを推進するとともに、安全で安心できる地域の実現を図るためには、高速道路ネットワークの早期整備をはじめ、高齢化社会に対応した地域医療・福祉を支える道路、台風等の災害や近い将来高い確率で発生するとされる南海・東南海地震に備えた緊急輸送道路の整備、さらには橋梁等の既存施設の適切な維持管理が喫緊の課題であり、町民の多くは、これらの真に必要な道路の早期整備を望んでいる。

よって、国におかれては、地方の声や道路整備が遅れている地方の実情を把握し、地方の道路整備の重要性、緊急性を十分認識され、必要な道路整備を計画的に進められるよう、次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

1 美波町の道路整備に対する町民のニーズは依然として高いことを踏まえ、地方の道路整備を強力に推進するため、必要な道路財源を確保すること。さらに整備が遅れている地方への予算の重点配分を図ること。

2 地域間の交流を促進し、地域の競争力の向上や自立を支援するため、「四国8の字ルート」を形成する高速道路、地域高規格道路の早期完成を図ること。四国横断自動車道(阿南～徳島東)地域高規格道路(阿南安芸自動車道)・日和佐道路の早期完成・桑野道路・福井道路の整備区間指定・早期整備

3 住民の安全で安心な暮らしを支えるため、国道をはじめとする緊急輸送路の早期整備、県道、市町村路の生活道路の早期整備を図ること。

4 「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」

で指定される地域における地震対策の重要性・緊急性を十分配慮した道路整備を促進するとともに橋梁の耐震補強等の対策を推進すること。

5 今後、既存施設の急速な老朽化が懸念されるため、適切な維持管理が実施できるよう、必要な財源の確保を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年9月26日 徳島県美波町議会 議長 新矢公宏

提出先 内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・国土交通大臣・経済財政大臣・衆議院議長・参議院議長・地元選出国會議員 となっております。

よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。これより採決いたします。

発議意第3号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。

発議意第3号は原案どおり可決することに決定いたしました。

続きまして、発議意第4号「割賦販売法の抜本的改正に関する意見書(案)」が提出されております。提出者の説明を求めます。戎野議員。

7 番 議 員 発議第4号を読み上げて提案させていただきます。

平成19年9月18日 美波町議会議長 新矢公宏殿 提出者 美波町議会議員 戎野 博 賛成者 美波町議会議員 影山美雄

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書(案)の提出について

この議案を、別紙のとおり会議規則第13条の第1項及び第2項の規定により提出をいたします。

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書(案)でございます。

クレジット契約は、代金後払いで商品が購入できる利便性により消費者に広く普及している一方で、強引・悪質な販売方法と結びつくと高額かつ深刻な被害を引き起こす危険な道具にもなるものである。

現在の、クレジット会社の与信審査の甘さから、年金暮らしの高齢者に対し、支払能力を超える大量のリフォーム工事、呉服等の次々販売が繰り返されたり、年齢・性別を問わず、クレジット契約を悪用したりマルチ商法・内職商法その他の詐欺商法の被害がたえないところである。このようなクレジット被害は、クレジット契約を利用するがゆえに悪質な販売行為を誘発しがちとなるクレジットの契約の構造的危険から生じる病理現象であるといえる。

経済産業省の産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会は、このように深刻なクレジット被害を防止するため、平成19年2月から、クレジット被害の防止と取引適正化に向けて割賦販売法の改正に関する審

議を進めており、本年秋には法改正の方向性が示される見込みにある。今回の改正においては、消費者に対し、安心・安全なクレジット契約が提供されるために、クレジット会社の責任においてクレジット被害の防止と取引適正化を実現する法制度が必要である。

よって、美波町議会は、国会及び政府に対して、割賦販売法改正に当たっては次の事項を実現するよう強く要請する。

記

1 過剰与信規制の具体化 クレジット会社が、顧客の支払能力を超えるクレジット契約を提供しないように、具体的な与信基準を伴う実効性ある規制を行うこと。

2 不適正与信防止義務と既払金返還責任 クレジット会社には、悪質販売行為等にクレジット契約を提供しないように、加盟店を調査する義務だけでなく、販売契約が無効・取消・解除であるときは、既払金の返還義務を含むクレジット会社の民事共同責任を規定すること。

3 割賦払い要件と政令指定商品制の廃止 1～2回払いのクレジット契約を適用対象に含め、政令指定商品制を廃止することにより、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること。

4 登録制の導入 個品方式のクレジット事業者（契約書型クレジット）について、登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリング・オフ制度を規定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年9月26日 徳島県美波町議会 議長 新矢公宏

提出先 衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・経済産業大臣

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議

長

説明が終わりました。

発議意第4号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。

発議意第4号は原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第10 常任委員会の閉会中の継続審査申出書について議題といたします。

各常任委員長から所管事項のうち、会議規則第73条の規定によって、お手元に配りました「所管事務の事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。これからそれぞれ読み上げますので、ご審査をお願いしたいと思います。

総務産業建設常任委員会 江本委員長から、本委員会は所管事項のうち

次の事件について閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第73条の規定により申し入れます。

- 1．行財政改革の推進について
- 2．南海地震対策の推進について
- 3．商工業の振興及び雇用対策について
- 4．観光振興対策について
- 5．農業水産業の振興対策について
- 6．道路網、下水道及び港湾施設の整備について

文教厚生常任委員会 北山委員長から、本委員会は所管事項のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第73条の規定により申し入れます。

- 1．福祉対策の推進について
- 2．保健医療対策の推進について
- 3．環境汚染の対策について
- 4．教育施設及び環境の対策について

お諮りします。

それぞれ委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は終了しましたが、次回定例会の会期日程等は、議会運営委員会に付託したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。次回定例会の会期等は、議会運営委員会に付託いたします。付託したいと思っておりますが、お諮りします。

本定例会の会議に付されました事件は、すべて終了しました。

本日で閉会したいと思っております。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。

本定例会は、本日で閉会とすることに決定しました。これで本日の会議を閉じます。

平成19年第3回美波町議会定例会を閉会します。  
お疲れ様でした。

(時に18時20分)